

はじめに

改正中心市街地活性化法が施行され本年で13年目を迎え、全国の協議会地区において、中心市街地活性化への取組が着実に進められています。

また、平成26年には法改正が行われ、「裾野拡大」「重点支援」「実効性を高める取組」により、一層の推進が求められています。

中心市街地活性化事業を実施していくにあたっては、各省庁が設けている活性化に向けた各種施策を効果的、効率的に活用していくことが重要です。

活性化に取組む各地の協議会からは、各省庁の多岐にわたる施策を分かりやすく一括して紹介している資料を求める声が数多く出されていました。

当支援センターでは、こうした声を踏まえ、「中心市街地活性化支援策ハンドブック」を作成しております。

本ハンドブックは、中心市街地活性化事業に取組むうえで、その柱となる内閣府の中心市街地活性化基本計画認定申請マニュアルの「Ⅴ 基本計画の認定と連携した主な支援措置等」および国土交通省の「中心市街地活性化ハンドブック」の「Ⅴ.国土交通省の主な支援措置」をベースに、各省庁の支援策を支援分野別に取りまとめたものでございます。

各種支援策をご検討の際は、本ハンドブックをご活用いただき、中心市街地活性化にお役立ていただければと思います。

このたびの本ハンドブックの作成にあたりまして、内閣府をはじめ、関係省庁の皆様にご多大なご協力をいただき誠にありがとうございました。厚くお礼申し上げます。

本ハンドブックが中心市街地の活性化に日々取組まれている皆様にとりまして、有用な参考資料となれば幸甚に存じます。

平成30年10月

中心市街地活性化協議会支援センター

目 次

「中心市街地活性化支援策ハンドブック」のご利用にあたって

■支援策一覧

■支援策インデックス

■支援策内容

1. 「市街地の整備改善」関連施策
2. 「都市福利施設の整備」関連施策
3. 「街なか居住の推進」関連施策
4. 「経済活力の向上」関連施策
5. 「公共交通機関・特定事業等」関連施策

■参考

支援策ナビゲーション

問い合わせ先一覧



「中心市街地活性化支援策ハンドブック」のご利用にあたって

本ハンドブックは、中心市街地に携わる方々が、活性化に係る各省庁の施策をご利用になる際の手引書として、その主な支援策の概要を紹介したものです。

【使い方】

- 巻頭の「支援策一覧」では、支援策を探しやすいよう、掲載の全支援策を支援分野別に紹介しております。
- 「支援策インデックス」では、支援策をその内容で調べられるようにするとともに、支援分野別に、また以下の項目別に分類し、利用しやすいよう整理しております。

<分類項目>

「中活法に基づく特例措置等」「補助金・交付金」「税制」「金融等」「その他」、巻末に参考として、掲載全支援策を一覧できる「支援策ナビゲーション」をつけておりますので、併せてご活用ください。

- 各支援策には、統一した「支援策No.」をそれぞれ付してありますので、支援策を確認する場合の目印としてご利用ください。

【注意点】

- 支援分野ごとに該当する支援策を表示しておりますので、1つの支援策が複数の支援分野に表示されていることがあります。
- 掲載されている内容は、各支援策の概要ですので、実際の支援策の利用にあたっては、各ページ下欄に掲載の「問い合わせ先」までご確認ください。
- 掲載されている内容は変更される場合もありますので、ご注意ください。
- 本ハンドブックは、平成30年10月現在で編集しています。

■支援策一覧

1 「市街地の整備改善」 関連施策

支援策No.	支援事業名	所轄省庁	頁
1	(1) 土地区画整理事業の換地計画において定める保留地の特例 (法第 16 条)	国土交通省	15
1	(2) 路外駐車場についての都市公園の占用の特例 (法第 17 条)	国土交通省	16
1	(3) 中心市街地公共空地等の設置及び管理 (法第 18 条、第 19 条)	国土交通省	17
1	(4) 都市開発資金 (用地先行取得資金 (中心市街地活性化促進用地))	国土交通省	18
1	(5) 社会資本整備総合交付金 (道路事業 (区画))	国土交通省	19
1	(6) 社会資本整備総合交付金 (道路事業) 防災・安全交付金 (道路事業)	国土交通省	20
1	(7) 社会資本整備総合交付金 (道路事業 (街路)) 防災・安全交付金 (道路事業 (街路))	国土交通省	21
1	(8) 社会資本整備総合交付金 (都市再生整備計画事業)	国土交通省	22
1	(9) 社会資本整備総合交付金 (市街地再開発事業等) 防災・安全交付金 (市街地再開発事業等)	国土交通省	23
1	(10) 社会資本整備総合交付金 (都市再生区画整理事業) 防災・安全交付金 (都市再生区画整理事業)	国土交通省	24
1	(11) 社会資本整備総合交付金 (都市公園・緑地等事業)	国土交通省	26
1	(12) 社会資本整備総合交付金 (下水道事業、都市水環境整備下水道事業) 防災・安全交付金 (下水道事業、都市水環境整備下水道事業)	国土交通省	27
1	(13) 社会資本整備総合交付金 (港湾事業) 防災・安全交付金 (港湾事業)	国土交通省	28
1	(14) 社会資本整備総合交付金 (河川事業) 防災・安全交付金 (河川事業)	国土交通省	29
1	(15) 社会資本整備総合交付金 (住宅宅地基盤特定治水施設等整備事業) 防災・安全交付金 (住宅宅地基盤特定治水施設等整備事業)	国土交通省	30
1	(16) 社会資本整備総合交付金 (住宅市街地基盤整備事業) 防災・安全交付金 (住宅市街地基盤整備事業)	国土交通省	31
1	(17) 社会資本整備総合交付金 (バリアフリー環境整備促進事業) 防災・安全交付金 (バリアフリー環境整備促進事業)	国土交通省	32
1	(18) 社会資本整備総合交付金 (優良建築物等整備事業) 防災・安全交付金 (優良建築物等整備事業)	国土交通省	34
1	(19) 社会資本整備総合交付金 (住宅市街地総合整備事業) 防災・安全交付金 (住宅市街地総合整備事業)	国土交通省	36

1 「市街地の整備改善」 関連施策

支援策No.	支援事業名	所轄省庁	頁
1 (20)	社会資本整備総合交付金（地域住宅計画に基づく事業） 防災・安全交付金（地域住宅計画に基づく事業）	国土交通省	38
1 (21)	社会資本整備総合交付金（街なみ環境整備事業） 防災・安全交付金（街なみ環境整備事業）	国土交通省	39
1 (22)	民間都市開発推進機構による民間都市開発事業の支援	国土交通省	40
1 (23)	都市開発資金（都市環境維持・改善事業資金）	国土交通省	41
1 (24)	農村集落基盤再編・整備事業	農林水産省	42
1 (25)	地域用水環境整備事業	農林水産省	44
1 (26)	文化財建造物保存修理等事業	文部科学省	45
1 (27)	伝統的建造物群保存修理等事業	文部科学省	47
1 (28)	地方創生推進交付金	内閣府	49

2 「都市福利施設の整備」 関連施策

支援策No.	支援事業名	所轄省庁	頁
2 (1)	土地区画整理事業の換地計画において定める保留地の特例 (法第 16 条)	国土交通省	51
2 (2)	社会資本整備総合交付金（暮らし・にぎわい再生事業） 防災・安全交付金（暮らし・にぎわい再生事業）	国土交通省	52
2 (3)	社会資本整備総合交付金（都市再生整備計画事業）	国土交通省	54
2 (4)	医療提供体制施設整備交付金	厚生労働省	55
2 (5)	社会福祉施設等施設整備費補助金	厚生労働省	57
2 (6)	保育所等整備交付金	厚生労働省	58
2 (7)	保育対策総合支援事業費補助金	厚生労働省	59
2 (8)	公立文教施設の整備	文部科学省	60
2 (9)	地方創生推進交付金	内閣府	61

3 「街なか居住の推進」 関連施策

支援策No.	支援事業名	所轄省庁	頁
3 (1)	中心市街地共同住宅供給事業（法第 22 条～第 34 条）	国土交通省	63
3 (2)	地方住宅供給公社の設立の要件に関する特例（法第 35 条）	国土交通省	64
3 (3)	土地区画整理事業の換地計画において定める保留地の特例（法第 16 条）	国土交通省	65
3 (4)	社会資本整備総合交付金（都市再生整備計画事業）	国土交通省	66
3 (5)	社会資本整備総合交付金（優良建築物等整備事業） 防災・安全交付金（優良建築物等整備事業）	国土交通省	67
3 (6)	社会資本整備総合交付金（住宅市街地総合整備事業） 防災・安全交付金（住宅市街地総合整備事業）	国土交通省	69
3 (7)	社会資本整備総合交付金（地域住宅計画に基づく事業） 防災・安全交付金（地域住宅計画に基づく事業）	国土交通省	71
3 (8)	社会資本整備総合交付金（住宅市街地基盤整備事業） 防災・安全交付金（住宅市街地基盤整備事業）	国土交通省	72
3 (9)	社会資本整備総合交付金（街なみ環境整備事業） 防災・安全交付金（街なみ環境整備事業）	国土交通省	73
3 (10)	地域支援事業交付金	厚生労働省	74
3 (11)	地域創生推進交付金	内閣府	76
3 (12)	地域少子化対策重点推進交付金（結婚新生活支援事業）	内閣府	78

4 「経済活力の向上」 関連施策

支援策No.	支援事業名	所轄省庁	頁
4 (1)	大規模小売店舗立地法の特例（第一種大規模小売店舗立地法特例区域）（法第 37 条・第 38 条）	経済産業省	79
4 (2)	民間中心市街地商業活性化事業計画の経済産業大臣認定（法第 42 条）	経済産業省	80
4 (3)	独立行政法人中小企業基盤整備機構による協力業務（法第 44 条）	経済産業省	81
4 (4)	中小企業投資育成株式会社の特例（法第 45 条）	経済産業省	82
4 (5)	中小小売商業高度化事業に係る特定民間中心市街地活性化事業計画の主務大臣認定（法第 7 条第 7 項、第 48 条）	経済産業省	83
4 (6)	特定商業施設等整備事業に係る特定民間中心市街地活性化事業計画の主務大臣認定（法第 7 条第 8 項、第 48 条関係）	経済産業省	85

4 「経済活力の向上」 関連施策

支援策No.	支援事業名	所轄省庁	頁
4 (7)	特定民間中心市街地経済活力向上事業計画の経済産業大臣認定 (法第7条第12項、第50条関係)	経済産業省	87
4 (8)	市町村と独立行政法人中小企業基盤整備機構による貸付制度 (法第52条第2項)	経済産業省	90
4 (9)	中小企業信用保険法の特例 (法第53条)	経済産業省	91
4 (10)	認定特定民間中心市街地経済活力向上事業に対する大規模小売店舗 立地法の特例 (法第58条)	経済産業省	92
4 (11)	地域文化資源活用空間創出事業費補助金 (中心市街地活性化事業)	経済産業省	93
4 (12)	地域・まちなか商業活性化支援事業費補助金 (中心市街地再興戦略事業) のうち先導的・実証的的事业	経済産業省	94
4 (13)	中心市街地における低利融資 (企業活力強化貸付 (企業活力強化資金))	経済産業省	96
4 (14)	認定特定民間中心市街地活性化事業計画に基づく中小小売商業高度化事 業の用に供する土地を譲渡した際の譲渡所得の特別控除	経済産業省	97
4 (15)	中心市街地活性化ソフト事業	総務省	99
4 (16)	中心市街地再活性化特別対策事業	総務省	100
4 (17)	特定民間中心市街地経済活力向上事業の用に供する不動産の取得又 は建物の建築をした際の登録免許税の軽減	経済産業省	101
4 (18)	中心市街地商業活性化診断・サポート事業	経済産業省	102
4 (19)	中心市街地商業活性化アドバイザー派遣事業	経済産業省	103
4 (20)	地域・まちなか商業活性化支援事業費補助金 (中心市街地再興戦略 事業) のうち調査事業、専門人材活用支援事業	経済産業省	104
4 (21)	社会資本整備総合交付金 (都市再生整備計画事業)	国土交通省	106
4 (22)	地域・まちなか商業活性化支援事業 (地域商業自立促進事業)	経済産業省	107
4 (23)	地域文化資源活用空間創出事業 (商店街支援事業)	経済産業省	108
4 (24)	中小企業等支援人材育成事業のうち、中心市街地活性化普及促進事業	経済産業省	109
4 (25)	中心市街地・商店街に出店・事業を行う中小小売業者等の設備投 資資金等に対する低利融資 (企業活力強化貸付 (企業活力強化資金))	経済産業省	110
4 (26)	大規模小売店舗立地法の特例 (第二種大規模小売店舗立地法特例区域) (法第65条)	経済産業省	111
4 (27)	食品流通拠点施設整備対策 (卸売市場施設整備対策)	農林水産省	112

4 「経済活力の向上」 関連施策

支援策No.	支援事業名	所轄省庁	頁
4 (28)	地方創生推進交付金	内閣府	113
4 (29)	地域少子化対策重点推進交付金	内閣府	115

5 「公共交通機関、特定事業等」 関連施策

支援策No.	支援事業名	所轄省庁	頁
5 (1)	都市型新事業に係る特定民間事業計画の主務大臣認定 (法第7条第11項第1号、第48条)	経済産業省	116
5 (2)	共通乗車船券(法第40条)	国土交通省	118
5 (3)	道路の占用の特例(法第41条)	国土交通省	119
5 (4)	中心市街地食品流通円滑化事業に係る特定民間事業計画の主務大臣認定(法第7条第11項第2号、第54条、第55条)	農林水産省	120
5 (5)	乗合バスの利用者の利便の増進のための事業に係る特定民間事業計画の主務大臣認定(法第7条第11項第3号、第56条)	国土交通省	122
5 (6)	貨物運送効率化事業に係る特定民間事業計画の主務大臣認定(法第7条第11項第4号、第57条)	国土交通省	123
5 (7)	社会資本整備総合交付金(道路事業(街路)) 防災・安全交付金(道路事業(街路))	国土交通省	125
5 (8)	社会資本整備総合交付金(都市再生整備計画事業)	国土交通省	126
5 (9)	鉄道駅総合改善事業費補助	国土交通省	127
5 (10)	地域公共交通確保維持改善事業(地域公共交通確保維持事業/ 地域公共交通バリア解消促進等事業/地域公共交通調査等事業)	国土交通省	128
5 (11)	鉄道施設総合安全対策事業費補助(踏切保安設備整備)	国土交通省	130
5 (12)	地下鉄など鉄道整備に対する補助(都市鉄道整備事業費補助(地下 高速鉄道/空港アクセス鉄道等)、幹線鉄道等活性化事業費補助)	国土交通省	131
5 (13)	都市鉄道利便増進事業費補助	国土交通省	133
5 (14)	地域のまちづくりに寄与する官庁施設の整備	国土交通省	134
5 (15)	民間まちづくり活動促進・普及啓発事業	国土交通省	135
5 (16)	地方創生推進交付金	内閣府	137

■支援策一覧インデックス

1 「市街地の整備改善」 関連施設

	支援策No.	概要	支援事業名	頁
中活法に基づいた 特例措置等	1 (1)	■土地区画整理事業の換地計画において 保留地を確保するための支援を受けたい －市街地の整備改善を図るための特例－	土地区画整理事業の換地計画において定める保留地の特例 (法第16条)	15
	1 (2)	■路外駐車場の整備にあたって、 都市公園の地下占用の許可を受けたい －市街地の整備改善を図るための 許認可の特例－	路外駐車場についての都市公園の 占有の特例(法第17条)	16
	1 (3)	■中心市街地の緑地・広場の設置、 管理について支援を受けたい －市街地の整備改善を図るための 許認可の特例－	中心市街地公共空地等の設置及び 管理(法第18条、第19条)	17
補助金・交付金	1 (5)	■区画整理事業により整備される都市計画道路 に対する支援を受けたい －市街地の整備改善を図るための交付金制度－	社会資本整備総合交付金 (道路事業(区画))	19
	1 (6)	■中心市街地の都市機能の増進や道路整備に 対する支援を受けたい －市街地の整備改善を図るための交付金制度－	社会資本整備総合交付金 (道路事業) 防災・安全交付金(道路事業)	20
	1 (7)	■中心市街地へのアクセス向上のための街路、 駐車場等の整備に対する支援を受けたい －市街地の整備改善を図るための 交付金制度－	社会資本整備総合交付金 (道路事業(街路)) 防災・安全交付金 (道路事業(街路))	21
	1 (8)	■地域主導の個性あふれるまちづくりのための施 設整備、調査等に対する支援を受けたい －市街地の整備改善を図るための 交付金制度－	社会資本整備総合交付金 (都市再生整備計画事業)	22
	1 (9)	■市街地の再生・再構築を促進するための 土地整備や共同施設整備に対する支援を 受けたい －市街地の整備改善を図るための 交付金制度－	社会資本整備総合交付金 (市街地再開発事業等) 防災・安全交付金 (市街地再開発事業等)	23
	1 (10)	■空洞化が進行する中心市街地や都市基盤が脆 弱で整備の必要な既存市街地等において、土 地の区画整理事業に対する支援を受けたい －市街地の整備改善を図るための 交付金制度－	社会資本整備総合交付金 (都市再生区画整理事業) 防災・安全交付金 (都市再生区画整理事業)	24
	1 (11)	■中心市街地の活性化に資する公園、 緑地の整備に対する支援を受けたい －市街地の整備改善を図るための 交付金制度－	社会資本整備総合交付金 (都市公園・緑地等事業)	26
	1 (12)	■下水道の管渠、終末処理等下水道整備に 対する支援を受けたい －市街地の整備改善を図るための 交付金制度－	社会資本整備総合交付金 (下水道事業、都市水環境整備下水道事業) 防災・安全交付金 (下水道事業、都市水環境整備下水道事業)	27
	1 (13)	■中心市街地の活性化に資する港湾施設の 建設、改良に対する支援を受けたい －市街地の整備改善を図るための 助成制度－	社会資本整備総合交付金 (港湾事業) 防災・安全交付金(港湾事業)	28

補助金・交付金	1	(14)	<p>■洪水防止、まちづくりと一体的に行う河川整備、環境整備に対する支援を受けたい</p> <p>－市街地の整備改善を図るための交付金制度－</p>	<p>社会資本整備総合交付金（河川事業）</p> <p>防災・安全交付金（河川事業）</p>	29
	1	(15)	<p>■治水安全度の向上や良好な住宅地の整備・保全のための河川整備に対する支援を受けたい</p> <p>－市街地の整備改善を図るための交付金制度－</p>	<p>社会資本整備総合交付金（住宅地地盤特定治水施設等整備事業）</p> <p>防災・安全交付金（住宅地地盤特定治水施設等整備事業）</p>	30
	1	(16)	<p>■住宅建設・宅地開発に関連する公共施設整備を行うための支援を受けたい</p> <p>－市街地の整備改善を図るための交付金制度－</p>	<p>社会資本整備総合交付金（住宅市街地地盤整備事業）</p> <p>防災・安全交付金（住宅市街地地盤整備事業）</p>	33
	1	(17)	<p>■スロープ、エレベーター等バリアフリー化等の環境整備を図るための支援を受けたい</p> <p>－市街地の整備改善を図るための交付金制度－</p>	<p>社会資本整備総合交付金（バリアフリー環境整備促進事業）</p> <p>防災・安全交付金（バリアフリー環境整備促進事業）</p>	32
	1	(18)	<p>■優良建築物の整備を行うための支援を受けたい</p> <p>－市街地の整備改善を図るための交付金制度－</p>	<p>社会資本整備総合交付金（優良建築物等整備事業）</p> <p>防災・安全交付金（優良建築物等整備事業）</p>	34
	1	(19)	<p>■快適な居住環境の創出や街なか居住のための住宅等建設、公共施設整備に対する支援を受けたい</p> <p>－市街地の整備改善を図るための交付金制度－</p>	<p>社会資本整備総合交付金（住宅市街地総合整備事業）</p> <p>防災・安全交付金（住宅市街地総合整備事業）</p>	36
	1	(20)	<p>■地方公共団体の提案に基づく公営住宅建設や居住環境整備等に対する支援を受けたい</p> <p>－市街地の整備改善を図るための交付金制度－</p>	<p>社会資本整備総合交付金（地域住宅計画に基づく事業）</p> <p>防災・安全交付金（地域住宅計画に基づく事業）</p>	38
	1	(21)	<p>■地方公共団体と住民が協力して住宅施設等の整備改善をするための支援を受けたい</p> <p>－街なみの整備改善を図るための交付金制度－</p>	<p>社会資本整備総合交付金（街なみ環境整備事業）</p> <p>防災・安全交付金（街なみ環境整備事業）</p>	39
	1	(24)	<p>■農業生活基盤の整備、農村生活環境の整備等に対する支援を受けたい</p> <p>－市街地の整備改善を図るための助成制度－</p>	農村集落基盤再編・整備事業	42
	1	(25)	<p>■農業に係る水利施設の保全管理、整備や親水・景観保全施設等の整備に対する支援を受けたい</p> <p>－市街地の整備改善を図るための助成制度－</p>	地域用水環境整備事業	44
	1	(26)	<p>■重要文化財の管理、修理を行うための支援を受けたい</p> <p>－市街地の整備改善を図るための助成制度－</p>	文化財建造物保存修理等事業	45
	1	(27)	<p>■伝統的建造物やこれらと一体をなす環境の管理、修理、修景等を行うための支援を受けたい</p> <p>－市街地の整備改善を図るための助成制度－</p>	伝統的建造物群保存修理等事業	47
	1	(28)	<p>■「稼げるまちづくり」を目指したまちの賑わい創出を含む戦略的な取組に対して支援を受けたい</p> <p>－地方公共団体の自主的・主体的な取組で、先導的なものを支援するための交付金－</p>	地方創生推進交付金	49

全戸 equal (配資・出資・保険等)	1	(4)	<p>■ 中心市街地整備に必要な土地の買取資金について支援を受けたい</p> <p>－市街地の整備改善を図るための長期低利貸付制度－</p>	都市開発資金（用地先行取得資金（中心市街地活性化促進用地））	18
	1	(22)	<p>■ 民間事業者の行う都市開発事業に対して支援を受けたい</p> <p>－市街地の整備改善を図るための民間都市機構による出資要件の緩和等－</p>	民間都市開発推進機構による民間都市開発事業の支援	40
	1	(23)	<p>■ エリアマネジメント事業を行うまちづくり会社等への支援を受けたい</p> <p>－市街地の整備改善を図るための無利子貸付制度－</p>	都市開発資金（都市環境維持・改善事業資金）	41

2 「都市福利施設の整備」 関連施策

	支援策No.	概要	支援事業名	頁	
特例措置	2	(1)	<p>■ 土地区画整理事業の換地計画において保留地を確保するための支援を受けたい</p> <p>－都市福利施設の整備を図るための特例－</p>	土地区画整理事業の換地計画において定める保留地の特例（法第16条）	51
	補助金・交付金	2	(2)	<p>■ まちなかに公共公益施設等の都市機能等を導入するための支援を受けたい</p> <p>－都市福利施設整備のための交付金制度－</p>	社会資本整備総合交付金（暮らし・にぎわい再生事業） 防災・安全交付金（暮らし・にぎわい再生事業）
2		(3)	<p>■ 地域主導の個性あふれるまちづくりのための施設整備、調査等に対する支援を受けたい</p> <p>－都市福利施設整備を図るための交付金制度－</p>	社会資本整備総合交付金（都市再生整備計画事業）	54
2		(4)	<p>■ 医療計画に定める医療提供施設を整備するための支援を受けたい</p> <p>－都市福利施設整備のための交付金制度－</p>	医療提供体制施設整備交付金	55
2		(5)	<p>■ 社会福祉法人等が実施する社会福祉施設を整備するための支援を受けたい</p> <p>－都市福利施設整備のための助成制度－</p>	社会福祉施設等施設整備費補助金	57
2		(6)	<p>■ 保育サービスの基盤整備のため、市町村の整備事業に交付</p> <p>－都市福利施設整備のための交付金－</p>	保育所等整備交付金	58
2		(7)	<p>■ 地域の実情に応じて、小規模保育等の改修の支援を受けたい</p> <p>－都市福利施設整備のための補助金－</p>	保育対策総合支援事業費補助金	59
2		(8)	<p>■ 地域コミュニティの拠点としての学校施設等を整備するための支援を受けたい</p> <p>－都市福利施設整備のための助成制度－</p>	公立文教施設の整備	60
2		(9)	<p>■ 「稼げるまちづくり」を目指したまちの賑わい創出を含む戦略的な取組に対して支援を受けたい</p> <p>－地方公共団体の自主的・主体的な取組で、先導的なものを支援するための交付金－</p>	地方創生推進交付金	61

3 「街なか居住の推進」 関連施策

支援策No.		概要	支援事業名	頁
特例措置等	3 (1)	■優良な共同住宅を供給するための支援を受けたい －街なか居住の推進を図るための助成制度及び税制上の特例措置－	中心市街地共同住宅供給事業 (法第 22 条～第 34 条)	63
	3 (2)	■地方住宅供給公社を設立したい －街なか居住の推進を図るための許認可の特例－	地方住宅供給公社の設立の要件に関する特例 (法第 35 条)	64
	3 (3)	■土地区画整理事業の換地計画において保留地を確保するための支援を受けたい －街なか居住の推進を図るための特例－	土地区画整理事業の換地計画において定める保留地の特例 (法第 16 条)	65
補助金・交付金	3 (4)	■地域主導の個性あふれるまちづくりのための施設整備、調査等に対する支援を受けたい －市街地の整備改善を図るための交付金制度－	社会資本整備総合交付金 (都市再生整備計画事業)	66
	3 (5)	■優良建築物の整備を行うための支援を受けたい －街なか居住の推進を図るための交付金制度－	社会資本整備総合交付金 (優良建築物等整備事業) 防災・安全交付金 (優良建築物等整備事業)	67
	3 (6)	■快適な居住環境の創出や街なか居住のための住宅等建設、公共施設整備に対する支援を受けたい －街なか居住の推進を図るための交付金制度－	社会資本整備総合交付金 (住宅市街地総合整備事業) 防災・安全交付金 (住宅市街地総合整備事業)	69
	3 (7)	■地方公共団体の提案に基づく公営住宅建設や居住環境整備等に対する支援を受けたい －街なか居住の推進を図るための交付金制度－	社会資本整備総合交付金 (地域住宅計画に基づく事業) 防災・安全交付金 (地域住宅計画に基づく事業)	71
	3 (8)	■住宅建設・宅地開発に関連する公共施設整備を行うための支援を受けたい －街なか居住の推進を図るための交付金制度－	社会資本整備総合交付金 (住宅市街地基盤整備事業) 防災・安全交付金 (住宅市街地基盤整備事業)	72
	3 (9)	■地方公共団体と住民が協力して住宅施設等の整備改善をするための支援を受けたい －街なみの整備改善を図るための交付金制度－	社会資本整備総合交付金 (街なみ環境整備事業) 防災・安全交付金 (街なみ環境整備事業)	73
	3 (10)	■介護保険の被保険者が要支援・要介護状態となることを予防する事業等に対する支援を受けたい －街なか居住の推進を図るための交付金制度－	地域支援事業交付金	74
	3 (11)	■「稼げるまちづくり」を目指したまちの賑わい創出を含む戦略的な取組に対して支援を受けたい －地方公共団体の自主的・主体的な取組で、先導的なものを支援するための交付金－	地域創生推進交付金	76
	3 (12)	■少子化に対策の取組などに対して支援を受けたい －少子化に取り組む地方自治体を支援するための補助金－	地域少子化対策重点推進交付金 (結婚新生活支援事業)	78

4 「経済活力の向上」 関連施策

支援策No.		概要	支援事業名	頁
中活法に基づく特例措置等	4 (1)	■ 中心市街地に大規模小売店舗の立地を促進したい。 － 経済活力向上を図るための大店立地法の特例（出店手続きの適用除外）－	大規模小売店舗立地法の特例（第一種大規模小売店舗立地法特例区域）（法第 37 条・第 38 条）	79
	4 (2)	■ まちづくり会社等の行う商業活性化を促進するソフト事業に対する支援を受けたい － 中心市街地の商業活性化を支援する認定制度－	民間中心市街地商業活性化事業計画の経済産業大臣認定（法第 42 条）	80
	4 (4)	■ 資本金 3 億円超でも中小企業投資育成株式会社への初回投資を受けたい － 中小企業投資育成株式会社法の特例措置－	中小企業投資育成株式会社法の特例（法第 45 条）	82
	4 (5)	■ 中小小売業者が共同で事業環境の改善、経営基盤の強化に取組むにあたって支援を受けたい － 経済活力向上を図るための中小小売商業高度化事業－	中小小売商業高度化事業に係る特定民間中心市街地活性化事業計画の主務大臣認定（法第 7 条第 7 項、第 48 条）	83
	4 (6)	■ 中心市街地の商業基盤施設、商業施設への融資を受けたい － 経済活力向上を図るための特定商業施設等整備事業－	特定商業施設等整備事業に係る特定民間中心市街地活性化事業計画の主務大臣認定（法第 7 条第 8 項、第 48 条関係）	85
	4 (7)	■ 地元地域住民や自治体の強いコミットメントがあり、かつ、経済効果の高いプロジェクトを行うにあたって支援を受けたい － 中心市街地の経済活力の向上に寄与する事業を重点的に支援する助成制度－	特定民間中心市街地経済活力向上事業計画の経済産業大臣認定（法第 7 条第 12 項、第 50 条関係）	87
	4 (8)	■ 認定特定民間中心市街地経済活力向上事業に対し、必要な資金の貸付を受けたい － 市町村と中小機構による資金貸付制度－	市町村と独立行政法人中小企業基盤整備機構による貸付制度（法第 52 条第 2 項）	90
	4 (9)	■ 中心市街地の商業活性化を図るための信用保証制度の特例措置の支援を受けたい － 経済活力向上を図るための中小企業信用保険法の特例－	中小企業信用保険法の特例（法第 53 条）	91
	4 (10)	■ 中心市街地に大規模小売店舗の立地を促進したい － 経済活力向上を図るための大店立地法の特例（出店手続きの適用除外）－	認定特定民間中心市街地経済活力向上事業に対する大規模小売店舗立地法の特例（法第 58 条）	92
	補助金・交付金	4 (11)	■ 中心市街地活性化において、地域文化資源を活かしてにぎわいを創出し、交流人口の増加を図る環境整備をしたい － 中心市街地活性化のための施設等の整備事業支援－	地域文化資源活用空間創出事業費補助金（中心市街地活性化事業）
4 (12)		■ まちに賑わいを創出するための施設整備事業について支援を受けたい － 中心市街地活性化のための施設等の整備事業支援－	地域・まちなか商業活性化支援事業費補助金（中心市街地再興戦略事業）のうち先導的・実証的事业	94
4 (20)		■ まちに賑わいを創出するための調査や専門人材活用の支援を受けたい － 中心市街地活性化のための支援事業－	地域・まちなか商業活性化支援事業費補助金（中心市街地再興戦略事業）のうち調査事業、専門人材活用支援事業	104

補助金 交付金	4	(21)	<p>■地域主導の個性あふれるまちづくりのための施設整備、調査等に対する支援を受けたい －経済活力向上を図る施設整備・調査のための交付金制度－</p>	社会資本整備総合交付金 (都市再生整備計画事業)	106
	4	(22)	<p>■商店街の活性化に向けた取り組みに支援を受けたい －商店街組織が単独、又は民間事業者と連携して行う事業を支援する助成制度－</p>	地域・まちなか商業活性化支援事業 (地域商業自立促進事業)	107
	4	(23)	<p>■商店街において、地域文化資源を活かしてにぎわいを創出し、交流人口の増加を図る環境整備をしたい －商店街組織が単独、又は民間事業者と連携して行う事業を支援する助成制度－</p>	地域文化資源活用空間創出事業 (商店街支援事業)	108
	4	(27)	<p>■卸売市場の施設整備を図るための支援を受けたい －経済活力向上のための卸売市場の施設整備への助成制度－</p>	食品流通拠点施設整備対策 (卸売市場施設整備対策)	112
	4	(28)	<p>■「稼げるまちづくり」を目指したまちの賑わい創出を含む戦略的な取組に対して支援を受けたい －地方公共団体の自主的・主体的な取組で、先導的なものを支援するための交付金－</p>	地方創生推進交付金	113
	4	(29)	<p>■少子化対策の取組などに対して支援を受けたい －少子化対策に取り組む地方自治体を支援するための補助金－</p>	地域少子化対策重点推進交付金	115
税制	4	(14)	<p>■認定特定民間中心市街地活性化事業計画に基づく中心市街地の中小商業活性化のための税制支援を受けたい －経済活力向上を図るための税制－</p>	認定特定民間中心市街地活性化事業計画に基づく中小小売商業高度化事業の用に供する土地を譲渡した際の譲渡所得の特別控除	97
	4	(17)	<p>■中心市街地の不動産の取得・建築を促進する税制支援を受けたい －経済活力の向上を図るための税制－</p>	特定民間中心市街地経済活力向上事業の用に供する不動産の取得又は建物の建築をした際の登録免許税の軽減	101
(融資、出資、保険等) 金融等	4	(13)	<p>■まちづくり会社等の民間事業者が商業施設を整備する場合の低利融資を受けたい －経済活力向上を図るための低利な融資制度－</p>	中心市街地における低利融資 (企業活力強化貸付(企業活力強化資金))	96
	4	(25)	<p>■中心市街地で小売商業等を行うにあたっての、設備投資等に対する低利融資を受けたい －経済活力向上のための中小小売商業者を対象とした低利な融資制度－</p>	中心市街地・商店街に出店・事業を行う中小小売商業者等の設備投資資金等に対する低利融資 (企業活力強化貸付(企業活力強化資金))	110
その他 (セミナー、研修等)	4	(3)	<p>■まちづくり会社等の行う商業活性化を促進するソフト事業に対する支援を受けたい －中心市街地の商業活性化を支援する認定制度－</p>	独立行政法人中小企業基盤整備機構による協力業務(法第44条)	81
	4	(15)	<p>■市町村が行う中心市街地再活性化のためのソフト事業に対して支援を受けたい －経済活力向上を図るための市町村への財政支援－</p>	中心市街地活性化ソフト事業	99
	4	(16)	<p>■市町村が行う中心市街地再活性化のための施設整備事業に対して支援を受けたい －経済活力向上を図るための、市町村への財政支援－</p>	中心市街地再活性化特別対策事業	100

セミナー・研修(協賛)・相談・助言 NPOの世	4	(18)	<ul style="list-style-type: none"> ■ 中心市街地の商業活性化のために診断・サポートを受けたい － 経済活力向上を図るための独立行政法人中小企業基盤整備機構による診断・助言－ 	中心市街地商業活性化診断・サポート事業	102
	4	(19)	<ul style="list-style-type: none"> ■ 中心市街地活性化協議会の設立・運営、活性化計画についてアドバイスを受けたい － 経済活力向上を図るための専門家による助言－ 	中心市街地商業活性化アドバイザー派遣事業	103
	4	(24)	<ul style="list-style-type: none"> ■ まちづくりのリーダー人材の育成を図るための支援を受けたい － 中心市街地活性化のための人材育成支援－ 	中小企業等支援人材育成事業のうち、中心市街地活性化普及促進事業	109
	4	(26)	<ul style="list-style-type: none"> ■ 中心市街地に大規模小売店舗の立地を促したい － 経済活力向上を図るための大店立地法の特例（出店手続きの簡素化）－ 	大規模小売店舗立地法の特例（第二種大規模小売店舗立地法特例区域）（法第 65 条）	111

5 「公共交通機関、特定事業等」 関連施策

支援策No.	概要		支援事業名	頁	
中活法に基づいた特例措置等	5	(1)	<ul style="list-style-type: none"> ■ 都市型新事業を実施する企業等の立地促進を図る施設整備のための支援を受けたい － 都市型新事業を実施する企業等の立地促進を図るための特例－ 	都市型新事業に係る特定民間中心市街地活性化事業計画の主務大臣認定（法第7条第11項第1号、第48条）	116
	5	(2)	<ul style="list-style-type: none"> ■ 鉄道、ロープウェイ、路面電車、バス、旅客船等を対象とする共通乗車船券導入に係る支援を受けたい － 公共交通機関の利便増進を図るための許認可の特例－ 	共通乗車船券（法第 40 条）	118
	5	(3)	<ul style="list-style-type: none"> ■ 道路の未利用地を有効活用し、施設の設置等により中心市街地を活性化させたい － 道路占用の特例措置－ 	道路の占用の特例（法第 41 条）	119
	5	(4)	<ul style="list-style-type: none"> ■ 民間事業者が行う食品商業集積施設の整備に対する支援を受けたい － 中心市街地の食品流通の円滑化を図るための債務保証制度－ 	中心市街地食品流通円滑化事業に係る特定民間事業計画の主務大臣認定（法第7条第11項第2号、第54条、第55条）	120
	5	(5)	<ul style="list-style-type: none"> ■ 乗合バスの運行計画の変更手続きを簡略化したい － 公共交通機関の利便増進を図るための許認可の特例－ 	乗合バスの利用者の利便の増進のための事業に係る特定民間事業計画の主務大臣認定（法第7条第11項第3号、第56条）	122
	5	(6)	<ul style="list-style-type: none"> ■ 貨物の共同集配施設の整備、共同集荷、配送に対する支援を受けたい － 公共交通機関の利便増進を図るための許認可の特例－ 	貨物運送効率化事業に係る特定民間事業計画の主務大臣認定（法第7条第11項第4号、第57条）	123

補助金・交付金	5	(7)	<p>■ 中心市街地へのアクセス向上のための街路、駐車場等の整備に対する支援を受けたい</p> <p>－ 公共交通機関の利便増進を図るための交付金制度－</p>	<p>社会資本整備総合交付金（道路事業（街路））</p> <p>防災・安全交付金（道路事業（街路））</p>	125
	5	(8)	<p>■ 地域主導の個性あふれるまちづくりのための施設整備、調査等に対する支援を受けたい</p> <p>－ 公共交通機関等の整備改善を図るための交付金制度－</p>	<p>社会資本整備総合交付金（都市再生整備計画事業）</p>	126
	5	(9)	<p>■ 鉄道駅のホーム、コンコースの整備や駅空間のコミュニティステーション化を図るための支援を受けたい</p> <p>－ 公共交通機関の利便増進を図るための助成制度－</p>	<p>鉄道駅総合改善事業費補助</p>	127
	5	(10)	<p>■ 地域公共交通の確保・維持・改善を図るための支援を受けたい</p> <p>－ 公共交通の充実を図るための助成制度－</p>	<p>地域公共交通確保維持改善事業（地域公共交通確保維持事業／地域公共交通バリア解消促進等事業／地域公共交通調査等事業）</p>	128
	5	(11)	<p>■ 踏切遮断機等、踏切保安設備を整備するための支援を受けたい</p> <p>－ 鉄道の安全対策を強化するための助成制度－</p>	<p>鉄道施設総合安全対策事業費補助（踏切保安設備整備）</p>	130
	5	(12)	<p>■ 地下鉄整備事業、空港アクセス鉄道等整備事業、コミュニティ・レール化を行う事業等に対する支援を受けたい</p> <p>－ 公共交通機関の利便増進を図るための助成制度－</p>	<p>地下鉄など鉄道整備に対する補助（都市鉄道整備事業費補助（地下高速鉄道／空港アクセス鉄道等）、幹線鉄道等活性化事業費補助）</p>	131
	5	(13)	<p>■ 連絡線等の整備や既設駅の改良に対する支援を受けたい</p> <p>－ 公共交通機関の利便増進を図るための助成制度－</p>	<p>都市鉄道利便増進事業費補助</p>	133
	5	(15)	<p>■ 民間が主体となって実施する社会実験・実証事業等に対して支援を受けたい</p> <p>－ 民間によるまちづくり活動に対する助成制度－</p>	<p>民間まちづくり活動促進・普及啓発事業</p>	135
	5	(16)	<p>■ 「稼げるまちづくり」を目指したまちの賑わい創出を含む戦略的な取組に対して支援を受けたい</p> <p>－ 地方公共団体の自主的・主体的な取組で、先導的なものを支援するための交付金－</p>	<p>地方創生推進交付金</p>	137
（情報提供、相談助言、セミナー、研修等） その他	5	(14)	<p>■ 地域内の重要な交流拠点となる官庁施設の整備と連携を図り、地域のまちづくり計画を推進するための取組に対する支援を受けたい</p> <p>－ 中心市街地の活性化を図るための支援制度－</p>	<p>地域のまちづくりに寄与する官庁施設の整備</p>	134



■土地区画整理事業の換地計画において保留地を確保するための支援を受けたい

－ 市街地の整備改善を図るための特例 －

支援事業名

1(1)土地区画整理事業の換地計画において定める保留地の特例(法第16条)【国土交通省】

支援事業概要

認定を受けた中心市街地活性化基本計画（以下「認定基本計画」）に定められた土地区画整理事業であって地方公共団体、独立行政法人都市再生機構又は地方住宅供給公社が施行するものの換地計画（認定基本計画において定められた中心市街地（以下「認定中心市街地」）の区域内の宅地について定められたものに限る）においては、認定基本計画に土地区画整理事業と併せてその整備が定められた都市福利施設（認定中心市街地の区域内の住民等の共同の福祉又は利便のため必要な施設に限る）で国、地方公共団体等が設置するもの又は同様にその整備が定められた公営住宅等の用に供するため、一定の土地を換地として定めず、その土地を保留地として定めることができます。

支援策の内容

(1) 支援対象

認定基本計画において定められた中心市街地の区域内の宅地を対象とした土地区画整理事業

事業主体：地方公共団体、独立行政法人都市再生機構、地方住宅供給公社

(2) 支援を受けるための要件

本特例の対象となる保留地は、以下の要件を満たすことが必要です。

- ①認定基本計画において法第9条第2項第2号に掲げる事項として定められた土地区画整理事業であって土地区画整理法第3条第4項、第3条の2又は第3条の3の規定により施行するものの換地計画（認定中心市街地の区域内の宅地について定められたものに限る。）において定める保留地であること。
- ②当該特例による保留地を活用して整備する施設等が次のいずれかであること。
 - i) 都市福利施設（認定中心市街地の区域内の住民等の共同の福祉又は利便のため必要な施設に限る。）で国、地方公共団体、中心市街地整備推進機構その他政令で定める者が設置するもの（土地区画整理法第2条第5項に規定する公共施設を除き、認定基本計画において法第9条第2項第3号に掲げる事項として土地区画整理事業と併せてその整備が定められたものに限る。）
 - ii) 公営住宅等（認定基本計画において法第9条第2項第4号に掲げる事項として土地区画整理事業と併せてその整備が定められたものに限る。）
- ③当該特例による保留地の地積について、当該土地区画整理事業を施行する土地の区域内の宅地について所有権、地上権、永小作権、賃借権その他の宅地を使用し、又は収益することができる権利を有する全ての者の同意を得ること。

お問い合わせ先

国土交通省 都市局 市街地整備課

電話 03-5253-8111（内線 32-734）FAX 03-5253-1591

支援策№ 1 (2)

■路外駐車場の整備にあたって、都市公園の地下占用の許可を受けたい
ー 市街地の整備改善を図るための許認可の特例 ー

支援事業名

1 (2) 路外駐車場についての都市公園の占有の特例 (法第 17 条) 【国土交通省】

支援事業概要

都市公園の地下に設けられる、認定基本計画に定められた路外駐車場の整備を行うに当たり、一定の要件を満たす場合、公園管理者は占有の許可を与えるものとします。

支援策の内容

(1) 支援対象

市町村等

(2) 支援を受けるための要件

本特例の対象となる駐車場は、以下の要件を満たすことが必要です。

- ①基本計画において、駐車場法第 3 条の駐車場整備地区内に整備されるべき同法第 4 条第 2 項第 5 号の主要な路外駐車場（都市計画において定められた路外駐車場を除く。）の整備に関する事項を定めた場合であって、当該基本計画が法第 9 条第 10 項（第 11 条第 2 項において準用する場合を含む）の認定を受け、駐車場整備計画において、当該路外駐車場の整備に関する事項の内容に即して、その位置、規模、整備主体及び整備目標年次を明らかにした路外駐車場の整備に関する事業の計画の概要を定めること。
- ②都市公園法第 2 条第 1 項の都市公園の地下に設けられる路外駐車場の整備に関する事業の計画の概要について、あらかじめ、公園管理者（同法第 2 条の 3 の公園管理者）の同意を得ること。

備考

【留意事項】

都市公園の地下に設けられる路外駐車場は、都市公園法第 7 条の規定に基づく政令で定める技術的基準に適合していることが必要です。

お問い合わせ先

国土交通省 都市局 公園緑地・景観課

電話 03-5253-8111（内線 32-953）FAX 03-5253-1593

支援策No. 1 (3)

■ 中心市街地の緑地・広場の設置、管理について支援を受けたい
ー 市街地の整備改善を図るための許認可の特例 ー

支援事業名

1 (3) 中心市街地公共空地等の設置及び管理 (法第 18 条、第 19 条) 【国土交通省】

支援事業概要

認定中心市街地における一定規模以上の土地・建築物その他の工作物の所有者との契約に基づいて、地方公共団体又は中心市街地整備推進機構が、緑地・広場その他の公共空地・駐車場その他認定中心市街地の区域内の居住者等の利用に供する施設を設置・管理することができるものです。

支援策の内容

(1) 支援対象

事業主体：地方公共団体又は中心市街地整備推進機構

(2) 支援を受けるための要件

緑地・広場その他の公共空地を設置・管理する場合は 300㎡以上、駐車場を設置・管理する場合は 500㎡以上の規模であることが必要です。

備考

【留意事項】

中心市街地整備推進機構は設置・管理している緑地における保存樹等について、保存義務等を負うこととなります。(法第 61 条、第 62 条)

お問い合わせ先

国土交通省 都市局 まちづくり推進課

電話 03-5253-8111 (内線 32-555) FAX 03-5253-1589

支援策№ 1 (4)

■中心市街地整備に必要な土地の買取資金について支援を受けたい
ー 市街地の整備改善を図るための長期低利貸付制度 ー

支援事業名

1 (4) 都市開発資金（用地先行取得資金（中心市街地活性化促進用地））【国土交通省】

支援事業概要

地方公共団体等に対し、道路、広場、駐車場、面整備の種地、代替地等中心市街地の整備改善に必要な土地の買取りに必要な資金を長期低利で貸し付けます。

支援策の内容

- (1) 対象者
地方公共団体、地方公共団体を通じ中心市街地整備推進機構
- (2) 対象都市
人口 10 万人以上の都市、地方拠点都市地域の中心となる都市
- (3) 対象用地
認定基本計画に定める認定中心市街地（3ha 以上であること等一定の条件を満たすもの）の区域内の土地（買取りを予定する用地の 1 / 2 以上が公共公益施設であること。）（公共公益施設の例）
道路、鉄道、駐車場、公園、緑地、下水処理場、学校、図書館、病院、公営住宅、防災センター等。これらの施設の整備に伴う代替地。
- (4) 償還期間
10 年以内（4 年以内の据置期間を含む。）
- (5) 償還方法
元金均等半年賦償還
- (6) 融資率
100%
- (7) 融資利率
0.01%（平成 30 年 4 月 1 日現在）
※金利は随時変動しますので、詳しくは担当課までお問い合わせください。

お問い合わせ先

国土交通省 都市局 市街地整備課

電話 03-5253-8111(内線 32-754) FAX 03-5253-1591

支援策№

1 (5)

■区画整理事業により整備される都市計画道路に対する支援を受けたい
－ 市街地の整備改善を図るための交付金制度 －

支援事業名

1 (5) 社会資本整備総合交付金（道路事業（区画））【国土交通省】

支援事業概要

空洞化が進行する中心市街地において、土地の有効利用を促進するとともに、安全・安心で快適に暮らすことができ、活力ある経済活動の基盤となる市街地への再生・再構築を促進するため、街なか再生の実現に資する土地区画整理事業に対して支援を行います。

支援策の内容

(1) 事業主体

地方公共団体、土地区画整理組合、都市再生機構 等

(2) 支援を受けるための要件

土地区画整理事業の要件を満たす必要があります。

(3) 支援内容

土地区画整理事業によって都市計画道路等が整備されることに着目し、それらの都市計画道路等を用地買収方式により整備することとして積算した事業費の額を限度額として、支援を行うものである。

(4) 交付対象

移転、移設、道路築造、舗装、整地、河川水路、公園、減価補償金、営繕費、機械器具費、調査設計等のうち、一定の範囲が交付対象となります。

(5) 国費率

1/2、5.5/10～9/10

お問い合わせ先

国土交通省 都市局 市街地整備課

電話 03-5253-8111(内線 32-744) FAX03-5253-1591

支援策№

1 (6)

■ 中心市街地の都市機能の増進や道路整備に対する支援を受けたい
ー 市街地の整備改善を図るための交付金制度 ー

支援事業名

1 (6) 社会資本整備総合交付金（道路事業）【国土交通省】
防災・安全交付金（道路事業）

支援事業概要

中心市街地区域内において都市機能の増進及び経済活力の向上により中心市街地の活性化に資する道路の整備に対して支援を行います。

支援策の内容

(1) 事業主体

地方公共団体

(2) 交付対象

中心市街地区域内にかかる事業区域を有し、中心市街地における都市機能の増進及び経済活力の向上の観点で中心市街地の活性化に資するもので、国の費用負担等がある道路事業

(3) 国費率

各事業の交付率等による

(4) その他

事業区域の全部を中心市街地の区域外で行う道路事業であっても、中心市街地区域内へのアクセス向上や中心市街地区域内の渋滞緩和に資する事業を中心市街地と一体的に実施する場合などで、その主たる目的や効果が中心市街地区域内の活性化であり、併せて都市機能の拡散を適切に防止する施策が講じられている場合は、事業を基本計画に位置づけることが可能である。

また、支援措置の記載にあたっては、本ハンドブック「IV認定申請マニュアル」(IV-2)の「国土交通省の支援措置に係る記載例」を参考に以下①～②のどれかを選んで記載して下さい。

①社会資本整備総合交付金（道路事業）

②防災・安全交付金（道路事業）

お問い合わせ先

国土交通省 道路局 環境安全・防災課

電話 03-5253-8111(内線 38-133) FAX03-5253-1622

■ 中心市街地へのアクセス向上のための街路、駐車場等の整備に対する支援を受けたい
 — 市街地の整備改善を図るための交付金制度 —

支援事業名

1 (7) 社会資本整備総合交付金（道路事業（街路））【国土交通省】
 防災・安全交付金（道路事業（街路））

支援事業概要

都市内交通の円滑化や市街地の形成等を図る街路等の整備に対して支援を行います。

支援策の内容

(1) 事業主体

都道府県、市町村

(2) 補助対象

① 中心市街地へのアクセスの向上又は中心市街地内の歩行者空間の創出や移動の利便性・快適性の向上等により中心市街地の活性化に資する以下の事業であり、その全部または一部が中心市街地の区域内に存するもの。

- ・ 中心市街地へのアクセスを向上させる幹線街路の整備
- ・ 交通結節点の整備
- ・ 公共交通機関を支援する街路の整備
- ・ 駐車場の整備
- ・ 自転車駐車場の整備

- ・ 連続立体交差事業
- ・ 歩行者空間を創出する街路の整備

- ・ 無電柱化推進事業
- ・ 沿道の土地利用を促進する街路の整備
- ・ 中心市街地内の交通円滑化等を目的とする総合交通戦略に位置付けられた事業
- ・ その他中心市街地の活性化に効果の高い事業

② 中心市街地へのアクセスの向上又は中心市街地内の通過交通を排除することで歩行者空間の創出や移動の利便性・快適性の向上等により中心市街地の活性化に資する以下の事業であり、その全部が中心市街地の区域外に存するもの。

- ・ 中心市街地へのアクセスを向上させる幹線街路、公共交通機関を支援する街路、交通結節点、パークアンドライド等駐車場・自転車駐輪場等の整備
- ・ 中心市街地の通過交通を排除するなどの、中心市街地の交通円滑化に資する街路の整備、連続立体交差事業
- ・ 中心市街地内の交通円滑化等を目的とする総合交通戦略に位置付けられた事業
- ・ その他中心市街地の活性化に効果の高い事業

(3) 国費率

1/2 等

お問い合わせ先

国土交通省 都市局 街路交通施設課

電話 03-5253-8111(内線 32-845) FAX 03-5253-1592

支援策№

1 (8)

■地域主導の個性あふれるまちづくりのための施設整備、調査等に対する支援を受けたい
－ 市街地の整備改善を図るための交付金制度 －

支援事業名

1 (8) 社会資本整備総合交付金（都市再生整備計画事業）【国土交通省】

支援事業概要

地域の歴史・文化・自然環境等の特性を活かした個性あふれるまちづくりを総合的に支援し、全国の都市の再生を効率的に推進することにより、地域住民の生活の質の向上と地域経済・社会の活性化を図ることを目的とする制度です。

平成 16 年度に、「まちづくり交付金」制度として創設され、平成 22 年度より社会資本整備総合交付金の基幹事業に位置づけられています。

支援策の内容

(1) 概要

都市再生特別措置法第 46 条第 1 項に基づき、市町村が都市再生整備計画を作成し、都市再生整備計画に基づき実施される事業等の費用に充当するために交付金を交付。

(2) 交付対象事業

都市再生整備計画に位置付けられたまちづくりに必要な幅広い施設等を対象。

- ・道路、公園、下水道、河川、多目的広場、修景施設、地域交流センター、土地区画整理事業、市街地再開発事業、地域優良賃貸住宅、公営住宅、住宅地区改良事業等
- ・誘導施設の整備については、都市再構築戦略事業を実施する場合についてのみ交付対象となる。なお、都市再構築戦略事業については、事業の目的や地域要件、提案事業が交付対象外となる等、一定の要件があるので、詳しくは社会資本整備総合交付金交付要綱附属第Ⅱ編イ-10-(1)の7. を参照のこと。
- ・中心拠点誘導施設（医療施設、社会福祉施設、教育文化施設、子育て支援施設）、連携生活拠点誘導施設（医療施設、地域交流センター等）、生活拠点誘導施設（医療施設、地域交流センター）、高齢者交流拠点誘導施設
- ・市町村の提案に基づく事業、各種調査や社会実験等のソフト事業

(3) 交付期間

概ね3～5年

(4) 国費率

事業費に対して概ね4割（交付金の額は一定の算出方法により算出）

※都市再構築戦略事業は国費率1/2。

お問い合わせ先

国土交通省 都市局 市街地整備課

電話 03-5253-8111(内線 32-763) FAX03-5253-1591

支援策№

1 (9)

■市街地の再生・再構築を促進するための

土地整備や共同施設整備に対する支援を受けたい

ー 市街地の整備改善を図るための交付金制度 ー

支援事業名

1 (9) 社会資本整備総合交付金（市街地再開発事業等）【国土交通省】
防災・安全交付金（市街地再開発事業等）

支援事業概要

空洞化が進行する中心市街地において、土地の合理的かつ健全な高度利用と都市機能の更新を図るとともに、活力ある経済活動の基盤となる市街地への再生・再構築を促進するため、街なか再生の実現に資する市街地再開発事業に係る施設建築物の整備等に対して支援を行います。

支援策の内容

(1) 支援対象

地方公共団体、市街地再開発組合等

(2) 支援を受けるための要件

市街地再開発事業の交付対象要件を満たす必要があります。

1 既に都市計画決定がなされた地区又は採択年度内に都市計画決定がなされることが確実と見込まれる地区において行われるもの。

2 再開発促進地区、都市機能誘導区域内等において行われる事業であること。

3 施行区域が原則として 5,000 m²以上であること（住宅局所管の市街地再開発組合及び再開発会社が施行者である事業の場合。）。等

(3) 交付対象経費

調査設計計画費、土地整備費、共同施設整備費、防災性能強化費等

(4) 交付率

1/3（市街地再開発組合等に対しては、国 1/3、地方公共団体 1/3）

* 上記のほか、都市計画道路等の整備に要する費用に対する交付（公共施設管理者負担金に対する交付金、交付率 1/2 等。）がある。

お問い合わせ先

国土交通省 都市局 市街地整備課

電話 03-5253-8111(内線 32-745) FAX 03-5253-1591

国土交通省 住宅局 市街地建築課

電話 03-5253-8111(内線 39-654) FAX 03-5253-1631

■空洞化が進行する中心市街地や都市基盤が脆弱で整備の必要な既成市街地等において、土地の区画整理事業に対する支援を受けたい

－ 市街地の整備改善を図るための交付金制度 －

支援事業名

1 (10) 社会資本整備総合交付金（都市再生区画整理事業）【国土交通省】
防災・安全交付金（都市再生区画整理事業）

支援事業概要

空洞化が進行する中心市街地や、防災上危険な密集市街地など都市基盤が脆弱で整備の必要な既成市街地等において、都市基盤の整備と併せて街区の再編を行う土地区画整理事業に対して助成を行うことにより、土地の有効利用を促進するとともに、安全・安心で快適に暮らすことができ、活力ある経済活動の基盤となる市街地への再生・再構築を支援する制度です。

支援策の内容

(1) 事業者

地方公共団体、土地区画整理組合等

(2) 対象事業

①地区要件

[一般地区]

直前の国勢調査に基づくDIDに係る地区（重点地区については、DID内（都市機能誘導区域内にあっては、施行後直近の国勢調査に基づくDIDに含まれると見込まれる区域を含む）に存する地区に限る）、かつ、次の要件を全て満たす地区

*重点地区に関するDIDに係る要件の見直しについては、平成30年度末までに事業着手する場合に限り、従前のとおり取り扱う。ただし、直前の国勢調査の結果に基づく人口集中地区の区域外で行う事業にあっては、一般地区として取り扱う。

(イ) 施行前の公共用地率15%未満（中心拠点区域又は生活拠点区域の区域内において、都市再構築戦略事業【人口密度維持タイプ】事業として実施されるものにあつては（20%未満）ただし、幹線道路等を除く。拠点的市街地形成重点地区において、狭隘道路等を解消するとともに公益施設を整備する事業については、道路幅員6m未満（住宅地においては4m未満とする）の狭隘道路等についても除く。

(ロ) 市町村の都市計画に関する基本方針、都市再生整備計画等法に基づく計画に位置づけ

[重点地区]

(ア) 都市機能誘導重点地区

一般地区に係る要件を満たし、かつ、立地適正化計画で定められた都市機能誘導区域の区域内で行われる土地区画整理事業の地区。

(イ) 拠点的市街地形成重点地区

一般地区に係る要件を満たし、かつ以下の①から⑤のいずれかに係る地区

①都市再生緊急整備地域

支援策の内容

②都市再開発方針2号、2項地区

③都市鉄道等利便増進法に基づく交通結節機能高度化構想区域

④バリアフリー基本構想区域

* 市町村の都市計画に関する基本方針等において位置付けられた地域の拠点地区については、平成30年度末までに事業着手する場合に限り、従前のおり重点地区の要件として取り扱う。

その他、重点地区には安全市街地形成重点地区、歴史的風致維持向上重点地区があり、それぞれの要件が存在します。

②面積要件

指定容積率（予定を含む。）／100%×（地区面積） \geq 2.0ha *

* 一体的土地区画整理事業プログラムにおいて、街路等の他事業と一体的に行われる複数の土地区画整理事業であって、一体的に整備すべき一団の区域の1/2以上が土地区画整理事業により整備される場合を含む

* 安全市街地形成重点地区のうち重点供給地域において行う事業については、指定容積率（予定を含む。）／100%×（地区面積） \geq 1.0ha とする。

* 拠点的市街地形成重点地区において、狭隘道路等を解消するとともに公益施設を整備する事業については、指定容積率（予定を含む。）／100%×（地区面積） \geq 1.0ha とする。

* 都市機能誘導重点地区に該当し、都市再構築戦略事業【人口密度維持タイプ】事業として実施されるものにあつては、指定容積率（予定を含む。）／100%×（地区面積） \geq 0.5ha とする。

(3) 交付対象

土地区画整理事業費

調査設計費、宅地整地費、移転移設費、公共施設工事費、公開空地整備事業費、供給処理施設整備費、電線類地下埋設施設整備費、減価補償費、立体換地建築物工事費、仮設建築物整備費、防災関連施設整備費、浸水対策施設整備費、機械器具費、公共施設充当地取得費

(4) 国費率

一般地区：1/3

重点地区：1/2

お問い合わせ先

国土交通省 都市局 市街地整備課

電話 03-5253-8111(内線 32-733) FAX 03-5253-1591

支援策No. 1 (11)

■ 中心市街地の活性化に資する公園、緑地の整備に対する支援を受けたい
－ 市街地の整備改善を図るための交付金制度 －

支援事業名

1 (11) 社会資本整備総合交付金（都市公園・緑地等事業）【国土交通省】

支援事業概要

商店街等の中心市街地の活性化に資する公園・緑地の整備について支援を行います。
例：中心市街地活性化広場公園整備事業

支援策の内容

- (1) 対象者
地方公共団体
- (2) 交付対象経費と交付率
 - 1) 施設の整備に要する費用にあつては当該費用の 1/2
 - 2) 用地の取得に要する費用にあつては当該費用の 1/3
- (3) 中心市街地活性化広場公園整備事業の対象地区
 - ア. 地区の要件
 - ・ 中心市街地法に基づく基本計画に位置づけられた地区を含む地区で3箇所以上の公園
 - ・ 緑地の整備を行うもの。
 - イ. 事業箇所の要件
 - ・ 1箇所当たりの面積が 500 m²以上であること。
 - ・ 都市計画決定されていない公園、緑地を含む。ただし、事業完了後、都市公園として管理するものであること。

お問い合わせ先

国土交通省 都市局 公園緑地・景観課

電話 03-5253-8111(内線 32-953) FAX 03-5253-1593

支援策№

1 (12)

■下水道の管渠、終末処理等下水道整備に対する支援を受けたい

ー 市街地の整備改善を図るための交付金制度 ー

支援事業名

1(12) 社会資本整備総合交付金(下水道事業、都市水環境整備下水道事業) 【国土交通省】
防災・安全交付金(下水道事業、都市水環境整備下水道事業)

支援事業概要

中心市街地の環境改善や防災機能の向上を図るため、汚水処理整備をはじめ、浸水被害の防止、地震対策及び再生水のせせらぎ水路への活用等を目的とした下水道整備に対して支援を行います。

支援策の内容

(1) 事業主体

主に市町村

(2) 対象施設

下水道の管渠、終末処理場等

(3) 国費率

管渠の整備、終末処理場の用地買収、ポンプ場の整備等 1/2
終末処理場の処理施設の整備等 5.5/10

(4) その他

再生水や雨水を再利用したせせらぎ水路等の良好な水辺空間の創出を行う場合は「新世代下水道支援事業制度」等を活用することとなります。当該制度では、この他に、下水熱の地域冷暖房等への活用、下水道管渠を光ファイバー収容空間として利用し情報化社会構築への支援等を実施する事業主体に対しても支援を行っています。

(詳しくは担当課までお問い合わせください。)

お問い合わせ先

国土交通省 水管理・国土保全局 下水道部 下水道事業課

電話 03-5253-8111(内線 34-235) FAX 03-5253-1597

支援策No. 1 (13)

- 中心市街地の活性化に資する港湾施設の建設、改良に対する支援を受けたい
－ 市街地の整備改善を図るための助成制度 －

支援事業名

1 (13) 社会資本整備総合交付金（港湾事業）【国土交通省】
防災・安全交付金（港湾事業）

支援事業概要

中心市街地の活性化に資する港湾施設の整備に対して支援を行います。

支援策の内容

- (1) 事業主体
港湾管理者
- (2) 交付対象
中心市街地の活性化に資する港湾事業
- (3) 国費率
各事業の国費率による

お問い合わせ先

国土交通省 港湾局 計画課
電話 03-5253-8111(内線 46-324) FAX 03-5253-1650

支援策№ 1 (14)

- 洪水防止、まちづくりと一体的に行う河川整備、環境整備に対する支援を受けたい
－ 市街地の整備改善を図るための交付金制度 －

支援事業名

- 1 (14) 社会資本整備総合交付金 (河川事業) 【国土交通省】
防災・安全交付金 (河川事業)

支援事業概要

中心市街地における洪水の防止や地域のまちづくりと一体的に実施する河川の整備及び環境整備を行うものに支援を行います。

支援策の内容

- (1) 事業主体
河川管理者
- (2) 対象事業
以下のいずれかに該当し国の負担・補助等があるものが対象となります。
①中心市街地の区域内の河川において、当該事業が中心市街地の治水安全度の向上に効果のある事業であること。
②中心市街地の区域内の河川において、水辺空間の再生や地域住民等による施設の利活用を図るために実施する事業であること。
- (3) 国費率
各種河川事業に基づく
※地方公共団体向け補助金のうち、一部個別補助金として残るものもある。

お問い合わせ先

国土交通省 水管理・国土保全局 河川環境課
電話 03-5253-8111(内線 35-445) FAX 03-5253-1603
国土交通省 水管理・国土保全局 治水課
電話 03-5253-8111(内線 35-543) FAX 03-5253-1604

支援策№ 1 (15)

■治水安全度の向上や良好な住宅宅地の整備・保全のための

河川整備に対する支援を受けたい

ー 市街地の整備改善を図るための交付金制度 ー

支援事業名

1(15) 社会資本整備総合交付金(住宅宅地基盤特定治水施設等整備事業) 【国土交通省】
防災・安全交付金(住宅宅地基盤特定治水施設等整備事業)

支援事業概要

基本計画等の対象地域における治水安全度の向上を図る上で必要で、かつ快適な居住空間の創出、良好な住宅・宅地の整備・保全に資する河川の整備に対して支援を行います。

支援策の内容

(1) 事業主体

河川管理者

(2) 対象事業

基本計画等の対象地域における治水安全度の向上を図る上で必要で、かつ快適な居住空間の創出、良好な住宅・宅地の整備・保全に資する河川における改良工事であって、基本計画等又は当該計画の実現に寄与する治水施設等整備事業計画に位置付けられているものが対象となります。

(3) 国費率

各種河川事業に基づく

※地方公共団体向け補助金のうち、一部個別補助金として残るものもある

お問い合わせ先

国土交通省 水管理・国土保全局 治水課

電話 03-5253-8111(内線 35-543) FAX 03-5253-1604

支援策№ 1 (16)

■住宅建設・宅地開発に関連する公共施設整備を行うための支援を受けたい
ー 市街地の整備改善を図るための交付金制度 ー

支援事業名

1(16) 社会資本整備総合交付金（住宅市街地基盤整備事業） 【国土交通省】
防災・安全交付金（住宅市街地基盤整備事業）

支援事業概要

住宅及び宅地の供給を促進することが必要な三大都市圏の重点供給地域等における住宅建設事業及び宅地開発事業（住宅宅地事業）並びに住宅ストックを有効活用するための改善事業の推進を図るため、これに関連する公共施設等を整備するものについて、総合的に支援を行います。

支援策の内容

- (1) 事業主体
地方公共団体等
- (2) 対象地域
住生活基本計画に定める重点供給地域等
- (3) 交付対象
公共施設整備 等
- (4) 国費率
公共施設整備：通常の国庫補助事業と同じ交付率 等

お問い合わせ先

国土交通省 住宅局 住宅総合整備課 住環境整備室
電話 03-5253-8111(内線 39-356) FAX 03-5253-1628

支援策№

1 (17)

■スロープ、エレベーター等バリアフリー化等の環境整備を図るための支援を受けたい － 市街地の整備改善を図るための交付金制度 －

支援事業名

1 (17) 社会資本整備総合交付金 (バリアフリー環境整備促進事業) 【国土交通省】
防災・安全交付金 (バリアフリー環境整備促進事業)

支援事業概要

バリアフリー法(「高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律」)に基づく建築物のバリアフリー化等の環境整備の促進を図るため、基本構想の策定、及び基本構想等に從って行われる動く通路、スロープ、エレベーター等の整備に対し支援を行います。

支援策の内容

(1) 対象者

地方公共団体
独立行政法人都市再生機構
民間事業者等
協議会

(2) 対象地域

移動システム等整備事業にあつては下記①及び②を、認定特定建築物等整備事業のうち認定特定建築物の建築に関する事業にあつては下記の①、既設の特別特定建築物の改修に関する事業にあつては下記③の区域を対象とします。

- ①三大都市圏の既成市街地等、近郊整備地帯等、人口5万人以上の市の区域、一定の要件を満たす都市機能誘導区域等
- ②公共的な特定建築物又は専ら高齢者等が利用する施設が整備等される区域で、高齢者等の快適かつ安全な移動を確保する必要性が高い区域であること
- ③2020年東京オリンピック・パラリンピック競技大会の競技会場へのアクセス経路沿道、又は国の制度に基づき2020年東京オリンピック・パラリンピック競技大会に関連してバリアフリー化の取組みが必要とされる区域又は建築物の敷地

(3) 交付対象

- ①移動システム等整備事業
 - 基本構想等の策定
 - 移動システム等の整備
 - ・屋外の移動システム(スロープ、エレベーター等)の整備
 - ・建築物の新築又は改修に伴う一定の屋内の移動システムの整備
 - ・移動システムと一体的に整備されるパブリックスペース(広場、空地、アトリウム、ホール、ラウンジ、トイレ等)の整備
 - ・移動ネットワークの一部を形成する身体障害者用駐車施設の整備
- ②認定特定建築物等整備事業
 - 認定特定建築物等に係る以下の整備費

支援策の内容

- 屋外の移動システムの整備
- 屋内の移動システム（特別特定建築物の用途（店舗、飲食店、ホテル等専ら商業用に供するものを除く）に至る経路に係るものに限る。）の整備
- 移動システムと一体的に整備されるパブリックスペース（広場、空地、アトリウム、ホール、ラウンジ、トイレ等）の整備

(4) 国費率

1/3

お問い合わせ先

国土交通省 住宅局 市街地建築課

電話 03-5253-8111(内線 39-654) FAX 03-5253-1631

支援策№ 1 (18)

■優良建築物の整備を行うための支援を受けたい
 ー 市街地の整備改善を図るための交付金制度 ー

支援事業名

1(18) 社会資本整備総合交付金（優良建築物等整備事業）【国土交通省】
 防災・安全交付金（優良建築物等整備事業）

支援事業概要

市街地の環境の整備改善、良好な市街地住宅の供給等に資するため、土地の利用の共同化、高度化等に寄与する優良建築物等の整備に対し支援を行います。

支援策の内容

(1) 対象者

地方公共団体
 独立行政法人都市再生機構※
 地方住宅供給公社
 民間事業者等
 ※個別補助金で支援

(2) 対象地域

三大都市圏の既成市街地等、近郊整備地帯等、地方拠点都市地域、中心市街地、市街地総合再生計画区域、都市機能誘導区域内の公共交通要件を満たす区域等

(3) 事業タイプ

イ 優良再開発型

- a 共同化タイプ 2人以上の地権者が敷地の共同化により建築物を整備する事業
- b 市街地環境形成タイプ 良好な景観の形成等に配慮した協調的な建築物を整備する事業
- c マンション建替タイプ 区分所有者が老朽化した共同住宅を建替する事業

ロ 市街地住宅供給型

- a 中心市街地共同住宅供給タイプ → ●中心市街地共同住宅供給事業を参照

ハ 既存ストック再生型 既存建築物ストックを、現在の居住ニーズにあったストックに再生するもの

ニ 都市再構築型 中心拠点誘導施設等の整備を行う事業

支援策の内容

(4) 交付対象

- ・調査設計計画費
- ・土地整備費
- ・共同施設整備費等

(5) 国費率

1/3

お問い合わせ先

国土交通省 住宅局 市街地建築課

電話 03-5253-8111(内線 39-654) FAX 03-5253-1631

支援策№

1 (19)

■快適な居住環境の創出や街なか居住のための住宅等建設、

公共施設整備に対する支援を受けたい

ー 市街地の整備改善を図るための交付金制度 ー

支援事業名

1 (1 9) 社会資本整備総合交付金（住宅市街地総合整備事業）【国土交通省】
 防災・安全交付金（住宅市街地総合整備事業）

支援事業概要

中心市街地等の既成市街地において、快適な居住環境の創出、都市機能の更新、密集市街地の整備改善及び街なか居住の推進、住宅団地の再生等を図るため、住宅等の整備、公共施設の整備等について総合的に助成を行います。

支援策の内容

(1) 事業主体

地方公共団体、独立行政法人都市再生機構、地方住宅供給公社、民間事業者等

(2) 対象地域（要件）

〈整備地区の要件〉

- ①重点整備地区を一つ以上含む地区であること。
- ②面積が概ね5ha以上（住宅団地ストック活用型を除き、重点供給地域は概ね2ha以上）であること。
- ③原則として住宅戸数密度が30戸/ha以上の地区（連坦して土地利用転換が見込まれる地区を除く）であること。（街なか居住再生型及び住宅団地ストック活用型を除く）

〈重点整備地区の要件〉

- ①面積が概ね1ha以上（住宅団地ストック活用型を除き、重点供給地域は概ね0.5ha以上）であること。
- ②次のいずれかの要件に適合すること。
 - a. 拠点開発型（三大都市圏の既成市街地等において、原則として概ね1ha以上かつ面積20%以上の拠点的开发を行う区域を含むこと）
 - b. 密集住宅市街地整備型（換算老朽住宅戸数50戸以上（重点供給地域は25戸以上）で、住宅戸数密度と老朽住宅の割合が一定以上であること）
 - c. 街なか居住再生型（中心市街地において、概ね50戸以上かつ10戸/ha以上の住宅整備が見込まれること（ただし面積は概ね30ha以下））
 - d. 住宅団地ストック活用型（入居開始から概ね30年経過し、高齢化率が著しく高く、住宅戸数が100戸以上であり、公共用地率が概ね15%以上、都市機能誘導区域

支援策の内容

又は居住誘導区域であること)

(3) 交付対象

- ①整備計画策定等事業（整備計画、事業計画策定等）
- ②市街地住宅等整備事業（調査設計計画、共同施設整備、循環利用住宅整備等）
- ③居住環境形成施設整備事業（老朽建築物除却、地区公共施設整備等）
- ④延焼遮断帯形成事業（調査設計計画、土地整備、延焼遮断機能整備）
- ⑤住宅・建築物耐震改修事業（耐震改修等）
- ⑥民間賃貸住宅等家賃対策補助事業
- ⑦防災街区整備事業（調査設計計画、土地整備、共同施設整備）
- ⑧都市再生住宅等整備（調査設計計画、従前居住者用賃貸住宅整備等）
- ⑨関連公共施設整備（道路、都市公園、下水道、河川等）
- ⑩街なみ環境整備（地区施設、修景施設等の整備等）
- ⑪公営住宅整備事業等（公営住宅、地域優良賃貸住宅の整備等）
- ⑫住宅地区改良事業等（住宅地区改良事業、改良住宅等改善事業等）

(4) 国費率

事業主体により国費率が異なります。

(3)国費対象番号 ①～②、⑦：1/3、1/2

③：1/3、1/2、2/5

④、⑤：1/3

⑥：1/2

⑧：1/3、1/2、2/3

⑨～⑫：通常事業の交付率に準ずる

お問い合わせ先

国土交通省 住宅局 市街地建築課 市街地住宅整備室

電話 03-5253-8111(内線 39-677) FAX 03-5253-1631

支援策№ 1 (20)

■地方公共団体の提案に基づく公営住宅建設や居住環境整備等に対する支援を受けたい
 ー 市街地の整備改善を図るための交付金制度 ー

支援事業名

1(20) 社会資本整備総合交付金（地域住宅計画に基づく事業）【国土交通省】
 防災・安全交付金（地域住宅計画に基づく事業）

支援事業概要

地方公共団体が主体となり、公営住宅の建設や面的な居住環境整備など地域における住宅政策を自主性と創意工夫を活かしながら総合的かつ計画的に推進することを支援するため、交付金を交付します。

支援策の内容

(1) 交付対象者

地方公共団体又は地域住宅協議会

(2) 交付対象事業

地域住宅計画に基づき実施される以下の事業等

①基幹事業

- ・地域住宅政策推進事業
- ・公営住宅整備事業等
- ・住宅地区改良事業等
- ・住宅市街地総合整備事業（密集住宅市街地整備型）
- ・都心共同住宅供給事業
- ・市街地再開発事業
- ・優良建築物等整備事業
- ・住宅・建築物安全ストック形成事業
- ・住宅市街地基盤整備事業
- ・公的賃貸住宅家賃低廉化事業
- ・災害公営住宅家賃低廉化事業

②効果促進事業

社会資本総合整備計画の目標を実現するため基幹事業と一体となってその効果を一層高めるために必要な事業等

(3) 国費率

国費算定対象事業費の原則 50%を助成

お問い合わせ先

国土交通省 住宅局 住宅総合整備課

電話 03-5253-8111(内線 39-345) FAX 03-5253-1628

■地方公共団体と住民が協力して住宅施設等の整備改善をするための支援を受けたい － 街なみの整備改善を図るための交付金制度 －

支援事業名

1(21) 社会資本整備総合交付金（街なみ環境整備事業）【国土交通省】
防災・安全交付金（街なみ環境整備事業）

支援事業概要

住環境の整備改善を必要とする区域において、地方公共団体及び街づくり協定を結んだ住民が協力して、住宅、地区施設等の整備改善を行うことにより、ゆとりとうるおいのある住宅地区を形成するための支援を行います。

支援策の内容

(1) 事業主体

市町村、法律に基づき組織された市町村を構成員に含む協議会

(2) 対象地域（要件）

〈街なみ環境整備促進区域の要件〉

- ①面積が1ha以上であること。
- ②次のいずれかの要件に該当する区域。
 - a. 接道不良住宅*率70%以上かつ、住宅密度30戸/ha以上
 - b. 区域内の幅員6m以上の道路の延長が区域内の道路総延長の1/4未満であり、かつ、公園、広場及び緑地の面積の合計が区域の面積の3%未満である区域
 - c. 景観法による景観計画区域又は景観地区の一部又は全部を含む区域、歴史的風致維持向上計画の重点区域の一部又は全部を含む区域及び条例等により景観形成を図るべきこととされている区域

*接道不良住宅とは、幅員4m以上の道路に接していない住宅をいう

〈街なみ環境整備事業地区〉

- ①街なみ環境整備促進区域において、地区面積が0.2ha以上であること。
- ②街づくり協定が締結されていること。ただし、景観計画、景観地区、歴史的風致維持向上計画の重点区域が定められている場合等には、街づくり協定が締結されているものとみなす。

(3) 交付対象

- ①協議会活動助成事業
- ②整備方針策定事業
- ③街なみ整備事業（事業計画策定費、地区施設整備費、地区防災施設整備費等）
- ④街なみ整備助成事業（門、塀等移設費、分筆登記費、修景施設整備費等）

(4) 国費率

1/2、1/3

お問い合わせ先

国土交通省 住宅局 市街地建築課 市街地住宅整備室
電話 03-5253-8111(内線 39-677) FAX 03-5253-1631

支援策№

1 (22)

■民間事業者の行う都市開発事業に対して支援を受けたい

－ 市街地の整備改善を図るための民間都市機構による出資要件の緩和等 －

支援事業名

1(22) 民間都市開発推進機構による民間都市開発事業の支援【国土交通省】

支援事業概要

優良な民間都市開発事業に対し、民間都市開発推進機構（以下「民間都市機構」という。）による以下の支援を行います。

まち再生出資業務

…都市再生に資する優良な民間都市開発事業の立ち上げを支援するため、当該事業を行う民間事業者に対して、民間都市機構が当該事業の施行に要する費用の一部を出資等により支援するもの

支援策の内容

<対象事業者>

- ・民間事業者（SPC）

<対象区域>

- ・都市再生整備計画の区域、都市機能誘導区域等

<対象事業>

- ・広場、緑地等の公共施設整備を伴うこと
- ・事業用地が0.2ヘクタール以上であること（医療・福祉、教育文化、商業の施設を含む事業及び低未利用地等を活用した一定の事業は500㎡以上）
- ※三大都市圏の既成市街地等内は原則0.5ヘクタール以上
- ※都市機能誘導区域内は0.1ヘクタール以上（誘導施設※1を含む事業は500㎡以上）

<支援限度額>

- ・次の①～③のうち、最も少ない額
- ① 総事業費の50%
- ② 資本の50%（東日本大震災の被災地においては80%）
- ③ 公共施設等※2の整備費（都市機能誘導区域内は、公共施設等＋誘導施設※1）

<その他支援条件>

- ・竣工後10年以内に配当を行うことが確実であると見込まれること。
- ※1：支援対象事業が施行される都市機能誘導区域内へ立地を誘導すべきとして立地適正化計画に定められている施設。
- ※2：公共施設のほか、都市利便施設（駐車場、防災備蓄倉庫等）及び建築利便施設（エレベーター、共用通路等）を含む。

お問い合わせ先

国土交通省 都市局 まちづくり推進課 都市開発金融支援室

電話 03-5253-8111(内線 32-533) FAX 03-5253-1589

支援策№

1 (23)

■エリアマネジメント事業を行うまちづくり会社等への支援を受けたい

－ 市街地の整備改善を図るための無利子貸付制度 －

支援事業名

1(23) 都市開発資金(都市環境維持・改善事業資金)【国土交通省】

支援事業概要

エリアマネジメント事業を行う都市再生推進法人又はまちづくり法人に貸付を行う地方公共団体に対して、無利子で貸し付けを行います。

支援策の内容

- (1) 対象者
地方公共団体を通じ、都市再生推進法人又はまちづくり法人
- (2) 対象地域
良好な都市環境が創出される地区(都市再生緊急整備地域の区域、歴史的風致維持向上計画の区域、都市機能誘導区域(鉄道・地下鉄駅から半径1kmの範囲内、バス・軌道の停留所・停車場から半径500mの範囲内の区域)等)
- (3) 対象事業
エリアマネジメント活動を目的とした都市環境維持・改善事業のうち以下のa)、b)を満たすもの
 - a) 市町村が地域住民・民間事業者等と共同で策定した、エリアマネジメントにかかる計画を含む「都市再生整備計画(国土交通大臣に送付することにより都市再生整備計画の提出とみなされる立地適正化計画を含む。)」にもとづくもの
 - b) a)の都市再生整備計画区域内における以下のもの
 - イ 都市開発事業
 - ロ 公共施設とこれに準ずる駐車場、その他都市利便施設整備事業
- (4) 償還期間
10年以内(4年以内の据置期間を含む。)
- (5) 償還方法
元金均等半年賦償還
- (6) 国の貸付率
地方公共団体の貸付額の1/2以内(事業に要する額の1/4以内)

お問い合わせ先

国土交通省 都市局 まちづくり推進課

電話 03-5253-8111(内線 32-553) FAX 03-5253-1589

1 (24)

■農業生活基盤の整備、農村生活環境の整備等に対する支援を受けたい

－ 市街地の整備改善を図るための助成制度 －

支援事業名

1 (24) 農村集落基盤再編・整備事業（集落基盤再編事業）【農林水産省】

支援事業概要

地域が中心市街地の活性化に向けた取組と併せて周辺の農村地域の個性ある活性化を図る場合において、地域住民の参加の下、関係府省との連携を図りつつ、地域の多様なニーズに応じた農業生産基盤の整備と集落農園整備等の農村生活環境の整備を総合的に実施する取組に対して支援を行います。

支援対象

事業主体：都道府県、市町村等

支援を受けるための要件

- ・農村振興地域等
- ・生活環境整備は生産基盤整備と一体、又は周辺農用地の整備が完了（近い将来完了見込を含む）している地域

支援内容

(1) 補助対象事業

①農業生産基盤整備

- ・農業用排水施設整備（農業用排水施設の整備）
- ・農道整備（農道、農道橋、索道又は軌道等運搬施設の整備）
- ・ほ場整備（農用地の区画整理、これと関連する整備）
- ・農用地開発（農用地の造成とこれに附帯する施設の整備）
- ・農地防災（農用地及び農業用施設の自然災害の発生を未然に防止するための施設の整備）
- ・客土（農用地につき行う客土）
- ・暗渠排水（農用地につき行う完全暗渠の整備）
- ・農用地の改良又は保全（農用地の改良又は保全に必要な整備）

②農村生活環境整備

- ・農業集落道整備（農道を補完する集落周辺の道路の整備）
- ・宮農飲雑用水施設整備（家畜、園芸、洗浄など宮農飲雑用水施設の整備）
- ・農業集落排水施設整備（雨水を排除する施設等の整備）
- ・集落防災安全施設整備（集落の防災安全のために必要な施設の整備）
- ・用地整備（非農用地の整備、農業施設用地の整備）
- ・活性化施設整備（中山間のみ）（農業生産活動等の拠点等多目的施設の整備）
- ・地域農業活動拠点施設整備（中山間以外）（農業生産活動、地域保全活動等の拠点施設の整備）
- ・集落環境管理施設整備（農産廃棄物等の処理、再利用施設の整備）
- ・交流施設基盤整備（中山間のみ）（多目的広場等や附帯する施設の整備）

支援策の内容

- ・情報基盤施設整備（施設の遠隔管理システム、防災情報システムの整備）
- ・市民農園等整備（市民農園の整備及び附帯する施設の整備）
- ・生態系保全施設等整備（自然・生態系保全施設、修景施設等の整備）
- ・地域資源利活用施設整備（地域資源を活用し農業生産を補完する施設の整備）
- ・施設補強整備（農業施設の安全性の確保に必要な補強整備）
- ・施設環境整備（高齢者・障害者の利用に資する農業施設の改修整備）
- ・歴史的土壌改良施設保全整備（歴史的土壌改良施設の補強等の保全整備）
- ・施設集約整備（農業農村施設の撤去、撤去跡地の整備）
- ・交換分合（農用地等の交換分合）
- ・集落土地基盤整備（必要な範囲内の農振白地の農用地の改良・保全整備）

(2) 補助率

中山間地域 55%等、それ以外の地域 1/2等

備考

【関連先ページ】

http://www.maff.go.jp/j/nousin/seibi/sogo/s_seibi/

農村集落基盤再編・整備事業

お問い合わせ先

農林水産省 農村振興局 地域整備課

電話 03-3502-6098 FAX 03-3501-8358

1 (25)

■農業に係る水利施設の保安全管理、

整備や親水・景観保全施設等の整備に対する支援を受けたい

－ 市街地の整備改善を図るための助成制度 －

支援事業名

1 (25) 地域用水環境整備事業 【農林水産省】

支援事業概要

農業用水の持つ親水、景観・生態系の保全等の多面的機能を維持増進するため、中心市街地の農業水利施設の整備等と一体的に親水護岸、せせらぎ水路等の整備に対して支援を行います。

支援対象

事業主体：都道府県、市町村、又は土地改良区その他都道府県知事が認める者とする。
但し、①単独地域防災施設整備、単独湧水対策施設整備にあっては都道府県に、単独魚道整備にあっては都道府県、②文化財以外を対象とする歴史的施設保全事業の事業実施主体は、都道府県、市町村とする。

支援内容

(1) 補助対象事業

①地域用水環境整備事業

農業水利施設の保安全管理又は整備と一体的に、農業用水の有する地域用水機能の維持・増進を図るため必要となる以下の整備事業

親水・景観保全施設、生態系保全施設、地域防災施設、湧水対策施設、利用保全施設、地域用水機能増進施設、小水力発電施設（新設・更新・部分改修）

②歴史的施設保全事業

国の登録文化財、歴史まちづくり法の歴史的風致の維持及び向上に関する計画に位置づけられた施設等、文化財としての価値を有する土地改良施設を対象に、その歴史的な価値に配慮しつつ、施設の補修や維持補修に必要な技術の習得等に係る事業

(2) 補助率

①地域用水環境整備事業 国：50%等

②歴史的施設保全事業 国：50%等

備考

【関連先ページ】

http://www.maff.go.jp/j/study/other/e_mura/oomori/n-koufukin.html

地域用水環境整備事業

お問い合わせ先

農林水産省 農村振興局 整備部 水資源課

電話 03-3502-6246 FAX 03-5511-8252

■重要文化財の管理、修理を行うための支援を受けたい

－ 市街地の整備改善を図るための助成制度 －

支援事業名

1 (26) 文化財建造物保存修理等事業 【文部科学省】

支援事業概要

地域の特色ある文化財建造物を保存・活用するため、国が指定した重要文化財等の保存修理等に対し支援を行います。

支援対象

事業主体：重要文化財の所有者又は文化財保護法第32条の2、若しくは第172条の規定により重要文化財の管理を行うべきものとして指定された地方公共団体その他の法人。ただし、(1)①(iii)アからウについては、文化庁長官が適当と認める団体（営利法人を除く）、(1)①(iii)エについては、当該文化財の所在する地方公共団体若しくは文化庁長官が適当と認める団体（営利法人を除く）も可

支援内容

文化財保護法第35条第1項等の規定に基づき、重要文化財の管理又は修理に要する経費について補助します。

(1) 補助対象事業

①建造物関係

(i) 修理事業

- ア. 解体修理、半解体修理、屋根葺替、塗装修理、部分修理、移築修理
- イ. 災害復旧工事

(ii) 管理事業

- ア. 警報設備、消火設備、避雷設備、防盜、防犯設備、避難設備の設置工事
- イ. 火除地設定、消防道路設置、保護柵設置、覆屋（保存庫を含む）設置（増、改築を含む）、擁壁、排水施設の設置工事
- ウ. 鳥獣虫害防除、危険木診断及び危険木対策工事
- エ. 耐震診断及び耐震対策工事
- オ. 災害復旧工事

(iii) 公開活用事業

- ア. 保存活用計画の策定
- イ. 重要文化財建造物の公開活用に資する設備（便益、展示及びこれに伴う管理に供するもの（内装を含む。）の整備
- ウ. 重要文化財建造物の公開活用に資する付属施設（便益、展示及びこれに伴う管理に供するもの）の整備
- エ. 重要文化財建造物の公開活用に資する案内設備・情報機器の整備

(2) 補助率

下記の URL を参照のこと。

備考

【関連先ページ】

http://www.bunka.go.jp/seisaku/bunkazai/joseishien/hojo/pdf/juyo_kenzobutsu_bijutsukogei_hojoyoko.pdf
重要文化財（建造物・美術工芸品）修理、防災、公開活用事業費国庫補助要項
（平成 30 年 4 月 1 日改正）

お問い合わせ先

文部科学省 文化庁 文化財部 参事官付
電話 03-5253-4111（内線 3160） FAX 03-6734-3823

■伝統的建造物やこれらと一体をなす環境の管理、修理、修景等を行うための支援を受けたい**－ 市街地の整備改善を図るための助成制度 －**

支援事業名

1 (27) 伝統的建造物群保存修理事業 【文部科学省】

支援事業概要

歴史的な集落・町並みを保存・活用するため、国が選定した重要伝統的建造物群保存地区の保存修理等に対し支援を行います。

支援対象

事業主体：保存地区が所在する市町村

支援内容

文化財保護法第146条の規定に基づき、重要伝統的建造物群保存地区の保存のために行う当該保存地区内における建造物及び伝統的建造物群と一体をなす環境を保存するため特に必要と認められる物件の管理、修理、修景又は復旧、及び保存地区の公開活用に要する経費について補助します。

(1) 補助対象事業

・保存地区保存事業

補助対象となる事業は、保存地区の保存のため市町村が自ら行う事業又は所有者等の行う事業に対し市町村が経費を補助する事業で次に掲げる事業

- ①伝統的建造物群を構成している建築物その他の工作物（以下「伝統的建造物」という。）の修理事業のうち、それらの増築、改築又は移転で当該伝統的建造物群の特性を維持するため特に必要なもの。
- ②伝統的建造物の外観（これと密接な関連を有する内部を含む。）に係る修理事業のうち、その修繕又は模様替えて当該伝統的建造物群の特性を維持するため特に必要なもの。
- ③伝統的建造物以外の建築物その他の工作物（以下「建築物等」という。）の修景事業のうち、それらの新築、増築、改築、移転又は除却で当該保存地区の歴史的風致の維持のため特に必要なもの。
- ④建築物等の外観（これと密接な関連を有する内部を含む。）に係る修景事業のうち、その修繕又は模様替えて当該保存地区の歴史的風致の維持のため特に必要なもの。
- ⑤保存地区内の自然物及び土地の復旧事業又は修景事業で当該保存地区の歴史的風致の維持のため特に必要なもの。
- ⑥保存地区内における建造物等の安全性確保に必要な耐震対策工事。
- ⑦保存地区内における建造物及びその他の物件の管理のために必要な環境保全事業及び防災施設、標識、説明板等の施設設備を整備する事業で当該保存地区の保存のために特に必要なもの。
- ⑧伝統的建造物及び敷地又は保存地区内の土地及び建築物で、当該保存地区の保存のために特に買上げが必要なもの。

支援内容

・保存地区公開活用事業

保存地区の公開活用のために市町村が自ら行う次に掲げる事業とする。

ただし、①については、所有者等が行う事業に対し市町村がその経費を補助することも可能とする。

①保存活用計画の策定

②保存地区内の建造物の公開活用に資する設備（便益、展示及びこれに伴う管理に供するもの（内装を含む。）の整備

③上記②に伴う外観（これと密接な関連を有する構造部位等を含む。）の修理・修景工事、耐震対策工事及び敷地内の整備

④保存地区内の公開活用に資する付属施設（便益、展示及びこれに伴う管理に供するもの）の整備

⑤保存地区内の公開活用に資する案内設備・情報機器の整備

(2) 補助率

次に掲げる場合を除き、補助対象経費の50%とする。

(1) 補助事業者が地方公共団体の財政の健全化に関する法律（平成19年法律第94号）に規定する財政再生団体である市町村又は過疎地域自立促進特別措置法（平成12年法律第15号）に規定する過疎地域をその区域とする市町村である場合にあっては、補助対象経費の65%とする。

(2) 当分の間、補助事業者が沖縄県内に所在する市町村である場合にあっては、補助対象経費の80%とする。

(3) 補助事業が災害復旧事業として行われる場合の補助率は、別に定めるものとする。

(4) 当該年度の前々年度の財政力指数（地方交付税法（昭和25年法律第211号）第14条及び第21条の規定により算定した基準財政収入額を同法第11条及び第21条の規定により算定した基準財政需要額で除して得た数値の過去3年間の平均値）が1.00を超える指定都市にあっては、財政力指数の逆数（調整率）を補助金の交付額に乗じて得た額とする。

備考

【関連先ページ】

http://www.bunka.go.jp/seisaku/bunkazai/joseishien/hojo/pdf/juyo_kenzo_hozonchiku.pdf
重要伝統的建造物群保存地区保存事業費国庫補助要項（平成30年4月1日改定）

お問い合わせ先

文部科学省 文化庁 文化財部 参事官付

電話 03-5253-4111（内線3160） FAX 03-6734-3823

支援策№ 1 (28)

- 「稼げるまちづくり」を目指したまちの賑わい創出を含む
 戦略的な取組などに対して支援を受けたい
- 地方公共団体の自主的・主体的な取組で、
 先導的なものを支援するための交付金 —

支援事業名

1 (28) 地方創生推進交付金【内閣府】

支援事業概要

地域再生法に基づく地域再生計画に位置づけられた、地方公共団体の自主的・主体的な取組で、先導的なものを支援します。

支援対象

事業主体：地方公共団体

支援を受けるための要件

地域再生法に基づく地域再生計画の認定

支援内容

地方版総合戦略に基づく、地方公共団体の自主的・主体的で、官民協働、地域間連携、政策間連携等の要素を含む先導的な取組を支援します。

(1) 補助対象事業

交付対象となる「先導的な事業」とは、事業ごとの性質を踏まえつつ、具体的には以下のような要素を有する事業です。

i 自立性

事業を進めていく中で、事業推進主体が自立していくことにより、将来的に本交付金に頼らずに、事業として継続していくことが可能となる事業であること。

ii 官民協働

地方公共団体のみでの取組ではなく、民間と協働して行う事業であること。また、単に協働することとどまらず、民間からの資金（融資や出資など）を得て行うことがあれば、より望ましい。

iii 地域間連携

単独の地方公共団体のみでの取組ではなく、関係する地方公共団体と連携し、広域的なメリットを発揮する事業であること。

iv 政策間連携

単一の政策目的を持つ単純な事業ではなく、複数の政策を相互に関連づけて、全体として、地方創生に対して効果を発揮する事業であること又は利用者から見て意味あるワンストップ型の窓口等の整備を行う事業であること。

支援策の内容

v 事業推進主体の形成

事業を実効的・継続的に推進する主体が形成されること。特に様々な利害関係者が含まれつつ、リーダーシップを持つ人材がその力を発揮できる体制を有した推進主体であることが望ましい。

vi 地域社会を担う人材の育成・確保

事業を推進していく過程において、地方創生に役立つ人材の育成や確保を目指すものであること。

vii 事業が先導的であると認められるその他の理由

備考

【関連先ページ】

https://www.kantei.go.jp/jp/singi/tiiki/tiikisaisei/pdf/180601_chiiki-kouhuyoukou.pdf
地方創生推進交付金制度要綱

お問い合わせ先

内閣府 地方創生推進事務局
電話 03-3581-4213

■土地区画整理事業の換地計画において保留地を確保するための支援を受けたい

ー 都市福利施設の整備を図るための特例 ー

支援事業名

2(1)土地区画整理事業の換地計画において定める保留地の特例(法第16条)【国土交通省】

支援事業概要

認定を受けた中心市街地活性化基本計画（以下「認定基本計画」）に定められた土地区画整理事業であって地方公共団体、独立行政法人都市再生機構又は地方住宅供給公社が施行するものの換地計画（認定基本計画において定められた中心市街地（以下「認定中心市街地」）の区域内の宅地について定められたものに限る）においては、認定基本計画に土地区画整理事業と併せてその整備が定められた都市福利施設（認定中心市街地の区域内の住民等の共同の福祉又は利便のため必要な施設に限る）で国、地方公共団体等が設置するもの又は同様にその整備が定められた公営住宅等の用に供するため、一定の土地を換地として定めず、その土地を保留地として定めることができます。

支援策の内容

(1) 支援対象

認定基本計画において定められた中心市街地の区域内の宅地を対象とした土地区画整理事業
事業主体：地方公共団体、独立行政法人都市再生機構、地方住宅供給公社

(2) 支援を受けるための要件

本特例の対象となる保留地は、以下の要件を満たすことが必要です。

- ①認定基本計画において法第9条第2項第2号に掲げる事項として定められた土地区画整理事業であって土地区画整理法第3条第4項、第3条の2又は第3条の3の規定により施行するものの換地計画（認定中心市街地の区域内の宅地について定められたものに限る。）において定める保留地であること。
- ②当該特例による保留地を活用して整備する施設等が次のいずれかであること。
 - i) 都市福利施設（認定中心市街地の区域内の住民等の共同の福祉又は利便のため必要な施設に限る。）で国、地方公共団体、中心市街地整備推進機構その他政令で定める者が設置するもの（土地区画整理法第2条第5項に規定する公共施設を除き、認定基本計画において法第9条第2項第3号に掲げる事項として土地区画整理事業と併せてその整備が定められたものに限る。）
 - ii) 公営住宅等（認定基本計画において法第9条第2項第4号に掲げる事項として土地区画整理事業と併せてその整備が定められたものに限る。）
- ③当該特例による保留地の地積について、当該土地区画整理事業を施行する土地の区域内の宅地について所有権、地上権、永小作権、賃借権その他の宅地を使用し、又は収益することができる権利を有する全ての者の同意を得ること。

お問い合わせ先

国土交通省 都市局 市街地整備課

電話 03-5253-8111（内線 32-734）FAX 03-5253-1591

■まちなかに公共公益施設等の都市機能等を導入するための支援を受けたい
－ 都市福利施設整備のための交付金制度 －

支援事業名

2 (2) 社会資本整備総合交付金（暮らし・にぎわい再生事業）【国土交通省】
防災安全交付金（暮らし・にぎわい再生事業）

支援事業概要

中心市街地の再生を図るため、内閣総理大臣による中心市街地活性化基本計画の認定を受けた地区について、都市機能のまちなか立地、空きビル再生、多目的広場等の整備等を総合的に支援することにより、まちなかに公共公益施設等の都市機能等の導入を図ります。

支援策の内容

(1) 支援対象

- ・地方公共団体
 - ・独立行政法人都市再生機構※
 - ・中心市街地活性化協議会※
 - ・民間事業者等
- ※個別補助金による支援

(2) 支援を受けるための要件

- 1) 基本計画の認定を受けた地区であること。
- 2) 当該支援策を活用して整備する都市機能導入施設に、認定基本計画に位置付けられた公益施設が含まれていること等。
- 3) 対象施設
認定基本計画の区域内において作成された、暮らし・にぎわい再生事業計画の区域内に存し、地階を除く階数が原則として3階以上であること等。

(3) 交付対象事業

- ・都市機能まちなか立地支援（調査設計計画費、土地整備費、まちなか立地に伴い追加的に必要となる施設整備費、賑わい交流施設整備費、供給処理施設整備・空地整備費、施設購入費（賑わい交流施設、施設内通行部分等）等）
- ・空きビル再生支援（調査設計計画費、改修工事費、共同施設整備費、賑わい交流施設整備費、施設購入費（賑わい交流施設、施設内通行部分等））
- ・賑わい空間施設整備（調査設計計画費、建築物除却費、公開空地整備費、施設購入費）
- ・計画コーディネート支援
（再生事業計画の作成に要する費用、コーディネート業務に要する費用）
- ・関連空間施設整備（駐車場の整備費、緑化施設等の整備費、施設購入費等）

(4) 交付率

1/3。ただし、都市機能まちなか立地支援及び空きビル再生支援については、一定の要件を満たす場合、1/15加算。

お問い合わせ先

国土交通省 都市局 市街地整備課

電話 03-5253-8111(内線 32-745) FAX 03-5253-1591

国土交通省 住宅局 市街地建築課

電話 03-5253-8111(内線 39-654) FAX 03-5253-1631

■地域主導の個性あふれるまちづくりのための施設整備、調査等に対する支援を受けたい
ー 都市福利施設の整備を図るための交付金制度 ー

支援事業名

2 (3) 社会資本整備総合交付金 (都市再生整備計画事業) 【国土交通省】

支援事業概要

地域の歴史・文化・自然環境等の特性を活かした個性あふれるまちづくりを総合的に支援し、全国の都市の再生を効率的に推進することにより、地域住民の生活の質の向上と地域経済・社会の活性化を図ることを目的とする制度です。

平成 16 年度に、「まちづくり交付金」制度として創設され、平成 22 年度より社会資本整備総合交付金の基幹事業に位置づけられています。

支援策の内容

(1) 概要

都市再生特別措置法第 46 条第 1 項に基づき、市町村が都市再生整備計画を作成し、都市再生整備計画に基づき実施される事業等の費用に充当するために交付金を交付。

(2) 交付対象事業

都市再生整備計画に位置付けられたまちづくりに必要な幅広い施設等を対象。

- ・道路、公園、下水道、河川、多目的広場、修景施設、地域交流センター、土地区画整理事業、市街地再開発事業、地域優良賃貸住宅、公営住宅、住宅地区改良事業等
- ・誘導施設の整備については、都市再構築戦略事業を実施する場合についてのみ交付対象となる。なお、都市再構築戦略事業については、事業の目的や地域要件、提案事業が交付対象外となる等、一定の要件があるので、詳しくは社会資本整備総合交付金交付要 綱附属第Ⅱ編イ-10-(1)の7. を参照のこと。
- ・中心拠点誘導施設 (医療施設、社会福祉施設、教育文化施設、商業施設)、連携生活拠点誘導施設 (医療施設、商業施設、地域交流センター等)、生活拠点誘導施設 (医療施設、商業施設、地域交流センター)、高齢者交流拠点誘導施設
- ・市町村の提案に基づく事業、各種調査や社会実験等のソフト事業

(3) 交付期間

概ね3～5年

(4) 国費率

事業費に対して概ね4割 (交付金の額は一定の算出方法により算出)

※都市再構築戦略事業は国費率1/2。

お問い合わせ先

国土交通省 都市局 市街地整備課

電話 03-5253-8111 (内線 32-763) FAX 03-5253-1591

■医療計画に定める医療提供施設を整備するための支援を受けたい

ー 都市福利施設整備のための交付金制度 ー

支援事業名

2 (4) 医療提供体制施設整備交付金【厚生労働省】

支援事業概要

良質かつ適切な医療を効率的に提供する体制の確保を図るとともに、医療施設における患者の療養環境及び医療従事者の職場環境の改善等を図る観点から、医療施設等の施設整備について支援を行います。

なお、本交付金は、医療計画制度の実効性を確保するため、都道府県において作成した「医療計画に基づく事業計画」により都道府県が自主性・裁量性を発揮できるよう助成することとしています。

支援対象

事業主体：公的団体、民間事業者

注1：公立は補助対象外

注2：公的団体…日本赤十字社、社会福祉法人恩賜財団済生会、
全国厚生農業協同組合連合会、
及び社会福祉法人北海道社会事業協会の4団体

支援内容

医療機関等が実施する事業（救急等の政策医療、患者の療養環境改善、医療従事者の養成）のうち、都道府県の医療計画に基づくものに対して、施設の整備に要する経費の一部を交付します（都道府県が国に対して交付申請を行い、都道府県が事業実施者に対して経費の一部を補助します。）

なお、本交付金は、医療計画制度の実行性を確保するため、都道府県において作成した「医療計画に基づく事業計画」により都道府県が自主性・裁量性を発揮できるよう助成することとしています。

(1) 交付金対象事業区分（31事業）

休日夜間急患センター、病院群輪番病院及び共同利用型病院、救急ヘリポート、（地域）救命救急センター、小児救急医療拠点病院、小児初期救急センター施設、小児集中治療室、小児医療施設、周産期医療施設、不足病床地区病院、基幹災害拠点病院、地域災害拠点病院、医療施設近代化施設、腎移植施設、特殊病室施設、肝移植施設、治験施設、南海トラフ地震に係る津波避難対策緊急事業、地域療育支援施設、医療施設耐震整備、アスベスト除去等整備、特定地域病院、地震防災対策医療施設耐震整備、共同利用施設（開放型病棟等）、医療機器管理室、地球温暖化対策、病児・病後児保育施設、ヘリポート周辺施設整備、内視鏡訓練施設、看護師の特定行為に係る指定研修機関等施設、地域拠点歯科診療所施設

お問い合わせ先

厚生労働省 医政局 地域医療計画課

電話 03-3595-2194 FAX 03-3503-8562

厚生労働省 医政局 医療経理室

電話 03-3595-2225 FAX 03-3501-5712

■社会福祉法人等が実施する社会福祉施設を整備するための支援を受けたい
ー 都市福利施設整備のための助成制度 ー

支援事業名

2 (5) 社会福祉施設等施設整備費補助金【厚生労働省】

支援事業概要

生活保護法、児童福祉法及び障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律等の規定に基づき整備される社会福祉施設等の施設入所者等の福祉の向上を図る観点から、これら施設の整備について支援を行います。

なお、本補助金は、社会福祉法人等が整備し、地方公共団体が補助する社会福祉施設等の整備に要する費用の一部を国が補助することとしています（間接補助事業）。

支援対象

事業主体：

- ・社会福祉法人
 - ・医療法人、日本赤十字社、NPO 法人、営利法人等
- ※保護施設については社会福祉法人、日本赤十字社

支援内容

(1) 補助対象

障害児及び障害者、生活保護受給者の施設福祉サービスの充実を図るため、社会福祉法人等が実施する社会福祉施設の整備に関してその経費の一部を助成します。都道府県等が国に対して交付申請を行い、都道府県等が事業実施者に対して経費の一部を補助します。

なお、本補助金は、社会福祉法人等が整備し、地方公共団体が補助する社会福祉施設等の整備に要する費用の一部を国が補助することとしています。

(2) 補助率

国 1/2、都道府県等 1/4、設置者 1/4

お問い合わせ先

厚生労働省 社会・援護局 保護課

電話 03-5253-1111（内線 2824） FAX 03-3592-5934

厚生労働省 社会・援護局 障害保健福祉部 障害福祉課

電話 03-5253-1111（内線 3035） FAX 03-3591-8914

■保育サービスの基盤整備のため、市町村の整備事業に交付 ー 都市福祉施設整備のための交付金 ー

支援事業名

2 (6) 保育所等整備交付金【厚生労働省】

支援事業概要

保育等の基盤整備を推進するため、市町村が策定する整備計画に基づいて実施される保育所等に関する施設整備事業に対して、国が交付金を交付することとしています。

支援対象

事業主体：市町村

支援内容

- (1) 保育所緊急整備事業
 - ・保育所の創設、増築、老朽改築等
 - ・待機児童解消加速化プランに参加する場合は、補助率の嵩上げを実施。
- (2) 認定こども園整備事業（幼稚園型）
 - ・幼稚園型認定こども園の保育所機能部分の創設、増築、老朽改築等
- (3) 小規模保育整備事業
 - ・小規模保育の創設、増築、老朽改装等
 - ・待機児童解消加速化プランに参加する場合は、補助率の嵩上げを実施。
- (4) 防音壁設置事業
 - ・保育所等の防音壁の設置
- (5) 防犯対策強化整備事業
 - ・安全対策のための非常通報装置や防犯カメラの設置等
- (6) 補助率：1/2
ただし、子育て安心プランに参加する等一定の要件を満たす場合は 2/3 の補助率とする。

お問い合わせ先

厚生労働省 子ども家庭局 保育課

電話 03-3595-2542 FAX 03-3595-2674

■地域の実情に応じて、小規模保育等の改修の支援を受けたい
 - 都市福祉施設整備のための補助金 -

支援事業名

2 (7) 保育対策総合支援事業費補助金【厚生労働省】

支援事業概要

「子育て安心プラン」に基づく小規模保育等の改修等に必要な経費に対して支援を行います。

支援対象

事業主体：市町村（下記①～⑥）、市町村又は保育所等を経営する者（下記⑦）

支援内容

子育て安心プランに基づき、意欲のある自治体の取り組みを強力に支援するため、補助率の高上げ（1/2 → 2/3）（※）による小規模保育等の設置を促進する。

(1) 対象事業

- ①賃貸物件による保育所改修費等支援事業
- ②小規模保育改修費等支援事業
- ③幼稚園における長時間預かり保育改修費等支援事業
- ④認可化移行改修費等支援事業
- ⑤家庭的保育改修費等支援事業
- ⑥都市部における保育園等への賃借料支援事業
- ⑦保育環境改善等事業

(2) 補助率

- ①～⑥：1/2
 但し、子育て安心プランに参加する場合は 2/3 の補助率とする。
- ⑦：1/2、1/3

お問い合わせ先

厚生労働省 子ども家庭局 保育課
 電話 03-3595-2542 FAX 03-3595-2674

支援策No. 2 (8)

■地域コミュニティの拠点としての学校施設等を整備するための支援を受けたい
ー 都市福利施設整備のための助成制度 ー

支援事業名

2 (8) 公立文教施設の整備【文部科学省】

支援事業概要

公立学校施設整備費負担金及び学校施設環境改善交付金により、地域コミュニティの拠点としての学校施設や、談話室、トレーニング室等を備えた社会体育施設の整備について支援を行います。

支援対象

事業主体：地方公共団体

支援を受けるための要件

公立学校施設整備費負担金に関する法令、学校施設環境改善交付金交付要綱等の要件に合致するもの。

支援内容

地域の持つ教育力を活かした学習活動や地域の生涯学習活動等を実施するための場、地域の人々の交流の場等を備えた、地域コミュニティの拠点としての学校施設の整備推進を図ります。また、社会体育施設の整備を促進し、スポーツの円滑な実施及び振興に寄与します。

備考

【関連先ページ】

http://www.mext.go.jp/a_menu/shotou/zyosei/main11_a2.htm

公立学校の施設整備

お問い合わせ先

文部科学省 大臣官房 文教施設企画部 施設助成課

電話 03-6734-2000 FAX 03-6734-3743

- 「稼げるまちづくり」を目指したまちの賑わい創出を含む戦略的な取組などに対して支援を受けたい
- 地方公共団体の自主的・主体的な取組で、先導的なものを支援するための交付金 —

支援事業名

2 (9) 地方創生推進交付金【内閣府】

支援事業概要

地域再生法に基づく地域再生計画に位置づけられた、地方公共団体の自主的・主体的な取組で、先導的なものを支援します。

支援対象

事業主体：地方公共団体

支援を受けるための要件

地域再生法に基づく地域再生計画の認定

支援内容

地方版総合戦略に基づく、地方公共団体の自主的・主体的で、官民協働、地域間連携、政策間連携等の要素を含む先導的な取組を支援します。

(1) 補助対象事業

交付対象となる「先導的な事業」とは、事業ごとの性質を踏まえつつ、具体的には以下のような要素を有する事業です。

i 自立性

事業を進めていく中で、事業推進主体が自立していくことにより、将来的に本交付金に頼らずに、事業として継続していくことが可能となる事業であること。

ii 官民協働

地方公共団体**のみ**の取組ではなく、民間と協働して行う事業であること。また、単に協働することとどまらず、民間からの資金（融資や出資など）を得て行うことがあれば、より望ましい。

iii 地域間連携

単独の地方公共団体**のみ**の取組ではなく、関係する地方公共団体と連携し、広域的なメリットを発揮する事業であること。

iv 政策間連携

単一の政策目的を持つ単純な事業ではなく、複数の政策を相互に関連づけて、全体として、地方創生に対して効果を発揮する事業であること又は利用者から見て意味あるワンストップ型の窓口等の整備を行う事業であること。

支援内容

v 事業推進主体の形成

事業を実効的・継続的に推進する主体が形成されること。特に様々な利害関係者が含まれつつ、リーダーシップを持つ人材がその力を発揮できる体制を有した推進主体であることが望ましい。

vi 地域社会を担う人材の育成・確保

事業を推進していく過程において、地方創生に役立つ人材の育成や確保を目指すものであること。

vii 事業が先導的であると認められるその他の理由

備考

【関連先ページ】

https://www.kantei.go.jp/jp/singi/tiiki/tiikisaisei/pdf/180601_chiiki-kouhuyoukou.pdf
地方創生推進交付金制度要綱

お問い合わせ先

内閣府 地方創生推進事務局
電話 03-3581-4213

■優良な共同住宅を供給するための支援を受けたい

－ 街なか居住の推進を図るための助成制度及び税制上の特例措置 －

支援事業名

3 (1) 中心市街地共同住宅供給事業 (法第 22 条～第 34 条) 【国土交通省】

支援事業概要

認定中心市街地において、優良な共同住宅の供給を支援します。

国は、法第 30 条に基づき、中心市街地共同住宅供給事業の実施に要する費用の一部を補助する地方公共団体、または、法第 34 条に基づき、同事業により住宅の供給を行う地方公共団体に対して、その費用の一部を補助します。また、優良な住宅の用に土地等を譲渡する場合の所得税の課税繰延が税制上の特例措置として認められています。

また、地方住宅供給公社においては、委託により、中心市街地共同住宅供給事業の実施等が行うことができることとする特例措置があります。(法第 33 条)

支援内容

(1) 対象者

地方公共団体、独立行政法人都市再生機構※、地方住宅供給公社、民間事業者等
※個別補助金で支援

(2) 対象地域

認定中心市街地

(3) 補助対象

- ・調査設計計画費
- ・土地整備費
- ・共同施設整備費

(4) 国費率

1/3

お問い合わせ先

国土交通省 住宅局 市街地建築課

電話 03-5253-8111(内線 39-654) FAX 03-5253-1631

支援策№ 3 (2)

■地方住宅供給公社を設立したい

－ 街なか居住の推進を図るための許認可の特例 －

支援事業名

3 (2) 地方住宅供給公社の設立の要件に関する特例 (法第 35 条) 【国土交通省】

支援事業概要

地方住宅供給公社法第 8 条の規定にかかわらず、基本計画の認定を受けた市町村である市は地方住宅供給公社を設立することができます。

支援内容

(1) 支援対象

基本計画の認定を受けた市

備考

【留意事項】

法第 35 条の特例により地方住宅供給公社を設立しようとするに当たっては、地方住宅供給公社法施行令の改正が必要となることから、あらかじめ、国土交通省と協議が必要です。

お問い合わせ先

国土交通省 住宅局 住宅総合整備課

電話 03-5253-8111 (内線 39-345) FAX 03-5253-1628

■土地区画整理事業の換地計画において保留地を確保するための支援を受けたい
－ 街なか居住の推進を図るための特例 －

支援事業名

3(3)土地区画整理事業の換地計画において定める保留地の特例(法第16条)【国土交通省】

支援事業概要

認定を受けた中心市街地活性化基本計画（以下「認定基本計画」）に定められた土地区画整理事業であって地方公共団体、独立行政法人都市再生機構又は地方住宅供給公社が施行するものの換地計画（認定基本計画において定められた中心市街地（以下「認定中心市街地」）の区域内の宅地について定められたものに限る）においては、認定基本計画に土地区画整理事業と併せてその整備が定められた都市福利施設（認定中心市街地の区域内の住民等の共同の福祉又は利便のため必要な施設に限る）で国、地方公共団体等が設置するもの又は同様にその整備が定められた公営住宅等の用に供するため、一定の土地を換地として定めず、その土地を保留地として定めることができます。

支援内容

(1) 支援対象

認定基本計画において定められた中心市街地の区域内の宅地を対象とした土地区画整理事業
事業主体：地方公共団体、独立行政法人都市再生機構、地方住宅供給公社

(2) 支援を受けるための要件

本特例の対象となる保留地は、以下の要件を満たすことが必要です。

- ①認定基本計画において法第9条第2項第2号に掲げる事項として定められた土地区画整理事業であって土地区画整理法第3条第4項、第3条の2又は第3条の3の規定により施行するものの換地計画（認定中心市街地の区域内の宅地について定められたものに限る。）において定める保留地であること。
- ②当該特例による保留地を活用して整備する施設等が次のいずれかであること。
 - i) 都市福利施設（認定中心市街地の区域内の住民等の共同の福祉又は利便のため必要な施設に限る。）で国、地方公共団体、中心市街地整備推進機構その他政令で定める者が設置するもの（土地区画整理法第2条第5項に規定する公共施設を除き、認定基本計画において法第9条第2項第3号に掲げる事項として土地区画整理事業と併せてその整備が定められたものに限る。）
 - ii) 公営住宅等（認定基本計画において法第9条第2項第4号に掲げる事項として土地区画整理事業と併せてその整備が定められたものに限る。）
- ③当該特例による保留地の地積について、当該土地区画整理事業を施行する土地の区域内の宅地について所有権、地上権、永小作権、賃借権その他の宅地を使用し、又は収益することができる権利を有する全ての者の同意を得ること。

お問い合わせ先

国土交通省 都市局 市街地整備課

電話 03-5253-8111（内線 32-734） FAX 03-5253-1591

■地域主導の個性あふれるまちづくりのための施設整備、調査等に対する支援を受けたい
 - 市街地の整備改善を図るための交付金制度 -

支援事業名

3 (4) 社会資本整備総合交付金 (都市再生整備計画事業) 【国土交通省】

支援事業概要

地域の歴史・文化・自然環境等の特性を活かした個性あふれるまちづくりを総合的に支援し、全国の都市の再生を効率的に推進することにより、地域住民の生活の質の向上と地域経済・社会の活性化を図ることを目的とする制度です。

平成 16 年度に、「まちづくり交付金」制度として創設され、平成 22 年度より社会資本整備総合交付金の基幹事業に位置づけられています。

支援内容

(1) 概要

都市再生特別措置法第 46 条第 1 項に基づき、市町村が都市再生整備計画を作成し、都市再生整備計画に基づき実施される事業等の費用に充当するために交付金を交付。

(2) 交付対象事業

都市再生整備計画に位置付けられたまちづくりに必要な幅広い施設等を対象。

- 道路、公園、下水道、河川、多目的広場、修景施設、地域交流センター、土地区画整理事業、市街地再開発事業、地域優良賃貸住宅、公営住宅、住宅地区改良事業 等
- 誘導施設の整備については、都市再構築戦略事業を実施する場合についてのみ交付対象となる。なお、都市再構築戦略事業については、事業の目的や地域要件、提案事業が交付対象外となる等、一定の要件があるので、詳しくは社会資本整備総合交付金交付要綱附属第Ⅱ編イ-10-(1)の7. を参照のこと。
- 中心拠点誘導施設 (医療施設、社会福祉施設、教育文化施設、商業施設)、連携生活拠点誘導施設 (医療施設、商業施設、地域交流センター等)、生活拠点誘導施設 (医療施設、商業施設、地域交流センター)、高齢者交流拠点誘導施設
- 市町村の提案に基づく事業、各種調査や社会実験等のソフト事業

(3) 交付期間

概ね3～5年

(4) 国費率

事業費に対して概ね4割 (交付金の額は一定の算出方法により算出)

※都市再構築戦略事業は国費率1/2。

お問い合わせ先

国土交通省 都市局 市街地整備課

電話 03-5253-8111(内線 32-737) FAX 03-5253-1591

■優良建築物の整備を行うための支援を受けたい

－ 街なか居住の推進を図るための交付金制度 －

支援事業名

3 (5) 社会資本整備総合交付金（優良建築物等整備事業）【国土交通省】
防災・安全交付金（優良建築物等整備事業）

支援事業概要

市街地の環境の整備改善、良好な市街地住宅の供給等に資するため、土地の利用の共同化、高度化等に寄与する優良建築物等の整備に対し支援を行います。

支援内容

(1) 対象者

- 地方公共団体
- 独立行政法人都市再生機構※
- 地方住宅供給公社
- 民間事業者等
- ※個別補助金で支援

(2) 対象地域

三大都市圏の既成市街地等、近郊整備地帯等、地方拠点都市地域、中心市街地、市街地総合再生計画区域、都市機能誘導区域内の公共交通要件を満たす区域 等

(3) 事業タイプ

イ 優良再開発型

- a 共同化タイプ 2人以上の地権者が敷地の共同化により建築物を整備する事業
- b 市街地環境形成タイプ 良好な景観の形成等に配慮した協調的な建築物を整備する事業
- c マンション建替タイプ 区分所有者が老朽化した共同住宅を建替する事業

ロ 市街地住宅供給型

- a 中心市街地共同住宅供給タイプ →●中心市街地共同住宅供給事業を参照

ハ 既存ストック再生型 既存建築物ストックを、現在の居住ニーズにあったストックに再生するもの

ニ 都市再構築型 中心拠点誘導施設等の整備を行う事業

(4) 交付対象

- ・調査設計計画費
- ・土地整備費
- ・共同施設整備費 等

支援内容

(5) 国費率
1/3

お問い合わせ先

国土交通省 住宅局 市街地建築課
電話 03-5253-8111(内線 39-654) FAX 03-5253-1631

■快適な居住環境の創出や街なか居住のための住宅等建設、

公共施設整備に対する支援を受けたい

ー 街なか居住の推進を図るための交付金制度 ー

支援事業名

3 (6) 社会資本整備総合交付金（住宅市街地総合整備事業）【国土交通省】
防災・安全交付金（住宅市街地総合整備事業）

支援事業概要

中心市街地等の既成市街地において、快適な居住環境の創出、都市機能の更新、密集市街地の整備改善及び街なか居住の推進、住宅団地の再生等を図るため、住宅等の整備、公共施設の整備等について総合的に助成を行います。

支援内容

(1) 事業主体

地方公共団体、独立行政法人都市再生機構、地方住宅供給公社、民間事業者等

(2) 対象地域（要件）

〈整備地区の要件〉

- ①重点整備地区を一つ以上含む地区であること。
- ②面積が概ね5ha以上（住宅団地ストック活用型を除き、重点供給地域は概ね2ha以上）であること。
- ③原則として住宅戸数密度が30戸/ha以上の地区（連坦して土地利用転換が見込まれる地区を除く）であること。（街なか居住再生型及び住宅団地ストック活用型を除く）

〈重点整備地区の要件〉

- ①面積が概ね1ha以上（住宅団地ストック活用型を除き、重点供給地域は概ね0.5ha以上）であること。
- ②次のいずれかの要件に適合すること。
 - a. 拠点開発型（三大都市圏の既成市街地等において、原則として概ね1ha以上かつ面積20%以上の拠点的開発を行う区域を含むこと）
 - b. 密集住宅市街地整備型（換算老朽住宅戸数50戸以上（重点供給地域は25戸以上）で、住宅戸数密度と老朽住宅の割合が一定以上であること）
 - c. 街なか居住再生型（中心市街地において、概ね50戸以上かつ10戸/ha以上の住宅整備が見込まれること（ただし面積は概ね30ha以下））
 - d. 住宅団地ストック活用型（入居開始から概ね30年経過し、高齢化率が著しく高く、住宅戸数が100戸以上であり、公共用地率が概ね15%以上、都市機能誘導区域又は居住誘導区域であること）

(3) 交付対象

- ①整備計画策定等事業（整備計画、事業計画策定等）
- ②市街地住宅等整備事業（調査設計計画、共同施設整備、循環利用住宅整備等）

支援内容

- ③居住環境形成施設整備事業（老朽建築物除却、地区公共施設整備等）
- ④延焼遮断帯形成事業（調査設計計画、土地整備、延焼遮断機能整備）
- ⑤住宅・建築物耐震改修事業（耐震改修等）
- ⑥民間賃貸住宅等家賃対策補助事業
- ⑦防災街区整備事業（調査設計計画、土地整備、共同施設整備）
- ⑧都市再生住宅等整備（調査設計計画、従前居住者用賃貸住宅整備等）
- ⑨関連公共施設整備（道路、都市公園、下水道、河川等）
- ⑩街なみ環境整備（地区施設、修景施設等の整備等）
- ⑪公営住宅整備事業等（公営住宅、地域優良賃貸住宅の整備等）
- ⑫住宅地区改良事業等（住宅地区改良事業、改良住宅等改善事業等）

(4) 国費率

事業主体により国費率が異なります。

国費対象番号 ①～②、⑦：1/3、1/2

③：1/3、1/2、2/5

④、⑤：1/3

⑥：1/2

⑧：1/3、1/2、2/3

⑨～⑫：通常事業の交付率に準ずる

お問い合わせ先

国土交通省 住宅局 市街地建築課 市街地住宅整備室

電話 03-5253-8111(内線 39-677) FAX 03-5253-1631

■地方公共団体の提案に基づく公営住宅建設や居住環境整備等に対する支援を受けたい
－ 街なか居住の推進を図るための交付金制度 －

支援事業名

3 (7) 社会資本整備総合交付金（地域住宅計画に基づく事業）【国土交通省】
防災・安全交付金（地域住宅計画に基づく事業）

支援事業概要

地方公共団体が主体となり、公営住宅の建設や面的な居住環境整備など地域における住宅政策を自主性と創意工夫を活かしながら総合的かつ計画的に推進することを支援するため、交付金を交付します。

支援内容

(1) 交付対象者

地方公共団体又は地域住宅協議会

(2) 交付対象事業

地域住宅計画に基づき実施される以下の事業等

①基幹事業

- ・ 公営住宅整備事業等
- ・ 住宅地区改良事業等
- ・ 住宅市街地総合整備事業（密集住宅市街地整備型）
- ・ 都心共同住宅供給事業
- ・ 市街地再開発事業
- ・ 優良建築物等整備事業
- ・ 住宅・建築物安全ストック形成事業
- ・ 住宅市街地基盤整備事業
- ・ 公的賃貸住宅家賃低廉化事業
- ・ 災害公営住宅家賃低廉化事業

②効果促進事業

社会資本総合整備計画の目標を実現するため基幹事業と一体となってその効果を一層高めるために必要な事業等

(3) 国費率

国費算定対象事業費の概ね 50%を助成

お問い合わせ先

国土交通省 住宅局 住宅総合整備課

電話 03-5253-8111(内線 39-345) FAX 03-5253-1628

■住宅建設・宅地開発に関連する公共施設整備を行うための支援を受けたい
－ 街なか居住の推進を図るための交付金制度 －

支援事業名

3 (8) 社会資本整備総合交付金（住宅市街地基盤整備事業）【国土交通省】
防災・安全交付金（住宅市街地基盤整備事業）

支援事業概要

住宅及び宅地の供給を促進することが必要な三大都市圏の重点供給地域等における住宅建設事業及び宅地開発事業（住宅宅地事業）並びに住宅ストックを有効活用するための改善事業の推進を図るため、これに関連する公共施設等を整備するものについて、総合的に支援を行います。

支援内容

- (1) 事業主体
地方公共団体等
- (2) 対象地域
住生活基本計画に定める重点供給地域等
- (3) 交付対象
公共施設整備 等
- (4) 国費率
公共施設整備：通常の国庫補助事業と同じ交付率 等

お問い合わせ先

国土交通省 住宅局 住宅総合整備課 住環境整備室
電話 03-5253-8111(内線 39-395) FAX 03-5253-1628

■地方公共団体と住民が協力して住宅施設等の整備改善をするための支援を受けたい
 - 街なみの整備改善を図るための交付金制度 -

支援事業名

3 (9) 社会資本整備総合交付金（街なみ環境整備事業）【国土交通省】
 防災・安全交付金（街なみ環境整備事業）

支援事業概要

住環境の整備改善を必要とする区域において、地方公共団体及び街づくり協定を結んだ住民が協力して、住宅、地区施設等の整備改善を行うことにより、ゆとりとうるおいのある住宅地区を形成するための支援を行います。

支援内容

(1) 事業主体

市町村、法律に基づき組織された市町村を構成員に含む協議会

(2) 対象地域（要件）

〈街なみ環境整備促進区域の要件〉

①面積が1ha以上であること。

②次のいずれかの要件に該当する区域。

- a. 接道不良住宅*率70%以上かつ、住宅密度30戸/ha以上
- b. 区域内の幅員6m以上の道路の延長が区域内の道路総延長の1/4未満であり、かつ、公園、広場及び緑地の面積の合計が区域の面積の3%未満である区域
- c. 景観法による景観計画区域又は景観地区の一部又は全部を含む区域、歴史的風致維持向上計画の重点区域の一部又は全部を含む区域及び条例等により景観形成を図るべきこととされている区域

*接道不良住宅とは、幅員4m以上の道路に接していない住宅をいう

〈街なみ環境整備事業地区〉

①街なみ環境整備促進区域において、地区面積が0.2ha以上であること。

②街づくり協定が締結されていること。ただし、景観計画、景観地区、歴史的風致維持向上計画の重点区域が定められている場合等には、街づくり協定が締結されているものとみなす。

(3) 交付対象

①協議会活動助成事業

②整備方針策定事業

③街なみ整備事業（事業計画策定費、地区施設整備費、地区防災施設整備費等）

④街なみ整備助成事業（門、塀等移設費、分筆登記費、修景施設整備費等）

(4) 国費率

1/2、1/3

お問い合わせ先

国土交通省 住宅局 市街地建築課 市街地住宅整備室

電話 03-5253-8111(内線 39-677) FAX 03-5253-1631

■介護保険の被保険者が要支援・要介護状態となることを予防する

事業等に対する支援を受けたい

— 街なか居住の推進を図るための交付金制度 —

支援事業名

3 (10) 地域支援事業交付金【厚生労働省】

支援事業概要

介護保険の被保険者が要支援状態又は要介護状態になることを予防するとともに、要支援状態又は要介護状態になった場合においても、可能な限り、地域において自立した日常生活を営むことができるよう支援を行います。

なお、「介護予防・日常生活支援総合事業」、「包括的支援事業」、「任意事業」の各事業に要する経費に対して、一定割合を交付するものであり、それぞれの事業規模は市町村により異なります。

支援対象

事業主体：市町村（特別区、一部事務組合、広域連合等を含む。）

支援を受けるための要件

地域支援事業を実施する市町村であること。

支援内容

介護保険の被保険者が要支援・要介護状態となることを予防するとともに、要支援・要介護状態となった場合においても、可能な限り、地域において自立した日常生活を営むことができるよう支援を行います。

(1) 交付対象事業

①介護予防・日常生活支援総合事業

被保険者の要介護状態等となることを予防し、要介護状態等の軽減もしくは悪化を防止するために必要な事業（介護予防・生活支援サービス事業、一般介護予防事業など）

②包括的支援事業

地域住民の心身の健康の保持と生活の安定のために必要な援助を行うことにより、保健医療の向上・福祉の増進を包括的に支援することを目的として設置された、地域包括支援センターにおいて実施される事業（総合相談支援事業、権利擁護事業など）の運営、生活支援体制整備事業、認知症総合支援事業、地域ケア会議推進事業など。

③任意事業

地域の実情に応じて、創意工夫を生かした多様な事業（介護給付等費用適正化事業、家族介護支援事業など）

(2) 交付額

地域支援事業に要する経費に対して、一定割合を交付するものであり、それぞれの事業規模は市町村により異なります。また、それぞれの事業で交付金の上限額が設定されています。

備考

地域支援事業の概要

<http://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/0000074126.html>

介護予防・日常生活支援総合事業について

お問い合わせ先

厚生労働省 老健局 振興課

電話 03-5253-1111（内線 3986） FAX 03-3503-7894

■「稼げるまちづくり」を目指したまちの賑わい創出を含む戦略的な取組に対して支援を受けたい

- 地方公共団体の自主的・主体的な取組で、
先導的なものを支援するための交付金 —

支援事業名

3 (11) 地方創生推進交付金【内閣府】

支援事業概要

地域再生法に基づく地域再生計画に位置づけられた、地方公共団体の自主的・主体的な取組で、先導的なものを支援します。

支援対象

事業主体：地方公共団体

支援を受けるための要件

地域再生法に基づく地域再生計画の認定

支援内容

地方版総合戦略に基づく、地方公共団体の自主的・主体的で、官民協働、地域間連携、政策間連携等の要素を含む先導的な取組を支援します。

(1) 補助対象事業

交付対象となる「先導的な事業」とは、事業ごとの性質を踏まえつつ、具体的には以下のような要素を有する事業です。

i 自立性

事業を進めていく中で、事業推進主体が自立していくことにより、将来的に本交付金に頼らずに、事業として継続していくことが可能となる事業であること。

ii 官民協働

地方公共団体のみでの取組ではなく、民間と協働して行う事業であること。また、単に協働するにとどまらず、民間からの資金（融資や出資など）を得て行うことがあれば、より望ましい。

iii 地域間連携

単独の地方公共団体のみでの取組ではなく、関係する地方公共団体と連携し、広域的なメリットを発揮する事業であること。

iv 政策間連携

単一の政策目的を持つ単純な事業ではなく、複数の政策を相互に関連づけて、全体として、地方創生に対して効果を発揮する事業であること又は利用者から見て意味あるワンストップ型の窓口等の整備を行う事業であること。

支援内容

v 事業推進主体の形成

事業を実効的・継続的に推進する主体が形成されること。特に様々な利害関係者が含まれつつ、リーダーシップを持つ人材がその力を発揮できる体制を有した推進主体であることが望ましい。

vi 地域社会を担う人材の育成・確保

事業を推進していく過程において、地方創生に役立つ人材の育成や確保を目指すものであること。

vii 事業が先導的であると認められるその他の理由

備考

【関連先ページ】

https://www.kantei.go.jp/jp/singi/tiiki/tiikisaisei/pdf/180601_chiiki-kouhuyoukou.pdf
地方創生推進交付金制度要綱

お問い合わせ先

内閣府 地方創生推進事務局
電話 03-3581-4213

■少子化対策の取組などに対して支援を受けたい

－ 少子化対策に取り組む地方自治体を支援するための補助金－

支援事業名

3 (12) 地域少子化対策重点推進交付金（結婚新生活支援事業）【内閣府】

支援事業概要

結婚に伴う経済的負担を軽減するため、地方自治体が行う結婚新生活支援事業（新婚世帯を対象に家賃、引越費用等を補助）を支援します。

支援対象

地方自治体

支援内容

結婚に伴う経済的負担を軽減するため、新婚世帯に対し、結婚に伴う新生活のスタートアップに係るコスト（新居の家賃、引越費用等）を支援する地方自治体を対象に、国が地方自治体による支援額の一部を補助します。

- (1) 対象世帯：夫婦共に婚姻日における年齢が34歳以下かつ世帯所得340万円未満の新規に婚姻した世帯（但し、奨学金を返還している世帯は、奨学金の年間返済額を世帯所得から控除）
- (2) 補助対象：婚姻に伴う住宅取得費用又は住宅賃借費用、引越費用
- (3) 補助率：3/4
 - * 補助上限額は1世帯あたり30万円（国が15万円補助）
 - * 所得要件、補助上限額等は地域の実情に応じて設定可能
 - * 結婚祝い金（現金）や金券等の支給、地域優良住宅の家賃低廉化に係る国の支援対象となる部分については対象外

備考

【関連先ページ】

<http://www8.cao.go.jp/shoushi/shoushika/meeting/hojokin/h30/index.html>

お問い合わせ先

内閣府 子ども・子育て本部（少子化対策担当）

電話 03-5253-2111

■ 中心市街地に大規模小売店舗の立地を促進したい。

－ 経済活力向上を図るための大店立地法の特例（出店手続きの適用除外） －

支援事業名

4 (1) 大規模小売店舗立地法の特例（第一種大規模小売店舗立地法特例区域）
（法第 37 条・第 38 条）【経済産業省】

支援事業概要

中心市街地における大規模小売店舗の立地を促進し中心市街地の商業等の活性化を図るため、認定中心市街地において大規模小売店舗立地法の新設又は変更の際の届出自体を不要とする等により、大規模小売店舗立地法の手続を実質的に適用除外とするものです。

支援対象

認定中心市街地に大規模小売店舗を設置する者

支援を受けるための要件

- (1) 基本計画の認定
- (2) 都道府県及び政令指定都市が、認定中心市街地の全部又は一部を特例区域として定めることが必要

支援内容

中心市街地の商業等の活性化を図るため、中心市街地において、大規模小売店舗立地法の新設又は変更の届出手続の適用除外等により、基本計画の認定中心市街地における大規模小売店舗の立地を促進します。

備考

【留意事項】

市町村が本特例措置を活用する旨を基本計画に記載する場合には、特例区域の指定主体である都道府県の同意を得ていることが望まれます。

お問い合わせ先

経済産業省 地域経済産業グループ 中心市街地活性化室
電話 03-3501-3754 FAX 03-3501-7917

■まちづくり会社等の行う商業活性化を促進するソフト事業に対する支援を受けたい。**－ 中心市街地の商業活性化を支援する認定制度 －**

支援事業名

4 (2) 民間中心市街地商業活性化事業計画の経済産業大臣認定 (法第 42 条) 【経済産業省】

支援事業概要

中心市街地活性化に向けたソフト面の取組を支援するため、まちづくり会社等の民間事業者が行うにぎわいを生み出すイベントの開催やまちの個性を発見するための研修等の事業に対し、経済産業大臣が民間中心市街地商業活性化事業（以下「商業活性化事業」）として事業計画の認定を行います。

民間中心市街地商業活性化事業計画（以下「商業活性化事業計画」という）の認定を受けた民間事業者は、当該事業計画に基づいて実施する事業に関し、法第 44 条の規定に基づく独立行政法人中小企業基盤整備機構からの情報の提供等の協力や、法第 45 条の規定に基づく中小企業投資育成株式会社の特例を受けることができます。

支援対象

まちづくり会社等の民間事業者

支援を受けるための要件

- (1) 基本計画の認定
- (2) 経済産業大臣による商業活性化事業計画認定の申請に当たっては、実施する事業が認定基本計画に記載された事業であって、当該事業計画について協議会の協議を経ていることが必要です。
また、以下の要件を満たすことが必要です。
 - ・当該事業が小売業の顧客の増加や小売業者の経営の効率化を図る事業であること。
 - ・事業実施者が、必要な体制、知識及び経験並びに経理的な基礎を有しており、かつ、その役員に暴力団との関係その他の事情に照らして業務の運営に不適切な資質を有する者がいないこと。
 - ・事業等の実施スケジュールが明確であること

備考

【留意事項】

経済産業大臣による商業活性化事業計画の認定の申請は、市町村を経由して行うことが必要です。

この場合において、市町村は当該事業計画に関して意見を付すことができます。

お問い合わせ先

経済産業省 地域経済産業グループ 中心市街地活性化室

電話 03-3501-3754 FAX 03-3501-7917

■まちづくり会社等の行う商業活性化を促進するソフト事業に対する支援を受けたい。

－ 中心市街地の商業活性化を支援する認定制度 －

支援事業名

4 (3) 独立行政法人中小企業基盤整備機構による協力業務 (法第 44 条) 【経済産業省】

支援事業概要

法第 42 条に基づき民間中心市街地商業活性化事業計画 (以下「商業活性化事業計画」という。) の認定を受けた中小企業者は、中心市街地における商業の活性化を促進させるため、テナントミックスやファシリティマネジメント等のソフト事業を実施する際に、全国の各種事例の知見が蓄積されている独立行政法人中小企業基盤整備機構から、運営ノウハウ等事業実施のための情報提供や専門家の派遣等の協力を受けることができます。

支援を受けるための要件

法第 42 条に基づく商業活性化事業計画の認定を受け、かつ、以下の要件を満たすことが必要です。

- ・事業実施主体が中小企業者であること。
- ・小売業の業務を行う者の経営の効率化に寄与する研修その他の事業にあっては、中小小売業者の経営のために行う事業に限られます (展示会の開催その他の顧客の増加に寄与する事業を支援する事業については、中小小売業者のために行う事業に限られません。)

お問い合わせ先

独立行政法人中小企業基盤整備機構 高度化事業推進課

電話 03-5470-1530 FAX 03-3433-0336

■資本金 3 億円超でも中小企業投資育成株式会社の初回投資を受けたい

－ 中小企業投資育成株式会社法の特例措置 －

支援事業名

4 (4) 中小企業投資育成株式会社法の特例 (法第 45 条) 【経済産業省】

支援事業概要

法第 42 条に基づく民間中心市街地商業活性化事業計画 (以下「商業活性化事業計画」という) の認定 (4 (2) 参照) を受けた民間事業者 (以下「認定商業活性化事業者」という) で資本金が 3 億円を超える株式会社が、本来は資本金 3 億円以下の株式会社を対象とする中小企業投資育成株式会社による初回投資を受けることのできる特例です。

支援対象

認定商業活性化事業者で資本金が 3 億円を超える株式会社

支援を受けるための要件

- (1) 基本計画の認定
- (2) 法第 42 条に基づく商業活性化事業計画の認定

支援内容

中小企業投資育成株式会社は、中小企業の自己資金の充実を促進し、その健全な成長、発展を図るための投資等の事業を行うことを目的としており、その対象は、資本金の額が 3 億円以下の株式会社または資本金の額が 3 億円以下の株式会社を設立しようとする者としています。

本特例措置は、認定商業活性化事業者の資金調達の多様化を図り、その事業活動を促進することを目的として、認定商業活性化事業者が資本金 3 億円を超える株式会社であっても、中小企業投資育成株式会社による以下の措置が行えるようにするものです。

- ・株式会社の設立に際して発行される株式の引受け及び保有
- ・増資に際して発行される株式の引受け及び保有
- ・新株予約権の引受け及び保有
- ・新株予約権付社債の引受け及び保有

備考

【留意事項】

本特例措置の活用については、別途中小企業投資育成株式会社の審査を経て投資の可否が決定されます。

お問い合わせ先

東京中小企業投資育成株式会社

電話：本社 03-5469-1811

大阪中小企業投資育成株式会社

電話：本社 06-6459-1700

九州支社 092-724-0651

名古屋中小企業投資育成株式会社

電話：本社 052-581-9541

■中小小売業者が共同で事業環境の改善、経営基盤の強化に取組むにあたって 支援を受けたい

－ 経済活力向上を図るための中小小売商業高度化事業 －

支援事業名

4 (5) 中小小売商業高度化事業に係る特定民間中心市街地活性化事業計画の主務大臣認定
(法第7条第7項、第48条)【経済産業省】

支援事業概要

中小小売業者等が認定中心市街地において行う、中小小売商業構造の高度化に資する下記の事業に対し、経済産業大臣が、特定民間中心市街地活性化事業計画（以下「特定民間事業計画」）の認定を行います。

中小小売商業高度化事業は、企業規模が小さく、企業数が多く、その多数が前近代的な生産的経営段階に留まっている中小小売商業の構造改革を進め、消費生活様式の高級化・多様化や交通体系・都市構造の移り変わり等経営環境の変化に中小小売業者が円滑に対応していくことを促進する事業として位置付けています。

具体的には、①共同施設の設置、商店街の空き店舗を活用したテナントの誘致や店舗の計画的な建て替え等を実施する経営近代化事業、②集団で立地環境の良い新たな区域に移転等を行い、営業に必要な店舗、倉庫、事務所等を設置するほか、種々の共同事業の一環として集会場、イベント広場、駐車場等の整備等を実施する基盤強化整備事業、③ショッピングセンタータイプの店舗やそれと併設される施設を設置する共同店舗等整備事業等がこれに当たります。

特定民間事業計画の認定を受けた民間事業者は、法第53条の規定に基づく中小企業信用保険法の特例(4(9)参照)及び株式会社日本政策金融公庫による低利融資(4(25)参照)を受けることができます。また、都道府県と独立行政法人中小企業基盤整備機構による高度化資金の貸付けが無利子となります。

支援対象

中小小売業者等

支援を受けるための要件

- (1) 基本計画の認定
- (2) 中小小売商業高度化事業は、法第7条第7項に規定する事業であることが必要
- (3) 本事業の経済産業大臣による特定民間事業計画の認定に当たっては、認定基本計画に記載された事業であって、中心市街地活性化協議会の協議を経ていることが必要となります。
また、中心市街地の活性化に関する法律施行令第12条及び経済産業省関係中心市街地の活性化に関する法律施行規則第12条及び第13条、別途定める認定の基準を満たすことが必要です。

支援内容

支援内容

- 認定を受けた中小小売商業高度化事業に係る特定民間事業計画に基づき事業を行う場合、以下の支援措置を受けることができます。
- 都道府県と独立行政法人中小企業基盤整備機構による高度化事業の貸付けが無利子となります（併せて、都道府県と独立行政法人中小企業基盤整備機構による事業計画の診断や各種助言が行われます）。
- 法第53条の規定に基づく中小企業信用保険法の特例を受けることができます（4（9）参照）。

また、高度化事業の用に供するために土地等を譲渡した場合には、譲渡所得の特別控除（4（14）参照）を受けることができます。

備考

【留意事項】

- 経済産業大臣による特定民間事業計画の認定の申請は、市町村を經由して行う必要があります。この場合において、市町村は当該事業計画に関して意見を付すことができます。
- 高度化資金貸付制度を活用する際には、都道府県及び独立行政法人中小企業基盤整備機構の審査を経て貸付けの可否が決定されます。

お問い合わせ先

【特定民間中心市街地活性化事業計画】

経済産業省 各経済産業局（巻末経済産業局一覧参照）

【高度化資金貸付け・診断助言】

各都道府県中小企業担当課

独立行政法人中小企業基盤整備機構 高度化事業企画課

電話 03-5470-1528 FAX 03-5470-1532

■ 中心市街地の商業基盤施設、商業施設への融資を受けたい

－ 経済活力向上を図るための特定商業施設等整備事業 －

支援事業名

4 (6) 特定商業施設等整備事業に係る特定民間中心市街地活性化事業計画の主務大臣認定
(法第7条第8項、第48条関係)【経済産業省】

支援事業概要

民間事業者が認定中心市街地において実施する、商業基盤施設又は相当規模の商業施設の整備を行う事業に対し、経済産業大臣が特定民間中心市街地活性化事業計画（以下「特定民間事業計画」という）の認定を行います。

特定民間事業計画の認定を受けた民間事業者が、当該事業計画に基づく事業を行う場合には、都道府県と独立行政法人中小企業基盤整備機構による高度化資金の貸付けが無利子となります。

支援対象

民間事業者

支援を受けるための要件

- (1) 基本計画の認定
- (2) 特定商業施設等整備事業は、法第7条第8項に規定する事業であることが必要
- (3) 経済産業大臣による特定民間事業計画の認定の申請に当たっては、実施する事業が認定基本計画に記載された事業であって、当該事業計画について協議会の協議を経ていることが必要です。
また、特定商業施設等整備事業は以下の要件を満たすことが必要です。
 - ① 事業の実施地域が、一定の商業集積が見られ、公共公益施設が一つ以上存在し、さらに、電車、バス等の公共交通機関による来訪が可能な地域であること。
 - ② 整備する施設が、商業施設の場合は原則500㎡以上、商業基盤施設の場合は、周辺の小売業者の顧客その他の地域住民の利便の増進又は周辺の相当数の小売業の業務の円滑な実施に資するものであること。

支援内容

認定を受けた特定商業施設等整備事業に係る特定民間事業計画に基づき事業を行う場合、以下の支援措置を受けることができます。

- ・ 都道府県と独立行政法人中小企業基盤整備機構による高度化資金の貸付けが無利子となります（併せて、都道府県と独立行政法人中小企業基盤整備機構による事業計画の診断や各種助言も行われます）。

備考

【留意事項】

- 経済産業大臣による特定民間事業計画の認定の申請は、市町村を經由して行う必要があります。この場合において、市町村は当該事業計画に関して意見を付すことができます。
- 高度化資金貸付制度を活用する際には、都道府県及び独立行政法人中小企業基盤整備機構の審査を経て貸付けの可否が決定されます。

お問い合わせ先

経済産業省 地域経済産業グループ 中心市街地活性化室
電話 03-3501-3754 FAX 03-3501-7917

【高度化資金の貸付け・診断助言】

各都道府県中小企業担当課

独立行政法人中小企業基盤整備機構 高度化事業企画課

電話 03-5470-1528 FAX 03-5470-1532

■地域住民や自治体の強いコミットメントがあり、

かつ、経済効果の高いプロジェクトを行うにあたって支援を受けたい

ー 中心市街地の経済活力の向上に寄与する事業を重点的に支援する助成制度 ー

支援事業名

4 (7) 特定民間中心市街地経済活力向上事業計画の経済産業大臣認定
(法第7条第12項、第50条関係)【経済産業省】

支援事業概要

民間事業者が認定中心市街地において実施する、地域住民や自治体の強いコミットメントがあり、かつ、経済効果の高い民間プロジェクトに対し、経済産業大臣が特定民間市街地経済活力向上事業計画（以下「経済活力向上事業計画」という）の認定を行います。

支援対象

民間事業者

支援を受けるための要件

- (1) 経済産業大臣による経済活力向上事業計画の認定の申請に当たっては、実施する事業が認定基本計画に記載された事業であって、当該事業計画について協議会の協議を経ていることが必要です。
- (2) 実施する経済活力向上事業は、以下の要件を満たすことが必要です。
 - ①中小小売商業高度化事業の場合
4 (5) の要件を満たすこと
 - ②特定商業施設等整備事業の場合
4 (6) の要件をみたすこと
 - ③都市型新事業の用に供する施設を整備する事業の場合
5 (1) の要件を満たすこと
- (3) 目標の設定に関して以下①から③までの要件をすべて満たすこと。
 - ①以下のいずれかの指標を達成することが、当該事業計画に照らして十分に見込まれること。
 - (i) 「年間来訪者数」が、中心市街地の居住人口の4倍以上であること。
 - (ii) 「年間売上高」が、中心市街地の年間小売商品販売額の1%以上であること。
 - (iii) 「年間平均雇用人数」が、50人以上であること。
 - ②周辺地域の経済活力を向上させる波及効果が見込まれること。
来訪者、就業者、売上高の増加が、事業実施区域に止まらず、当該事業実施区域を含んだ中心市街地及びその周辺地域に対して、どのような形で寄与するか、以下の観点から説明されていること。
 - (i) 当該中心市街地及び周辺地域の商圈や来訪者等に関する分析に基づき、当該地域に対する集客や売上高等に関する効果が相当程度あること。
 - (ii) 当該中心市街地において商業・居住・公共サービス等の多様な都市機能の集積に資する事業であること。
 - ③以下のいずれかのような形で、地域住民や市町村の強いコミットメントが示されている

支援を受けるための要件

こと。

- (i) 当該事業実施区域の地権者から当該事業者に対し、安価な地代あるいは当該事業の収益に連動する地代によって貸付けが行われていること。
 - (ii) 当該中心市街地の相当数の住民、商業・サービス業者から、当該事業者が出資、貸付け又は寄付（いずれも現物を含む）を受けていること。
 - (iii) 当該市町村から当該事業に要する経費の相当部分について貸付けが行われていること。
 - (iv) 当該市町村の議会において、当該事業を推進すべきである旨の決議がなされていること。
 - (v) その他、上記と同等以上の強いコミットメントを当該中心市街地の関係者や当該市町村が行っていると認められること。
- ④事業実施主体者が、必要な体制、知識及び経験並びに経理的な基礎を有しており、かつ、その役員に暴力団員との関係その他の事情に照らして業務の運営に不適切な資質を有する者がいないこと。
- ⑤確実に実施される見込みがあることとして、事業の実施時期や必要な資金の額及びその調達方法が、事業を実施するにあたり無理の無いものであることが説明されていること。

支援内容

認定を受けた経済活力向上事業計画に基づき事業を行う場合、以下の支援措置を受けることができます。

- 都道府県と独立行政法人中小企業基盤整備機構による高度化資金の貸付が無利子となります（併せて、都道府県と独立行政法人中小企業基盤整備機構による事業計画の診断や各種助言も行われます）。
- 市町村と独立行政法人中小企業基盤整備機構による無利子貸付け（併せて、市町村と独立行政法人中小企業基盤整備機構による事業計画の診断や各種アドバイスも行われます）（法第 52 条第 2 項）（ 4（ 8）参照）※市町村が貸付事業を行う場合、市町村が必要な規程、体制等を整備していることが必要です。
- 中小企業信用保険法の特例（法第 53 条）（ 4（ 9）参照）
- 大規模小売店舗立地法の特例（法第 58 条）（ 4（ 10）参照）
- 地域文化資源活用空間創出事業費補助金（中心市街地活性化事業）の重点的な支援（ 4（ 11）参照）
- 地域・まちなか商業活性化支援事業費補助金（中心市街地再興戦略事業）のうち先導的・実証的事業の重点的な支援（ 4（ 12）参照）
- 株式会社日本政策金融公庫による低利融資（ 4（ 13）参照）
- 当該事業の用に供する不動産の取得又は建物の建築をした際の登録免許税の軽減（ 4（ 17）参照）

備考

【留意事項】

- 経済産業大臣による経済活力向上事業計画の認定の申請は、市町村を経由して行うことが必要です。
この場合において、市町村は当該事業計画に関して意見を付すことができます。
- 高度化資金貸付制度を活用する際には、都道府県及び独立行政法人中小企業基盤整備機構の審査を経て貸付けの可否が決定されます。
- 市町村による貸付制度を活用する際には、市町村及び独立行政法人中小企業基盤整備機構の審査を経て貸付けの可否が決定されます。

お問い合わせ先

経済産業省 地域経済産業グループ 中心市街地活性化室
電話 03-3501-3754 FAX 03-3501-7917

【高度化資金および市町村による貸付け・診断助言】

各都道府県中小企業担当課（市町村による貸付けの場合は、各市町村中小企業担当課）
独立行政法人中小企業基盤整備機構 高度化事業企画課 電話 03-5470-1528
FAX 03-5470-1532

■認定特定民間中心市街地経済活力向上事業に対し、必要な資金の貸付を受けたい
－ 市町村と中小機構による資金貸付制度 －

支援事業名

4 (8) 市町村と独立行政法人中小企業基盤整備機構による貸付制度
(法第 52 条第 2 項)【経済産業省】

支援事業概要

法第 50 条に基づく認定を受けた経済活力向上事業計画（以下、「認定経済活力向上事業計画」という）（4 (7) 参照）に基づいて実施する事業に対し、市町村と独立行政法人中小企業基盤整備機構が協調して、必要な資金の一部を無利子で貸付けます。

支援対象

中小企業者及び一般社団法人、一般財団法人その他の経済産業省令で定める者

支援を受けるための要件

- (1) 基本計画の認定
- (2) 認定経済活力向上事業計画に基づき実施する事業であることが必要です。
- (3) 事業実施主体及び事業内容が経済産業省関係施行規則第 17 条及び第 18 条に該当することが必要です。

支援内容

認定経済活力向上事業計画に基づいて実施する事業に対し、市町村と独立行政法人中小企業基盤整備機構が協調して必要な資金の一部を無利子で貸付けます（併せて、市町村と独立行政法人中小企業基盤整備機構による事業計画の診断や各種助言も行われます）。

- 貸付割合：貸付対象事業費の 80%以内
- 貸付対象：土地、建物、構築物、設備

備考

【留意事項】

- 市町村が貸付事業を行うのに必要な規程、体制等を整備していることが必要です。
- 本貸付制度を活用する際には、市町村及び独立行政法人中小企業基盤整備機構の審査を経て貸付けの可否が決定されます。

お問い合わせ先

独立行政法人中小企業基盤整備機構 高度化事業企画課
電話 03-5470-1528 FAX 03-5470-1532

■ 中心市街地の商業活性化を図るための信用保証制度の特例措置の支援を受けたい
ー 経済活力向上を図るための中小企業信用保険法の特例 ー

支援事業名

4 (9) 中小企業信用保険法の特例 (法第 53 条) 【経済産業省】

支援事業概要

法第 48 条に基づく認定を受けた特定民間中心市街地活性化事業計画 (以下「認定特定民間事業計画」という) (4 (5) 参照)、または法第 50 条に基づく認定を受けた認定特定民間中心市街地経済活力向上事業計画 (以下「認定経済活力向上事業計画」という) (4 (7) 参照) の事業を実施する中小企業者、公益法人等が、金融機関から融資を受ける際に、中小企業信用保険法の特例を適用するものです。

支援対象

認定特定民間事業計画、または認定経済活力向上事業計画の事業を実施する中小企業者、公益法人等

支援を受けるための要件

- (1) 基本計画の認定
- (2) 法第 7 条第 7 項第 1 号から第 7 号に定める中小小売商業高度化事業、または同条第 11 項第 1 号に掲げる特定事業に係る特定民間中心市街地活性化事業計画または特定民間中心市街地経済活力向上事業計画の認定が必要です。

支援内容

- ① 中小企業信用保険法の規定における、普通保険、無担保保険、特別小口保険について、中心市街地商業等活性化関連保証を受けた中小企業者に係るものは、その保険関係の限度額をその他の保険関係の限度額と別に定めることができます。
- ② 認定特定民間事業計画、または認定経済活力向上事業計画に基づく中小小売商業高度化事業または特定事業を実施する公益法人については、同法における中小企業者とみなして、同法を適用し、普通保険、無担保保険の保険であって、特定会社や公益法人が行う当該事業の実施に必要な資金に係るものについては、普通保険、無担保保険の限度額を 2 倍に拡大を図ります。
- ③ 中心市街地商業等活性化関連保証及び中心市街地商業等活性化支援関連保証について、普通保険のてん補率を、70/100 から 80/100 に引き上げ、保険料を、同法第 4 条の規定にかかわらず、保険金額の年 2/100 以内において政令で定める率を乗じた額に引き下げる措置を講じます。

お問い合わせ先

一般社団法人全国信用保証協会連合会
電話 03-6823-1200

最寄りの信用保証協会

■ 中心市街地に大規模小売店舗の立地を促したい

－ 経済活力向上を図るための大店立地法の特例（出店手続きの適用除外） －

支援事業名

4 (10) 認定特定民間中心市街地経済活力向上事業に対する大規模小売店舗立地法の特例
（法第 58 条）【経済産業省】

支援事業概要

中心市街地における大規模小売店舗の立地を促進し、中心市街地の経済活力の向上を図るため、法第 50 条に基づく認定を受けた特定民間中心市街地経済活力向上事業計画（以下「認定経済活力向上事業計画」という）（4 (7) 参照）に基づいて実施する事業が、大規模小売店舗を立地する事業の場合、法第 37 条に規定する第一種大規模小売店舗立地法特例区域と同様に、大規模小売店舗立地法の新設又は変更の際の届出自体を不要とする等により、大規模小売店舗立地法の手続を実質的に適用除外とするものです。

支援対象

民間事業者

支援を受けるための要件

- (1) 基本計画の認定
- (2) 法第 50 条に基づく特定民間中心市街地経済活力向上事業計画（以下「経財活力向上事業計画」という）に、本特例を活用する旨及び本特例を活用して設置しようとする大規模小売店舗の所在地並びに経済産業省関係施行規則第 16 条に規定する事項を記載した上で、当該事業計画の認定を受けることが必要です。

支援内容

認定経済活力向上事業計画に基づいて大規模小売店舗を立地する場合、大規模小売店舗立地法の新設又は変更の際の届出自体を不要とする等により、大規模小売店舗の立地を促進します。

備考

【留意事項】

- ・ 経済活力向上事業計画に本特例を活用する旨の記載があった場合、経済産業大臣がその認定に際し、都道府県知事に協議することとなりますので、事前に都道府県にその概要等を連絡、情報共有してください。
- ・ 都道府県知事は同意に際し、必要と認める場合は、事業者に対し地域住民等への説明会の開催等を求めることができます。

お問い合わせ先

経済産業省 地域経済産業グループ 中心市街地活性化室
電話 03-3501-3754 FAX 03-3501-7917

- 中心市街地活性化において、地域文化資源を活かしてにぎわいを創出し、
交流人口の増加を図る環境整備をしたい
- － 中心市街地活性化のための施設等の整備事業支援 －

支援事業名

4 (11) 地域文化資源活用空間創出事業費補助金 (中心市街地活性化事業)
【経済産業省】

支援事業概要

中心市街地及び周辺地域も含めた経済活力の向上を実現するため、認定基本計画に基づき、民間事業者が実施する施設整備事業（ハード事業）のうち、歴史的な建造物等地域文化資源を活かした施設・まちなみ整備等を行う事業を支援します。

支援対象

民間事業者（地方公共団体を除く企業または団体であって、法人格を有し定款等により代表者、活動内容及び財産管理方法等について確認できるもの）

支援を受けるための要件

- (1) 中心市街地活性化基本計画に基づき実施される事業であること。
- (2) 実施する事業が、当該基本計画の認定期間中に完了すること。
- (3) 事業における効果指標として、商業販売額、歩行者通行量、市民満足度、当該施設来訪者数及び当該事業特有の指標（外国人観光客等）並びに波及効果の指標について5年間計測し、報告ができること。
- (4) 事業実施年度から長期的（概ね5年間）に周辺の歩行者通行量が20%増加する見込みがある事業であること。
- (5) 基本計画第7章に当該補助金を活用することとして記載され、当該基本計画の内閣総理大臣認定を受けていること。（公募申請時点において、当該基本計画の新規（変更）認定を受けていない場合、内閣府地方創生推進事務局に認定に係る申請が受理されていること。）
- (6) 重点支援事業については、基本計画第7章に経済活力向上事業計画の大臣認定を受けることとして記載し、当該基本計画の内閣総理大臣認定を受けた後、所轄の経済産業局等を經由して当該大臣認定の申請を行い、交付申請までに大臣認定を受けること。

支援内容

歴史的な建造物等地域文化資源を活かした空間創出により、外国人観光客を含めた交流人口の増加に資する施設整備事業に対して支援。
（補助率：2/3以内）

お問い合わせ先

経済産業省 地域経済産業グループ 中心市街地活性化室
電話 03-3501-3754 FAX 03-3501-7917

■まちに賑わいを創出するための施設整備事業について支援を受けたい
－ 中心市街地活性化のための施設等の整備事業支援 －

支援事業名

4 (12) 地域・まちなか商業活性化支援事業費補助金（中心市街地再興戦略事業）のうち
先導的・実証的事业【経済産業省】

支援事業概要

地域の人々と協力・連携して、まちの賑わいを創出するため、先進的な商業に関する中核施設を整備する事業について支援します。

(1) 地域の人々との協力・連携

商店街・商工会や地域住民、市町村、NPO等と地域に根ざした人々と連携・協力し、地域が求めるニーズに応える施設であること。（地域と協力して開催する施設でのイベントや催事、施設整備にあたっての資金提供がある等）

(2) まちに賑わいを創出する

多くの住民や観光客等が利用し、近隣商店等への買い回りが発生する等、波及効果がある施設であること。

(3) 先進的な中核施設の整備

事例の少ない、先進的な設計や運営が行われる商業に関する先導的・実証的施設であること。

支援対象

民間事業者（地方公共団体を除く企業または団体であって、法人格を有し定款等により代表者、活動内容及び財産管理方法等について確認できるもの）

支援を受けるための要件

- (1) まちの魅力をもっと高める方策を探るために行う調査・分析を踏まえ、実施する事業であること。
- (2) 中心市街地活性化基本計画に基づき実施される事業であること。
- (3) 実施する事業が、当該基本計画の認定期間中に完了すること。
- (4) 事業における効果指標として、商業販売額、歩行者通行量、市民満足度、当該施設の来訪者数及び当該事業特有の指標並びに波及効果の指標について、5年間計測し、報告できること。
- (5) 事業実施年度から長期的（概ね5年間）に周辺の歩行者通行量が20%増加する見込みがある事業であること。

支援を受けるための要件

- (6) 基本計画第7章に当該補助金を活用することとして記載され認定されていること、もしくは、基本計画第7章に当該補助金を活用することとして記載され、当該基本計画の新規（変更）認定の申請が内閣府地方創生推進事務局に受理されていること。
- (7) 重点支援事業については、基本計画第7章に経済活力向上事業計画の大臣認定を受けることとして記載し、基本計画の総理大臣認定を受けた後、所轄の地方経済産業局に当該大臣認定の申請を行い、交付申請までに大臣認定を受けること。

支援内容

中心市街地及び周辺地域も含めた経済活力の向上を実現するために、認定基本計画に基づき、民間事業者が実施する施設等の整備事業（ハード事業）を支援します。

補助率・補助額

重点支援事業、まちづくり会社が実施する事業（2/3以内）
それ以外の事業（1/2以内）

お問い合わせ先

経済産業省 地域経済産業グループ 中心市街地活性化室
電話 03-3501-3754 FAX 03-3501-7917

■まちづくり会社等の民間事業者が商業施設を整備する場合の低利融資を受けたい
－ 経済活力向上を図るための低利な融資制度 －

支援事業名

4(13) 中心市街地における低利融資(企業活力強化貸付(企業活力強化資金))【経済産業省】

支援事業概要

中心市街地を活性化させるため、様々な関係者が一体となった意欲的な取組を行う地域において、次に定める事業を行う者に対し、株式会社日本政策金融公庫(沖縄県においては沖縄振興開発金融公庫)による低利融資を行います。

- ①民間事業者・まちづくり会社等が、法第50条に基づく認定を受けた特定民間中心市街地経済活力向上事業計画(以下「認定経済活力向上事業計画」という)(4(7)参照)に基づいて行う事業(事業の実施のために必要な設備資金及び運転資金)
- ②中小企業者が行う、認定経済活力向上事業計画に基づいて整備された施設で卸・小売・飲食店及びサービス業の合理化、共同化等を図るための設備の取得等の事業

支援対象

まちづくり会社等の民間会社

支援を受けるための要件

- (1) 基本計画の認定
- (2) 事業ごとの要件

法第50条に基づく特定民間中心市街地経済活力向上事業計画(以下「経済活力向上事業計画」という)の経済産業大臣認定を受けていることが必要です。

支援内容

- (1) 貸付対象
支援事業概要①について
経済活力向上事業計画の認定を受けた事業者
支援事業概要②について
認定経済活力向上事業計画に基づいて整備された施設で卸・小売・飲食店及びサービス業のいずれかの事業を営む者等
- (2) 融資限度額 7億2千万円
- (3) 貸付金利
特別利率③(支援事業概要②は特別利率の適用限度額2億7千万円)

備考

【留意事項】

詳細は株式会社日本政策金融公庫(沖縄県においては沖縄振興開発金融公庫)にお問い合わせください。

お問い合わせ先

株式会社日本政策金融公庫

電話 0120-154-505

(沖縄県においては 沖縄振興開発金融公庫 電話 098-941-1795)

■認定特定民間中心市街地活性化事業計画に基づく中心市街地の
中小商業活性化のための税制支援を受けたい
－ 経済活力向上を図るための税制 －

支援事業名

4 (14) 認定特定民間中心市街地活性化事業計画に基づく中小小売商業高度化事業の用に供する土地を譲渡した際の譲渡所得の特別控除【経済産業省】

支援事業概要

法第 48 条に基づく認定を受けた特定民間中心市街地活性化事業計画（以下「認定特定民間事業計画」という）(4 (5) 参照)に記載された中小小売商業高度化事業の用に供するため、土地を譲渡する場合に、譲渡所得から 1,500 万円を特別控除することが認められています（租税特別措置法第 34 条の 2、同法第 65 条の 4、同法第 68 条の 75）。

支援対象

認定特定民間事業計画に記載された中小小売商業高度化事業の用に供するために土地を譲渡した者

支援を受けるための要件

- (1) 基本計画の認定
- (2) 認定特定民間事業計画に記載された中小小売商業高度化事業（法第 7 条第 7 項第 1 号から第 4 号まで又は第 7 号に掲げるものに限る）の用に供する土地であって、当該事業が所定の要件を満たすものであることにつき書面により経済産業大臣の証明がされた事業であることが必要です。

支援内容

以下の、法第 7 条第 7 項第 1 号から第 4 号まで又は第 7 号に定める中小小売商業高度化事業の用に供するため、土地を譲渡する場合に、譲渡所得から 1,500 万円を特別控除することが認められています。

- (1) 第 1 号関係事業（商店街振興組合等）
主として中小小売事業者である組合員又は所属員の経営の近代化を図るため、商店街の区域において店舗、アーケード、街路灯、その他の施設又は設備を設置する事業
- (2) 第 2 号関係事業（事業協同組合、事業協同小組合、協同組合連合会）
主として中小小売事業者である組合員又は所属員の経営の近代化を図るために行う店舗を一の団地に集団して設置する事業
- (3) 第 3 号関係事業（事業協同組合、事業協同小組合）
中小小売事業者である組合員のための共同店舗等の設置の事業

支援内容

(4) 第4号関係事業（協業組合）

組合の店舗又は休憩所、集会所その他の店舗と併設される施設若しくは店舗の設備の設置の事業

(5) 第7号関係事業（特定会社、一般社団法人、一般財団法人）

商店街の区域、団地又は建物の内部に集団して事業を営む中小小売商業者の経営の近代化を支援するために行う事業

お問い合わせ先

中小企業庁 商業課

電話 03-3501-1929 FAX 03-3501-7809

支援策№ 4 (15)

■市町村が行う中心市街地再活性化のためのソフト事業に対して支援を受けたい
ー 経済活力向上を図るための市町村への財政支援 ー

支援事業名

4 (15) 中心市街地活性化ソフト事業【総務省】

支援事業概要

市町村が単独事業として中心市街地再活性化のために行うソフト事業に要する経費の一部について特別交付税により措置します。

支援対象

市町村

支援を受けるための要件

- (1) 基本計画の認定
- (2) 認定基本計画に位置付けられたイベント等のソフト事業に要する経費があること

支援内容

法第9条の規定に基づく基本計画において位置づけられた中心市街地再活性化のために市町村が単独事業として行うソフト事業のうち、市町村の負担する額（一般財源所要額）が一定額を越えるものについて、経費の一部を特別交付税により措置します。

お問い合わせ先

総務省 自治行政局 地域自立応援課 地域振興室
電話 03-5253-5533 FAX 03-5253-5537

■市町村が行う中心市街地再活性化のための施設整備事業に対して支援を受けたい
 — 経済活力向上を図るための、市町村への財政支援 —

支援事業名

4 (16) 中心市街地再活性化特別対策事業【総務省】

支援事業概要

市町村が単独事業として中心市街地再活性化のために行う施設整備等を一般単独事業債の対象とします。

支援対象

市町村

支援を受けるための要件

- (1) 基本計画の認定
- (2) 認定基本計画に位置付けられた施設整備等であること。

支援内容

市町村が中心市街地活性化のために行う単独事業のうち、法第9条の規定に基づく基本計画において位置づけられた施設整備等として、市町村が以下に例示される施設を整備する場合、又は公共的団体が行う施設整備に対して市町村が助成を行う場合について、一般単独事業債の対象とします。

対象となる施設整備の例

- ・集客力を高める施設の整備（市民広場、ホール、駐車場等）
- ・地域の産業の振興に資する施設の整備（展示施設等）
- ・良好な都市・居住環境と街並み景観の向上に資する施設の整備（ポケットパーク等）
- ・子育て支援や若者の居場所づくりに資する施設の整備（託児所等）

備考

【留意事項】

基本計画の認定後、別途、地方債（一般単独事業債）の同意（又は許可）手続きが必要となります。

お問い合わせ先

総務省 自治行政局 地域自立応援課 地域振興室
 電話 03-5253-5533 FAX 03-5253-5537

■ 中心市街地の不動産の取得・建築を促進する税制支援を受けたい
－ 経済活力の向上を図るための税制 －

支援事業名

4 (17) 特定民間中心市街地経済活力向上事業の用に供する不動産の取得又は建物の建築をした際の登録免許税の軽減【経済産業省】

支援事業概要

法第 50 条に基づき認定を受けた特定民間中心市街地経済活力向上事業計画（以下「認定経済活力向上事業計画」という）（4（7）参照）に記載された特定民間中心市街地経済活力向上事業（以下「経済活力向上事業」という）の用に供するため、その事業の実施区域において、不動産の取得又は建物の建築をした場合に、所有権の移転登記又は保存登記に係る登録免許税が 1/2 に軽減されます（租税特別措置法第 81 条）。

支援対象

特定民間中心市街地経済活力向上事業計画（以下「経済活力向上事業計画」という）の認定を受けた事業者

支援を受けるための要件

- (1) 基本計画の認定
- (2) 経済活力向上事業が記載された経済活力向上事業計画について平成 32 年 3 月 31 日までに経済産業大臣の認定を受けていることが必要です。
- (3) 不動産については経済産業大臣の認定の日から 1 年以内に取得したもの、建物については経済産業大臣の認定の日から 3 年以内に建築したもので、その取得又は建築後 1 年以内に登記を受けるものに限ります。

備考

【留意事項】

本制度の適用を受けようとする場合は、登記の申請書に所定の事項の記載がある経済産業大臣の証明書を添付する必要があります。

お問い合わせ先

経済産業省 地域経済産業グループ 中心市街地活性化室
電話 03-3501-3754 FAX 03-3501-7917

■ 中心市街地の商業活性化のために診断・サポートを受けたい

ー 経済活力向上を図るための独立行政法人中小企業基盤整備機構による診断・助言 ー

支援事業名

4 (18) 中心市街地商業活性化診断・サポート事業【経済産業省】

支援事業概要

独立行政法人中小企業基盤整備機構が有する専門的ノウハウを活かして、中心市街地活性化協議会等を対象に、中心市街地の商業等の活性化及び協議会等の活動の活性化に関する取り組みを支援します。

支援対象

- 中心市街地活性化協議会（協議会を立ち上げようとする者を含む）
- 中心市街地活性化法による活性化を検討する商工会議所・商工会・まちづくり会社等の組織
- 法第42条の規定に基づく民間中心市街地商業活性化事業者である中小企業者

支援を受けるための要件

- 中心市街地活性化基本計画の認定を受けている地域（認定を目指している地域を含む）であること。
- 中心市街地の商業活性化に資する事業等であることが必要です。

支援内容

【セミナー型】個別事業等実施のためのセミナー、研修会、勉強会への支援
中心市街地の商業活性化に資する個別事業実施又は協議会等の活動に関する取り組みのためのセミナー等の企画・立案支援、講師の派遣を行います。

【プロジェクト型】個別事業等実施のための助言・診断等を通じた支援
中心市街地の商業活性化に資する個別事業に対し、実効性を高めるために、複数の専門家で構成するプロジェクトチームにより、調査・分析等に基づいた、助言・診断等を行います。

備考

【留意事項】

専門家の派遣日数には、限度があります。中心市街地の商業活性化に資する事業であることが必要です。独立行政法人中小企業基盤整備機構地域本部・沖縄事務所へご相談ください。

申込書・企画書・説明書を独立行政法人中小企業基盤整備機構各地域本部・沖縄事務所に郵送又はご持参ください。支援決定後、研修会、勉強会、セミナー、商業活性化支援（アドバイス、調査等）を実施します。

【関連先ページ】 http://www.smrj.go.jp/supporter/urban_vitalization/index.html#01

お問い合わせ先

- 独立行政法人中小企業基盤整備機構 まちづくり推進室
電話 03-5470-1632 FAX 03-5470-1178
- 独立行政法人中小企業基盤整備機構（巻末中小機構地域本部一覧参照）

■ 中心市街地活性化協議会の設立・運営、活性化計画についてアドバイスを受けた ー 経済活力向上を図るための専門家による助言 ー

支援事業名

4 (19) 中心市街地商業活性化アドバイザー派遣事業【経済産業省】

支援事業概要

独立行政法人中小企業基盤整備機構が、中心市街地の活性化に関して課題を抱える中心市街地活性化協議会等に対して、専門知識・ノウハウを持つアドバイザーを派遣し、中心市街地活性化協議会の設立・運営に係るアドバイスや個別事業の実施に係るアドバイスを行います。

支援対象

- ・ 中心市街地活性化協議会
- ・ 法第 42 条に基づく民間中心市街地商業活性化事業者（以下「認定商業活性化事業者」という）である中小企業者
- ・ 中心市街地活性化法による活性化を検討する商工会・商工会議所、まちづくり会社等の組織

支援内容

中心市街地活性化に関して課題を持つ中心市街地活性化協議会（立ち上げようとする組織・団体を含む）及び認定商業活性化事業者である中小企業者に対して、独立行政法人中小企業基盤整備機構が、実務知識・ノウハウを持つアドバイザーを派遣し、中心市街地活性化協議会の設立、運営に係るアドバイスや個別事業（基本計画掲載事業もしくは掲載が見込まれる事業）の実施に係るアドバイスを行います。

【支援期間等】

- ・ 3 人日以内無料（基本計画認定地域は 5 人日以内無料）
- ・ 無料期間を超える場合→派遣費用の一部（1 人日あたり 17,200 円）は自己負担
- ・ 1 テーマにつき原則 12 人日 6 ヶ月以内、かつ合計で年間 60 人日以内

備考

【留意事項】

派遣期間が一定日数を超える場合、アドバイザーの派遣費用の一部は自己負担となります。

【申込方法】

申込書にアドバイス依頼内容等をご記入のうえ、独立行政法人中小企業基盤整備機構まちづくり推進室宛お申込みください。申込書は、派遣希望日の 4 週間前までに到着するように提出してください。

【関連先ページ】

http://www.smrj.go.jp/supporter/urban_vitalization/index.html#02

お問い合わせ先

独立行政法人中小企業基盤整備機構 まちづくり推進室
電話 03-5470-1632 FAX 03-5470-1178

■まちに賑わいを創出するための調査や専門人材活用の支援を受けたい

－ 中心市街地活性化のための支援事業 －

支援事業名

4 (20) 地域・まちなか商業活性化支援事業費補助金（中心市街地再興戦略事業）のうち
調査事業、専門人材活用支援事業【経済産業省】

支援事業概要

中心市街地の活性化に資する調査や専門人材の招聘に対して重点的支援を行うことにより、まちなかの商機能の活性化・維持を図り、市町村が目指す「コンパクトでにぎわいあふれるまちづくり」を推進します。

支援対象

民間事業者（地方公共団体を除く企業または団体であって、法人格を有し定款等により代表者、活動内容及び財産管理方法等について確認できるもの）

支援を受けるための要件

以下の全ての要件を満たすこと。

- (1) 中心市街地の活性化に関わるまちづくり、商業、都市計画等の専門的な知見を有しかつ、商業及び都市計画等の業界動向に精通している者を活用すること。
- (2) 補助事業者の社員等以外の者
- (3) 下限日数は、原則120人日／年
(十分に効果があると見込まれば、30人日／年まで可)
- (4) 事業に即した指標を設定し、事業終了年度末とその1年後に、報告できること。

支援内容

(1) 調査事業

中心市街地活性化に向け、地域の個性や生活者のニーズを把握し、まちの魅力を真に高める方策を探るために行う調査・分析事業であることとします。

ただし、中心市街地活性化基本計画の認定を目指している地域に限ります。

【事例】

- ・ニーズ調査
生活者が求める、現に中心市街地に欠けている商機能を明らかにするためのアンケート調査等
- ・マーケティング調査
事業規模や採算性、事業継続の見込等が適切であることを確認するための、地域の人口規模、行動範囲や市場規模等のデータ調査等
- ・機能状況調査
周辺の既存の商業施設等と機能分担が図られているなど、取組を実施する場所として適切であることを確認するための調査等
- ・その他

支援内容

(2) 専門人材活用支援事業

商業や中心市街地活性化に向け、補助事業者が行うまちづくりに関して専門的な知見を有する人材招聘等を行う事業。

備考

【補助率】

調査事業（2/3以内）

専門人材活用支援事業

- ・ 地方公共団体からの費用負担がある事業（2/3以内）
- ・ 地方公共団体からの費用負担がない事業（1/2以内）

お問い合わせ先

経済産業省 地域経済産業グループ 中心市街地活性化室

電話 03-3501-3754 FAX 03-3501-7917

■地域主導の個性あふれるまちづくりのための施設整備、調査等に対する支援を受けたい
ー 経済活力向上を図る施設整備・調査のための交付金制度 ー

支援事業名

4 (21) 社会資本整備総合交付金 (都市再生整備計画事業) 【国土交通省】

支援事業概要

地域の歴史・文化・自然環境等の特性を活かした個性あふれるまちづくりを総合的に支援し、全国の都市の再生を効率的に推進することにより、地域住民の生活の質の向上と地域経済・社会の活性化を図ることを目的とする制度です。

平成 16 年度に、「まちづくり交付金」制度として創設され、平成 22 年度より社会資本整備総合交付金の基幹事業に位置づけられています。

支援内容

(1) 概要

都市再生特別措置法第 46 条第 1 項に基づき、市町村が都市再生整備計画を作成し、都市再生整備計画に基づき実施される事業等の費用に充当するために交付金を交付。

(2) 交付対象事業

都市再生整備計画に位置付けられたまちづくりに必要な幅広い施設等を対象。

- ・道路、公園、下水道、河川、多目的広場、修景施設、地域交流センター、土地区画整理事業、市街地再開発事業、地域優良賃貸住宅、公営住宅、住宅地区改良事業等
- ・誘導施設の整備については、都市再構築戦略事業を実施する場合についてのみ交付対象となる。なお、都市再構築戦略事業については、事業の目的や地域要件、提案事業が交付対象外となる等、一定の要件があるので、詳しくは社会資本整備総合交付金交付要綱附属第Ⅱ編イ-10-(1)の7.を参照のこと。
- ・中心拠点誘導施設 (医療施設、社会福祉施設、教育文化施設、子育て支援施設)、連携生活拠点誘導施設 (医療施設、地域交流センター等)、生活拠点誘導施設 (医療施設、地域交流センター)、高齢者交流拠点誘導施設
- ・市町村の提案に基づく事業、各種調査や社会実験等のソフト事業

(3) 交付期間

概ね3~5年

(4) 国費率

事業費に対して概ね4割 (交付金の額は一定の算出方法により算出)

※都市再構築戦略事業は国費率1/2。

お問い合わせ先

国土交通省 都市局 市街地整備課

電話 03-5253-8111 (内線 32-763) FAX 03-5253-1591

■商店街の活性化に向けた取り組みに支援を受けたい

－ 商店街組織が単独、又は民間事業者と連携して行う事業を支援する助成制度 －

支援事業名

4 (22) 地域・まちなか商業活性化支援事業（地域商業自立促進事業）【経済産業省】

支援事業概要

商店街等を基盤として、地域経済の持続的発展を図るため、地域住民等のニーズや当該商店街を取り巻く外部環境の変化を踏まえ、地方公共団体と密接な連携を図り、商店街組織が単独で、又は商店街組織がまちづくり会社等の民間企業や特定非営利活動法人等と連携して行う、以下の対象6分野（①少子・高齢化、②地域交流、③新陳代謝、④構造改善、⑤外国人対応、⑥地域資源活用）いずれかに係る公共性の高い取組を支援する事業です。

支援対象

商店街組織、又は商店街組織と民間事業者の連携体

【商店街組織】

- ①商店街振興組合、事業協同組合等において組織される法人格を持った商店街組織
- ②法人化されていない任意の商店街組織であって、規約等により代表者の定めがあり、財産の管理等を適正に行うことができる者
- ③①②に類する組織

【民間事業者】

当該地域のまちづくりや商業活性化、コミュニティ活動の担い手として事業に取り組むことができる者であり、定款等に代表者の定めがあり、財産の管理等を適正に行うことができる者

支援内容

- (1) 自立促進調査分析事業（補助率：2/3 上限額 500万円 下限額 100万円）

商店街等において、商店街等の中長期的発展及び商店街等の自立化を図る新たな取組を行うに当たり、その取組内容が、地域住民等のニーズや当該商店街を取り巻く外部環境の変化を踏まえたものであり、当該商店街において自立的に継続して取り組む事業として施設やサービスの利用者数、採算性等を確認するために必要な調査・分析事業を支援します。
- (2) 自立促進支援事業（補助率 2/3 又は 1/2 上限額 2億円 下限額 100万円）

商店街等において、歩行者通行量の増加、売上増加等に効果のある事業であって、自立促進調査分析事業の結果（同等程度のニーズ調査、マーケティング調査等を独自に実施している場合は、当該調査結果を含む。）等の一定の根拠やデータを踏まえて行う、地域住民等のニーズや当該商店街等を取り巻く外部環境の変化に適合した、役割・規模・ステージに合わせた全国モデルとなる新たな取組により、商店街等の中長期的な発展及び商店街等の自立化を促進し、商店街等が有する公共的機能、買物機能の維持・強化を図る事業を支援します。

お問い合わせ先

中小企業庁 商業課

電話 03-3501-1929

各経済産業局等担当課（流通・サービス産業課、商業振興室等）

- 商店街において、地域文化資源を活かしてにぎわいを創出し、
交流人口の増加を図る環境整備をしたい
- － 商店街組織が単独、又は民間事業者と連携して行う事業を支援する助成制度 －

支援事業名

4 (23) 地域文化資源活用空間創出事業（商店街支援事業）【経済産業省】

支援事業概要

歴史的建造物群を中心としたまちなみ整備や、文化イベントを契機とした地域の活性化、名所・観光地・食文化等、地域文化資源と連携した空間創出によって、にぎわいを創出し、外国人観光客等を増加させるとともに、これらと連携した商店街の活性化を図ることを目的としております。

支援対象

商店街組織、又は商店街組織と民間事業者の連携体

【商店街組織】

- ①商店街振興組合、事業協同組合等において組織される法人格を持った商店街組織
- ②法人化されていない任意の商店街組織であって、規約等により代表者の定めがあり、財産の管理等を適正に行うことができる者
- ③①②に類する組織

【民間事業者】

当該地域のまちづくりや商業活性化、コミュニティ活動の担い手として事業に取り組むことができる者であり、定款等に代表者の定めがあり、財産の管理等を適正に行うことができる者

支援内容

- (1) 地域文化資源活用空間整備事業（補助率：2/3または1/2 上限額 7,500万円 下限額 100万円）
商店街等が取り組む、地域文化資源を活用した外国人観光客に地域での消費を促すための空間・環境整備を支援します。
- (2) 地域文化資源活用交流促進事業（補助率：1/2 上限額 300万円 下限額 100万円）
商店街等が取り組む、地域文化資源を活用した外国人観光客に地域での消費促すためのイベント事業を支援します。

お問い合わせ先

中小企業庁 商業課

電話 03-3501-1929

各経済産業局等担当課（流通・サービス産業課、商業振興室等）

■まちづくりのリーダー人材の育成を図るための支援を受けたい

－ 中心市街地活性化のための人材育成支援 －

支援事業名

4 (24) 中小企業等支援人材育成支援事業のうち、中心市街地活性化普及促進事業
【経済産業省】

支援事業概要

中心市街地活性化に係る多様な知識を有し、活性化の推進を担うまちづくりの中核となる人材及びそれらを支える人材を育成するため、研修の実施・教材の提供・各種情報提供等からなる人材育成プログラムを実施します。

支援対象

まちづくり会社、商工会議所・商工会の職員、行政関係者等でまちづくりに取組んでいる又はこれから取り組もうとしている者

支援内容

まちづくりに必要不可欠な事項や先進事例等について学ぶことができる研修会を実施します。

(1) 座学研修

まちづくりに必要な専門知識やノウハウを座学形式で講義する研修。

(2) 実地研修

まちづくりの先進地域で活躍する関係者等のもとで、実践的ノウハウ等を学ぶ実地研修。

(3) まちづくりオープン会議（シンポジウム）の実施

まちづくりに関わる特定の属性やテーマに沿って、公開形式で取組を紹介・議論を行い、関係者とのネットワーク形成等の機会を提供するシンポジウムを実施。

(4) まちづくり情報サイト「街元気」

国の政策、全国の先進事例、研修案内等まちづくりに関わる人にとって有益と考えられる各種情報を提供。

備考

【留意事項】

応募書類（まちづくり情報サイト「街元気」（<http://www.machigenki.jp/>）からダウンロード）に記入のうえ、受講申込みをします。

【関連先ページ】

<http://www.machigenki.jp/> まちづくり情報サイト「街元気」

お問い合わせ先

経済産業省 地域経済産業グループ 中心市街地活性化室
電話 03-3501-3754 FAX 03-3501-7917

- 中心市街地で小売商業等を行うにあたっての、
設備投資等に対する低利融資を受けたい
- － 経済活力向上のための中小小売業者等を対象とした低利な融資制度 －

支援事業名

4 (25) 中心市街地・商店街に出店・事業を行う中小小売業者等の設備投資資金等に対する低利融資（企業活力強化貸付（企業活力強化資金））【経済産業省】

支援事業概要

中心市街地において、卸・小売、飲食店、サービス業を営む者及び不動産賃貸業を営むまちづくり会社に対して、経営基盤強化のための合理化・共同化等を図るための設備取得、集配センターの取得、セルフサービス店の取得、ショッピングセンターへの入居、販売促進・人材確保及び新分野への進出等に必要な資金について、株式会社日本政策金融公庫による低利融資を行います。

支援対象

中心市街地において、卸・小売、飲食店、サービス業を営む者及び不動産賃貸業を営むまちづくり会社

支援を受けるための要件

中心市街地に存する中小小売業者等であること。

支援内容

(1) 貸付対象事業

経営基盤強化のための合理化・共同化等を図るための設備取得、セルフサービス店の取得、集荷センターの取得（中小企業事業のみ）、ショッピングセンターへの入居、販売促進・人材確保及び新分野への進出等に必要な資金について、株式会社日本政策金融公庫による低利融資を行います。

(2) 貸付限度額

中小企業事業が7億2千万円（特別利率の適用限度額は2億7千万円）
国民生活事業が7千2百万円となります。

(3) 貸付利率

法による中心市街地等で事業を行う場合

- ・中小企業事業本部→特別利率①、②
- ・国民生活事業本部→特別利率②、③

備考

【留意事項】

詳細は株式会社日本政策金融公庫（沖縄県においては沖縄振興開発金融公庫）にお問い合わせください。

【関連先ページ】

日本政策金融公庫 【融資のご案内】

お問い合わせ先

株式会社日本政策金融公庫

電話 0120-154-505

（沖縄県においては沖縄振興開発金融公庫 電話 098-941-1795）

■ 中心市街地に大規模小売店舗の立地を促したい

－ 経済活力向上を図るための大店立地法の特例（出店手続きの簡素化） －

支援事業名

4 (26) 大規模小売店舗立地法の特例（第二種大規模小売店舗立地法特例区域）
（法第 65 条）【経済産業省】

支援事業概要

中心市街地における大規模小売店舗の立地を促進し、中心市街地の商業等の活性化を図るため、中心市街地において大規模小売店舗立地法の新設又は変更の際の届出書類の簡素化や 8 ヶ月の実施制限を適用除外とする等により、大規模小売店舗立地法の手続の簡素化を図るものです。

支援対象

中心市街地に大規模小売店舗を設置する者

支援を受けるための要件

申請地区が中心市街地であること。

支援内容

中心市街地の商業等の活性化を図るため、中心市街地において、大規模小売店舗立地法の新設又は変更の際の届出書類の簡素化や 8 ヶ月の実施制限を適用除外とする等により、中心市街地における大規模小売店舗の立地を促進します。

備考

【留意事項】

第二種大規模小売店舗立地法特例区域は、都道府県及び政令指定都市により、基本計画の認定に関わらず設定することができますが、基本計画に記載する場合においては、特例区域の指定主体と調整されていることが望めます。

お問い合わせ先

経済産業省 地域経済産業グループ 中心市街地活性化室
電話 03-3501-3754 FAX 03-3501-7917

■卸売市場の施設整備を図るための支援を受けたい

－ 経済活力向上のための卸売市場の施設整備への助成制度 －

支援事業名

4 (27) 食品流通拠点施設整備対策 (卸売市場施設整備対策) 【農林水産省】

支援事業概要

食料の安定的な供給体制等を確保するため、各卸売市場が経営展望に即して行う産地や実需者との連携、品質管理の高度化等に資する施設の整備を支援します。

支援対象

地方公共団体、卸・仲卸業者等が組織する事業協同組合等

支援内容

(1) 補助対象

強い農業づくり交付金 (農林水産省)

①品質・衛生管理高度化施設整備の取組

中央卸売市場又は地域拠点市場が経営展望に即して実施する施設の整備であり、品質・衛生管理機能の高度化に資するものに対し支援

②物流効率化に向けた施設整備の取組

中央卸売市場又は地域拠点市場が経営展望に即して実施する施設の整備であり、卸売市場の物流を効率化させるためのものに対し支援

③卸売市場再編促進施設整備の取組

中央卸売市場から転換した地域拠点市場が実施する施設の整備、他の卸売市場との連携に係る共同集出荷施設の整備、他の卸売市場との統合又は産地・実需者との連携に係る施設の整備及び廃止卸売市場における施設の撤去に対し支援

④輸出促進対応卸売市場施設整備の取組

中央卸売市場又は地域拠点市場が経営展望に即して実施する施設の整備であり、輸出促進に向けた取組を行うものに対し支援

⑤卸売市場防災対応施設整備の取組

中央卸売市場又は地域拠点市場が経営展望に即して実施する施設の整備であり、既存卸売市場における地震に係る災害の未然防止や被害の軽減等に必要な耐震化及び災害発生時に業務を継続するために必要な最低限度の防災対策のためのものに対し支援

(2) 交付率

定額 (4/10 以内、1/3 以内)

備考

【関連先ページ】

http://www.maff.go.jp/j/seisan/suisin/tuyoi_nougyou/t_tuti/H30/180405.html

【強い農業づくり交付金】

お問い合わせ先

農林水産省 食料産業局 食品流通課 卸売市場室

電話 03-6744-2059

■「稼げるまちづくり」を目指した

まちの賑わい創出を含む戦略的な取組などに対して支援を受けたい

ー 地方公共団体の自主的・主体的な取組で、

先導的なものを支援するための交付金 ー

支援事業名

4 (28) 地方創生推進交付金【内閣府】

支援事業概要

地域再生法に基づく地域再生計画に位置づけられた、地方公共団体の自主的・主体的な取組で、先導的なものを支援します。

支援対象

事業主体：地方公共団体

支援を受けるための要件

地域再生法に基づく地域再生計画の認定

支援内容

地方版総合戦略に基づく、地方公共団体の自主的・主体的で、官民協働、地域間連携、政策間連携等の要素を含む先導的な取組を支援します。

(1) 補助対象事業

交付対象となる「先導的な事業」とは、事業ごとの性質を踏まえつつ、具体的には以下のような要素を有する事業です。

i 自立性

事業を進めていく中で、事業推進主体が自立していくことにより、将来的に本交付金に頼らずに、事業として継続していくことが可能となる事業であること。

ii 官民協働

地方公共団体のみでの取組ではなく、民間と協働して行う事業であること。また、単に協働するにとどまらず、民間からの資金（融資や出資など）を得て行うことがあれば、より望ましい。

iii 地域間連携

単独の地方公共団体のみでの取組ではなく、関係する地方公共団体と連携し、広域的なメリットを発揮する事業であること。

iv 政策間連携

単一の政策目的を持つ単純な事業ではなく、複数の政策を相互に関連づけて、全体として、地方創生に対して効果を発揮する事業であること又は利用者から見て意味あるワンストップ型の窓口等の整備を行う事業であること。

支援内容

v 事業推進主体の形成

事業を実効的・継続的に推進する主体が形成されること。特に様々な利害関係者が含まれつつ、リーダーシップを持つ人材がその力を発揮できる体制を有した推進主体であることが望ましい。

vi 地域社会を担う人材の育成・確保

事業を推進していく過程において、地方創生に役立つ人材の育成や確保を目指すものであること。

vii 事業が先導的であると認められるその他の理由

備考

【関連先ページ】

https://www.kantei.go.jp/jp/singi/tiiki/tiikisaisei/pdf/180601_chiiki-kouhuyoukou.pdf
地方創生推進交付金制度要綱

お問い合わせ先

内閣府 地方創生推進事務局
電話 03-3581-4213

■少子化対策の取組などに対して支援を受けたい

－ 少子化対策に取り組む地方自治体を支援するための補助金 －

支援事業名

4 (29) 地域少子化対策重点推進交付金【内閣府】

支援事業概要

地方自治体が行う少子化対策事業（「結婚に対する取組」や「結婚、妊娠・出産、乳児期を中心とする子育てに温かい社会づくり・機運の醸成の取組」）について、これまでの取組から発掘された優良事例の横展開や「子育て安心プラン」の推進に資する取組などを支援します。

支援対象

地方自治体

支援内容

(1) 対象分野

- ・結婚に対する取組
- ・結婚、妊娠・出産、乳児期を中心とする子育てに温かい社会づくり・機運の醸成の取組

(2) 対象経費

地域少子化対策重点推進事業に必要な諸謝金、賃金、報償費、旅費、需用費、役務費、委託料、使用料及び賃借料、備品購入費、負担金、補助金

(3) 補助率：1/2（事業内容によっては 2/3）

備考

【関連先ページ】

http://www8.cao.go.jp/shoushi/shoushika/meeting/koufukin/h30/tousho_yosan.html

お問い合わせ先

内閣府 子ども・子育て本部（少子化対策担当）

電話 03-5253-2111

■都市型新事業を実施する企業等の立地促進を図る施設整備のための支援を受けたい
 - 都市型新事業を実施する企業等の立地促進を図るための特例 -

支援事業名

5 (1) 都市型新事業に係る特定民間中心市街地活性化事業計画の主務大臣認定
 (法第7条第11項第1号、第48条)【経済産業省】

支援事業概要

民間事業者が認定中心市街地において、中心市街地に集まる個人消費者や事業者等のニーズに対応した商品・サービスの提供を行う都市型新事業を実施する企業等の立地を促進するための施設を整備することにより、中心市街地における活発な事業活動の展開を図る事業に対し、経済産業大臣が特定民間中心市街地活性化事業計画(以下「特定民間事業計画」という)の認定を行います。

なお、当該事業計画の認定を受けた者は、法第53条に基づく中小企業信用保険法の特例を受けることができます。

支援対象

組合、民間事業者、地方公共団体

支援を受けるための要件

- (1) 基本計画の認定
- (2) 都市型新事業は、法第7条第9項第1号に規定する事業であることが必要。
- (3) 本事業は以下の要件を満たす必要があります。

①施設の機能

整備する施設は、都市型新事業を実施する事業者が入居して事業展開スペースとして利用する機能(賃貸型事業場等)、新商品・新役務に係る研究開発等を促進する機能(共同研究施設・産学連携支援施設等)、研究開発や事業化を支援する機能(インキュベータ等)、市場の動向やニーズ把握を行う機能(情報交流施設等)、又は需要者との接触を通じて新事業展開を促進する機能(展示・販売施設等)を有する施設であること。

②施設の規模

整備する施設の規模は、概ね5事業者程度以上の利用が可能となるものであること。

③事業実施主体

本事業は、組合による実施、共同事業形態等の民間事業者の協力・連携の下での実施、民間事業者と地方公共団体等の公的主体の協力・連携による実施等、中心市街地の活性化に即した事業を実施できる主体及び事業形態によって行われること。

④中心市街地の特性の活用

中心市街地及びその周辺に存在する事業者や研究機関、事業者支援機関等、当該中心市街地の有する人や組織のポテンシャル、技術的蓄積等を適切に活用する事業であること。

本事業の経済産業大臣による特定民間事業計画の認定に当たっては、認定基本計画に記載された事業であって、協議会の協議を経ている必要があります。

支援内容

民間事業者が認定中心市街地において、中心市街地に集まる個人消費者や事業者等のニーズに対応した商品・サービスの提供を行う都市型新事業を実施する企業等の立地を促進するための施設を整備することにより、中心市街地における活発な事業活動の展開を図る事業に対し、経済産業大臣が特定民間事業計画の認定を行います。

当該事業計画の認定を受けた者は、法第 53 条に基づく中小企業信用保険法の特例を受けることができます。(4 (9) 参照)

備考

【留意事項】

経済産業大臣による特定民間事業計画の認定の申請は、市町村を経由して行う必要があります。

この場合において、市町村は当該事業計画に関して意見を付すことができます。

お問い合わせ先

経済産業省 地域経済産業グループ 地域産業基盤整備課
電話 03-3501-1677 FAX 03-3501-6270

■鉄道、ロープウェー、路面電車、バス、旅客船等を

対象とする共通乗車船券導入に係る支援を受けたい

ー 公共交通機関の利便増進を図るための許認可の特例 ー

支援事業名

5 (2) 共通乗車船券 (法第 40 条) 【国土交通省】

支援事業概要

鉄道、索道 (ロープウェー等)、軌道 (路面電車等)、バス、旅客船を対象とする共通乗車船券の導入について法第 40 条第 1 項に基づく届出を行った場合、関係事業法規に基づく届出を行ったものとみなす特例を設け、窓口の一元化、ワンストップサービスによる手続きの迅速化により、運送事業者の事務負担を軽減し、共通乗車船券の発行の促進を図るものです。

これにより、運賃及び料金の割引による移動に係る費用負担及び乗り換えの度ごとに切符を買う手間が省けることによる心理的負担を軽減し、公共交通機関の利用者の利便の増進を図り、中心市街地へのアクセス向上及び中心市街地における移動円滑化を図るものです。

支援内容

(1) 支援策の要件

本特例に係る共通乗車船券は、認定中心市街地に来訪する旅客又は認定中心市街地内を移動する旅客を対象とし、二以上の運送事業者が定める期間、区間等の条件の範囲内で、各旅客運送機関を利用できるものです。

本特例を活用するに当たっては、基本計画に記載し、認定を受ける必要があります。

なお、二以上の運送事業者には、鉄道・バスといった異種モード間をまたがる場合のみならず、同種のモードの場合も含まれ、また、二以上の運送事業を行う一事業者 (例えば、鉄道事業と自動車運送事業を行う事業者) も含まれます。

(2) その他

当該事業の着実かつ円滑な実施の確保を図る観点から、事前に十分、運送事業者間の調整を行う必要があります。

なお、法第 40 条第 1 項の規定により共通乗車船券に係る運賃又は料金の割引の届出をしようとする運送事業者は、国土交通省関係中心市街地の活性化に関する法律施行規則第 63 条に定める届出書を共同で提出する必要があります。

お問い合わせ先

国土交通省 総合政策局 公共交通政策部 交通計画課

電話 03-5253-8111(内線 54-705) FAX 03-5253-1513

■道路の未利用地を有効活用し、施設の設置等により中心市街地を活性化させたい
－ 道路占用の特例措置 －

支援事業名

5 (3) 道路の占用の特例 (法第 41 条)【国土交通省】

支援事業概要

道路法上、道路を占有しようとするときは、道路管理者の許可を受けなければならないとされていますが、当該許可に際しては、道路の敷地外に余地がないためにやむを得ない(以下「無余地性」という。)等の基準に適合する場合にのみ、道路管理者は許可を与えることができるものとされています。

本特例の活用により、認定基本計画に記載された施設等の道路の占有であり、道路管理者が施設等の種類ごとに指定した道路の区域に設けられる施設等である等に該当する場合において、当該認定基本計画の期間内に限り無余地性の有無にかかわらず、道路管理者が当該施設等の占有に係る許可をすることが可能となるものです。

支援内容

(1) 要件

基本計画に道路の占有許可に関する事項(対象施設等、占有しようとする場所等)が記載されており、かつ、当該対象施設等が、中心市街地の活性化に関する法律施行令第 5 条に規定するものであることが必要です。

備考

【留意事項】

- ・市町村が、基本計画に道路の占有許可に関する事項を記載しようとする際には、あらかじめ道路管理者及び都道府県公安委員会の同意を得ることが必要です。
- ・道路管理者の同意を得た際に提出した書類(占有の主体、占有物件、占有区域及び期間の分かるもの)の写しを添付してください。
- ・都道府県公安委員会の同意書及び都道府県公安委員会へ提出した書類の写しを添付してください。
- ・占有主体は、原則、道路管理者が設置する「特例道路占有区域に係る占有主体の選定のための委員会」によって選定されます。

お問い合わせ先

国土交通省 道路局 路政課 道路利用調整室

電話 03-5253-8111 (内線 37-363) FAX 03-5253-1616

警察庁 交通局 交通規制課

電話 03-3581-0141 (内線) 5178

■民間事業者が行う食品商業集積施設の整備に対する支援を受けたい
 - 中心市街地の食品流通の円滑化を図るための債務保証制度 -

支援事業名

5 (4) 中心市街地食品流通円滑化事業に係る特定民間事業計画の主務大臣認定
 (法第7条第11項第2号、第54条、第55条)【農林水産省】

支援事業概要

民間事業者が認定中心市街地において、近年の中心市街地の衰退や商店街の空洞化問題に対処するため、駐車場、休憩所等の消費者利便性を備えた食品商業集積施設を整備することにより、中心市街地における食品流通の円滑化を図る事業に対し、農林水産大臣が特定民間事業計画の認定を行います。

当該特定民間事業計画の認定を受けた者は、法第54条に基づく食品等流通合理化促進機構による債務保証等を受けることができます。

支援対象

食品小売業者の出資又は拠出に係る法人又は事業協同組合等の食品小売業者を直接若しくは間接の構成員とするものの出資又は拠出に係る法人

支援を受けるための要件

- (1) 基本計画の認定
- (2) 中心市街地食品流通円滑化事業は以下に示す要件を満たす必要があります。
 - ①設置内容の条件
 - (i) 食品小売業者の店舗(外食・花き関係を含む。)が5店舗以上集積するものであること。
 - (ii) 生鮮食料品(青果、鮮魚又は食肉をいう。)の小売業者の店舗があること。
 - (iii) 食品小売の事業を主として行う者の店舗が2/3以上あること。
 - (iv) 駐車場、駐輪場、休憩所、広場、緑化施設等の利用者の利便の増進に資する施設が、店舗が集積する施設と一体的に(利用可能な範囲に)設置されるものであること。
 - ※ 上記の(i)～(iv)の条件において既存の施設を利用することも可能です。
 (すべての施設を新設する必要はありません。)
- (3) 本事業の農林水産大臣による特定民間事業計画の認定に当たっては、認定基本計画に記載された事業であって、協議会の協議を経ている必要があります。

支援内容

- (1) 食品等流通合理化促進機構による債務保証内容
 - ・保証対象事業者……………認定食品流通円滑化事業を実施する者
 - ・保証割合……………借入金の元本、利息及び損害金の合計額の90%
 - ・保証料率……………保証債務残高の0.8%以内
 - ・保証限度額……………1事業者当たり4億2,000万円(残高通算)以下
 - ・保証対象……………設備資金(土地を含む)及びその維持発展に必要な運転資金(試験研究費、試作費、市場調査費等)

備考

【留意事項】

当該事業の農林水産大臣の認定申請は、法第 48 条第 3 項に掲げる事項を記載した特定民間事業計画を作成し、市町村を経由して行う必要があります。この場合において、市町村は当該特定民間事業計画に関して意見を付すことができます。

なお、施設の整備に当たっては、周辺の住宅の分布状況、道路及び交通網の整備状況、小売店の立地状況、防災対策等に十分配慮するとともに、高齢者、障害者等が利用しやすいものとなるよう施設のユニバーサルデザイン、バリアフリー等に十分配慮してください。

お問い合わせ先

農林水産省 食料産業局 食品流通課
電話 03-3502-7659

■乗合バスの運行計画の変更手続きを簡略化したい

－ 公共交通機関の利便増進を図るための許認可の特例 －

支援事業名

5 (5) 乗合バスの利用者の利便の増進のための事業に係る特定民間事業計画の主務大臣認定 (法第7条第11項第3号、第56条)【国土交通省】

支援事業概要

民間事業者が、バスの運行頻度の改善等中心市街地内外におけるバスサービスの向上を図るために、運行系統ごとの運行回数の増加を行う事業に対し、国土交通大臣が特定民間事業計画の認定を行います。

特定民間事業計画の認定を受けた場合には、法第56条の規定により、運行系統ごとの運行回数の増加に係る道路運送法上の運行計画の変更について、事後の届出で足りることとなります。

支援内容

(1) 支援策の要件

- ①中心市街地内の商業施設等を利用しやすくするため、運行回数の増加を行おうとする運行系統の周辺の商業施設の営業時間、時間帯ごとの施設利用客の多寡等に配慮すること。
- ②それぞれの地域における実情を踏まえ、運行回数の増加により中心市街地を含めた地域におけるバスサービスが全体として利用者の利便性を高め、かつ、調和がとれたものとなるようにすること。
- ③バスサービスと鉄道等の公共交通機関との連絡の円滑化に配慮することにより、交通サービス全体として利用しやすいものとする。
本事業の国土交通大臣による特定民間事業計画の認定に当たっては、認定基本計画に記載された事業であって、協議会の協議を経ている必要があります。

(2) その他

当該事業の国土交通大臣の認定申請は、法第48条第3項に掲げる事項を記載した特定民間事業計画を作成し、市町村を経由して行う必要があります。

この場合において、市町村は当該特定民間事業計画を検討し、意見を付して、国土交通大臣に送付しなければなりません。

なお、本事業の実施については、以下の事項に留意する必要があります。

- ①運行回数の増加に当たっては、地域社会における高齢化の進展、障害者の自立に関する社会の高まり等を踏まえ、また、出来る限り多くの者にバスを利用してもらうため、ノンステップバス等の低床バス車両の導入に努める必要があります。
- ②バスの運行回数の増加と併せてパークアンドバスライド、サイクルアンドバスライド等の交通システムを導入するために必要な施設の整備を行うことが、利用者の利便を向上させる上で効果的であり望まれます。
- ③環境への影響にも配慮することが望ましいことから、低公害車、低燃費車の導入に努める必要があります。

お問い合わせ先

国土交通省 自動車局 旅客課

電話 03-5253-8111(内線 41-234) FAX 03-5253-1636

■貨物の共同集配施設の整備、共同集荷、配送に対する支援を受けたい

－ 公共交通機関の利便増進を図るための許認可の特例 －

支援事業名

5 (6) 貨物運送効率化事業に係る特定民間事業計画の主務大臣認定
(法第7条第11項第4号、第57条)【国土交通省】

支援事業概要

民間事業者が中心市街地において、貨物の輸送の効率化を図るとともに、交通渋滞の緩和や環境負担の低減等による中心市街地内の交通環境の改善と地域住民の生活環境の改善を図るために、共同集配施設を整備し、共同で集荷又は配送を行う事業に対し、国土交通大臣が特定民間事業計画の認定を行います。

特定民間事業計画の認定を受けた場合には、法第57条に規定する貨物利用運送事業法及び貨物自動車運送事業法の特例を受けることができます。

支援内容

(1) 支援策の要件

①実施場所

共同集配事業が行われる地域は、当該中心市街地において、営業用貨物自動車による交錯輸送が著しいことにより、貨物の運送の効率化を図ることが適切であると認められる地域とする。

共同集配のための施設を整備する事業が行われる地域は、中心市街地の区域の外であっても差し支えない。

②事業主体

法第7条第11項第4号イに規定する施設を整備する事業者と同号ロに規定する共同集配事業を行う事業者は、同一主体でも、異なる主体でも差し支えない。なお、事業の円滑な実施の観点から、事業実施に当たり許認可等を要する場合には、許認可等に係る関係法令等を所管する行政機関等との十分な調整を図ることが必要である。イとロが異なる主体の場合は共同で特定民間中心市街地活性化事業計画を申請することとする。ロに規定する事業を行う事業者は、既存運送事業者の全部又は大部分の集配を集約し、積合貨物の運送を行う必要がある。

③施設

同号イに規定する施設は、必ずしも自動仕分けコンベア等高度な物流機器を備えている必要はなく、共同集配事業を実施するために中心市街地から集荷された貨物の仕分け又は当該中心市街地への貨物の配達に必要な仕分けを行うことができる施設及び規模を備えていれば足りる。

本事業の国土交通大臣による特定民間事業計画の認定に当たっては、認定基本計画に記載された事業であって、中心市街地活性化協議会の協議を経ている必要があります。

支援内容

(2) その他

当該事業の国土交通大臣の認定申請は、法第 48 条第 3 項に掲げる事項を記載した特定民間事業計画を作成し、市町村を経由して行う必要があります。

この場合において、市町村は当該特定民間事業計画を検討し、意見を付すことができます。なお、本事業の実施については、以下の事項に留意する必要があります。

①貨物運送効率化事業の円滑な実施に当たっては、事前に十分、運送事業者間の調整を行い、また、取引先の理解を得るなど共同集配事業が円滑に実施できるよう所要の措置を講ずる必要があります。

また、利害の調整に当たっては、本事業が中心市街地に係る集配を行う運送事業者の全部又は大部分が参加するものであるため、大企業と中小企業が一体となって実施することが十分想定されることから、このような場合には、中小企業に不当な負担を課すことがないよう配慮する必要があります。

②貨物運送効率化事業が円滑に実施され、その実施が一層促進されるためには、集配、荷捌きの効率化、伝票類の統一化、貨物の追跡管理情報システムの高度化、事故時の責任体制の明確化など、サービスレベルの向上に努める必要があります。

お問い合わせ先

国土交通省 総合政策局 物流政策課（物流産業室）

電話 03-5253-8111(内線 25-344) FAX 03-5253-1559

■ 中心市街地へのアクセス向上のための街路、駐車場等の整備に対する支援を受けたい
ー 公共交通機関の利便増進を図るための交付金制度 ー

支援事業名

5 (7) 社会資本整備総合交付金 (道路事業 (街路)) 【国土交通省】
防災・安全交付金 (道路事業 (街路))

支援事業概要

都市内交通の円滑化や市街地の形成等を図る街路等の整備に対して支援を行います。

支援内容

(1) 事業主体

都道府県、市町村

(2) 補助対象

① 中心市街地へのアクセスの向上又は中心市街地内の歩行者空間の創出や移動の利便性・快適性の向上等により中心市街地の活性化に資する以下の事業であり、その全部または一部が中心市街地の区域内に存するもの。

- ・ 中心市街地へのアクセスを向上させる幹線街路の整備
- ・ 交通結節点の整備
- ・ 公共交通機関を支援する街路の整備
- ・ 駐車場の整備
- ・ 自転車駐車場の整備
- ・ 連続立体交差事業
- ・ 歩行者空間を創出する街路の整備
- ・ 無電柱化推進事業
- ・ 沿道の土地利用を促進する街路の整備

・ 中心市街地内の交通円滑化等を目的とする総合交通戦略に位置付けられた事業
・ その他中心市街地の活性化に効果の高い事業

② 中心市街地へのアクセスの向上又は中心市街地内の通過交通を排除することで歩行者空間の創出や移動の利便性・快適性の向上等により中心市街地の活性化に資する以下の事業であり、その全部が中心市街地の区域外に存するもの。

- ・ 中心市街地へのアクセスを向上させる幹線街路、公共交通機関を支援する街路、交通結節点、パークアンドライド等駐車場・自転車駐輪場等の整備
- ・ 中心市街地の通過交通を排除するなどの、中心市街地の交通円滑化に資する街路の整備、連続立体交差事業
- ・ 中心市街地内の交通円滑化等を目的とする総合交通戦略に位置付けられた事業
- ・ その他中心市街地の活性化に効果の高い事業

(3) 国費率

1/2 等

お問い合わせ先

国土交通省 都市局 街路交通施設課

電話 03-5253-8111 (内線 32-845) FAX 03-5253-1592

■地域主導の個性あふれるまちづくりのための施設整備、

調査等に対する支援を受けたい

ー 公共交通機関等の整備改善を図るための交付金制度 ー

支援事業名

5 (8) 社会資本整備総合交付金 (都市再生整備計画事業) 【国土交通省】

支援事業概要

地域の歴史・文化・自然環境等の特性を活かした個性あふれるまちづくりを総合的に支援し、全国の都市の再生を効率的に推進することにより、地域住民の生活の質の向上と地域経済・社会の活性化を図ることを目的とする制度です。

平成 16 年度に、「まちづくり交付金」制度として創設され、平成 22 年度より社会資本整備総合交付金の基幹事業に位置づけられています。

支援内容

(1) 概要

都市再生特別措置法第 46 条第 1 項に基づき、市町村が都市再生整備計画を作成し、都市再生整備計画に基づき実施される事業等の費用に充当するために交付金を交付。

(2) 交付対象事業

都市再生整備計画に位置付けられたまちづくりに必要な幅広い施設等を対象。

- ・道路、公園、下水道、河川、多目的広場、修景施設、地域交流センター、土地区画整理事業、市街地再開発事業、地域優良賃貸住宅、公営住宅、住宅地区改良事業等
- ・誘導施設の整備については、都市再構築戦略事業を実施する場合についてのみ交付対象となる。なお、都市再構築戦略事業については、事業の目的や地域要件、提案事業が交付対象外となる等、一定の要件があるので、詳しくは社会資本整備総合交付金交付要綱附属第Ⅱ編イ-10-(1)の7. を参照のこと。
- ・中心拠点誘導施設 (医療施設、社会福祉施設、教育文化施設、子育て支援施設)、連携生活拠点誘導施設 (医療施設、地域交流センター等)、生活拠点誘導施設 (医療施設、地域交流センター)、高齢者交流拠点誘導施設
- ・市町村の提案に基づく事業、各種調査や社会実験等のソフト事業

(3) 交付期間

概ね3～5年

(4) 国費率

事業費に対して概ね4割 (交付金の額は一定の算出方法により算出)

※都市再構築戦略事業は国費率1/2。

お問い合わせ先

国土交通省 都市局 市街地整備課

電話 03-5253-8111 (内線 32-737) FAX 03-5253-1591

■鉄道駅のホーム、コンコースの整備や駅空間のコミュニティステーション化を図るための支援を受けたい

－ 公共交通機関の利便増進を図るための助成制度 －

支援事業名

5 (9) 鉄道駅総合改善事業費補助 (国土交通省)

支援事業概要

【次世代ステーション創造事業】

駅空間の質的進化を目指し、まちとの一体感があり、全ての利用者にやさしく、分かりやすく、心地よく、ゆとりある次世代ステーションの創造を図るために、地方公共団体、鉄道事業者、地方運輸局等からなる協議会(「駅まち会議」)において策定された整備計画に基づき、ホームやコンコースの拡幅等の駅改良、バリアフリー施設や駅空間高度化機能施設の整備に対して支援を行います。

支援内容

(1) 対象者

鉄軌道事業者

(2) 対象事業

駅改良及び駅改良と併せて行うバリアフリー施設、駅空間高度化機能施設の整備

①駅改良

- ・ホーム・コンコースの拡幅等による安全性・利便性の向上
- ・跨線橋や人工地盤等の整備

②バリアフリー化

- ・バリアフリー施設(エレベーター、ホームドア、多機能トイレ等)の整備

③駅空間高度化機能施設の整備

- ・生活支援機能施設(保育所、病院等)
- ・観光案内施設(観光案内所、手荷物預かり所等)

(3) 補助率

補助対象経費の1/3以内

お問い合わせ先

国土交通省 鉄道局 都市鉄道政策課 駅機能高度化推進室

電話 03-5253-8111(内線 40-613) FAX 03-5253-1635

■地域公共交通の確保・維持・改善を図るための支援を受けたい

－ 公共交通の充実を図るための助成制度 －

支援事業名

5 (10) 地域公共交通確保維持改善事業（地域公共交通確保維持事業／地域公共交通バリア解消促進等事業／地域公共交通調査等事業）【国土交通省】

支援事業概要

多様な関係者の連携により、地方バス路線などの生活交通の確保・維持を図るとともに、バリアフリー化や地域鉄道の安全性向上に資する設備の整備など、快適で安全な公共交通の構築に向けた取組を支援します。

支援内容

(1) 対象者

①地域公共交通確保維持事業

一般乗合旅客自動車運送事業者、自家用有償旅客運送者、離島航路事業者、航空運送事業者等

②地域公共交通バリア解消促進等事業

一般乗合旅客自動車運送事業者（路線定期運行を行う者に限る。）、一般乗用旅客自動車運送事業者、鉄軌道事業者、国内一般旅客定期航路事業を営む者、本邦航空運送事業者等

③地域公共交通調査等事業

地域における協議会（地域公共交通再編実施計画の策定に必要な調査及び地域公共交通網形成計画等に基づく利用促進・事業評価の取組については、地域公共交通の活性化及び再生に関する法律に基づく協議会に限る。）、地方公共団体

(2) 対象事業（協議会の議論を経て定められた計画に位置づけのある以下の事業）

①地域公共交通確保維持事業

- ・地域をまたがる幹線バス交通ネットワークの確保・維持
- ・幹線交通ネットワークと密接な地域内のバス交通・デマンド交通等の確保・維持
- ・離島の生活に必要な不可欠な航路・航空路の確保・維持等

②地域公共交通バリア解消促進等事業

- ・バス、タクシー、鉄道駅、旅客ターミナルのバリアフリー化等
- ・地域鉄道の安全性向上に資する設備整備等
- ・バリアフリー化されたまちづくりの一環として、L R T、B R Tの導入等公共交通の利用環境改善

③地域公共交通調査等事業

- ・計画策定：地域公共交通網形成計画の策定等
- ・計画推進：地域公共交通網形成計画等に基づく利用促進・事業評価

支援内容

(3) 補助率

- ①地域公共交通確保維持事業
1/2 等
- ②地域公共交通バリア解消促進等事業
1/3 等
- ③地域公共交通調査等事業
計画策定：1/2（上限額 1,000 万円）
計画推進：1/2

※平成30年度より、5月25日に公布された高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律の一部を改正する法律に基づく移動等円滑化促進方針について、市町村が行う方針の策定に係る調査に要する経費に対して支援を行うこととしておりますが、詳細の補助要件については、調整中です。

お問い合わせ先

国土交通省 総合政策局 公共交通政策部 交通支援課

電話 03-5253-8111(内線 54-806) FAX 03-5253-1513

支援策№

5 (11)

■踏切遮断機等、踏切保安設備を整備するための支援を受けたい

－ 鉄道の安全対策を強化するための助成制度 －

支援事業名

5 (11) 鉄道施設総合安全対策事業費補助（踏切保安設備整備）【国土交通省】

支援事業概要

踏切道における事故の防止と交通の円滑化を図るため、踏切遮断機や警報機の設置、障害物検知装置等の高規格保安設備の整備等に係る費用に対し補助を行います。

支援内容

(1) 事業主体

鉄道事業者

(2) 補助率

国：1/2 又は 1/3、地方公共団体：1/3（協調補助ではない）

お問い合わせ先

国土交通省 鉄道局 施設課

電話 03-5253-8111(内線 40-862) FAX 03-5253-1634

■地下鉄整備事業、空港アクセス鉄道等整備事業、
コミュニティ・レール化を行う事業等に対する支援を受けたい
－ 公共交通機関の利便増進を図るための助成制度 －

支援事業名

5 (12) 地下鉄など鉄道整備に対する補助(都市鉄道整備事業費補助(地下高速鉄道/
空港アクセス鉄道等)、幹線鉄道等活性化事業費補助)【国土交通省】

支援事業概要

大都市圏における交通混雑の緩和、都市機能の維持・増進、空港利用者等の利便性の確保
及び鉄道の利用者利便の増進を図るため、地下鉄整備事業、空港アクセス鉄道等整備事業、
コミュニティ・レール化を行う事業等に対し、補助を行います。

支援内容

(1) 都市鉄道整備事業費補助

・地下高速鉄道整備事業費補助

①対象者

公営事業者、準公営事業者、東京地下鉄(株)

②補助率

国：補助対象建設費の35%(地方公共団体も同様の補助を実施)

・空港アクセス鉄道等整備事業費補助

①対象者

公営事業者、準公営事業者

②補助率

国：補助対象建設費の15%(ニュータウン鉄道)

国：補助対象建設費の18%(空港アクセス鉄道)

但し、大臣が定める事業については1/3

(地方公共団体も同様の補助を実施)

(2) 幹線鉄道等活性化事業費補助

①対象者

既存路線の利便性向上等を図り、コミュニティ・レール化を行う地域公共交通活性化・
再生法に基づく法定協議会又は第3セクター等

幹線鉄道の高速化、貨物鉄道の旅客線化等を行う第3セクター

②補助率

コミュニティ・レール化：国1/3(地方公共団体も同様の補助を実施)

高速化、旅客線化：国2/10(地方公共団体も同様の補助を実施)

まちづくり連携高速化事業：国1/3(地方公共団体も同様の補助を実施)

乗継円滑化事業：国2/10(地方公共団体も同様の補助を実施)

お問い合わせ先

国土交通省 鉄道局 都市鉄道政策課

電話 03-5253-8111(内線 40-432) FAX 03-5253-1635

国土交通省 鉄道局 鉄道事業課 地域鉄道支援室

電話 03-5253-8111(内線 40-664) FAX 03-5253-1635

国土交通省 鉄道局 幹線鉄道課

電話 03-5253-8111(内線 40-322) FAX 03-5253-1635

国土交通省 鉄道局 都市鉄道政策課 駅機能高度化推進室

電話 03-5253-8111(内線 57-852) FAX 03-5253-1635

■連絡線等の整備や既設駅の改良に対する支援を受けたい

－ 公共交通機関の利便増進を図るための助成制度 －

支援事業名

5 (13) 都市鉄道利便増進事業費補助【国土交通省】

支援事業概要

相当程度拡充してきた都市鉄道ネットワーク（既存ストック）を有効活用し、その利便の増進を図るため、都市鉄道等利便増進法に基づき、連絡線等の整備による速達性向上、周辺整備と一体的な駅整備による交通結節機能の高度化を推進する事業に対し支援を行います。

支援内容

(1) 対象地域

以下のいずれかの地域

- ・首都圏の既成市街地又は近郊整備地帯
- ・中部圏の都市整備区域
- ・近畿圏の既成都市区域又は近郊整備区域
- ・政令指定都市

(2) 補助対象施設

都市鉄道等利便増進法による国土交通大臣の認定を受けた計画に基づく以下の事業において整備される鉄道施設（附属施設を含む。）

- ・連絡線、相互直通施設又は追越施設の整備
- ・既設駅の改良

(3) 補助対象事業者

第三セクター等公的主体（補助対象施設を整備する主体）

(4) 補助率

補助対象経費の3分の1以内（地方公共団体と同額）

お問い合わせ先

国土交通省 鉄道局 都市鉄道政策課

電話 03-5253-8111(内線 40-454) FAX 03-5253-1635

国土交通省 鉄道局 都市鉄道政策課 駅機能高度化推進室

電話 03-5253-8111(内線 57-852) FAX 03-5253-1635

- 地域内の重要な交流拠点となる官庁施設の整備と連携を図り、
地域のまちづくり計画を推進するための取組に対する支援を受けたい
－ 中心市街地の活性化を図るための支援制度 －

支援事業名

5 (14) 地域のまちづくりに寄与する官庁施設の整備【国土交通省】

支援事業概要

地域のまちづくり計画をふまえ、地域内の重要な交流拠点となる官庁施設の整備を地方公共団体と連携しながら推進します。

支援内容

(1) 対象施設

国の合同庁舎及び単独庁舎で、施設整備の計画が中心市街地の適切な位置にあるもの。

(2) 整備の方針

①官庁施設の効果的な整備

中心市街地の活性化等に資する官庁施設整備を地域と連携し効果的に実施。

②地域における連携

地域の交流拠点として中心市街地の活性化に資する官庁施設の整備について、施設整備の計画段階から地方公共団体等と連携を図りつつ、国公有財産の最適利用、地域の特色や創意工夫を活かした魅力と賑わいのある拠点の形成、人の移動の円滑化に配慮して進めることにより、地域のまちづくり計画を推進するための取組を支援します。

お問い合わせ先

国土交通省 大臣官房官庁営繕部 計画課

電話 03-5253-8111(内線 23-228) FAX 03-5253-1542

■民間が主体となって実施する社会実験・実証事業等に対して支援を受けたい

－ 民間によるまちづくり活動に対する助成制度 －

支援事業名

5 (15) 民間まちづくり活動促進・普及啓発事業【国土交通省】

支援事業概要

市民・企業・NPO などの知恵・人的資源等を引き出す先導的な都市施設の整備・管理の普及を図るため、まちづくり会社等の民間の担い手が主体となった都市再生特別措置法の都市利便増進協定等に基づく施設整備等を含む実証実験等に対し補助を行います。

支援内容

(1) 事業主体

都市再生推進法人、社会実験・実証事業等協議会※又は民間事業者等
※景観協議会、市町村都市再生協議会

(2) 対象地域

①のいずれかに該当する地区であって、かつ、②のいずれかに該当する地区とする。

①・都市再生緊急整備地域

- ・認定歴史的風致維持向上計画の重点区域
- ・観光圏整備計画に定める滞在促進地区内で認定観光圏整備実施計画に係る区域
- ・都市再開発方針が定められた区域
- ・景観計画の区域又は景観地区
- ・地区計画の区域として位置づけられた区域(位置づけられることが確実な区域も含む)
- ・低炭素まちづくり計画の区域
- ・立地適正化計画の都市機能誘導区域(計画に定める見込み区域も含む)

②・現にある良好な都市機能及び都市環境を保全する必要があると認められる土地の区域

- ・公共公益施設の整備等に関する事業が行われ、又は行われた土地の区域であって、新たに良好な都市機能及び都市環境を創出する必要があると認められるもの
- ・地域の土地利用の動向等からみて、都市機能及び都市環境が悪化するおそれがあると認められる土地の区域

(3) 補助対象

社会実験・実証事業等

民間まちづくり計画に基づく、民間の担い手が主体となった都市施設の整備・管理の本格実施に先立ち必要な社会実験、実証事業又は意識啓発等のソフト活動等に要する経費。

支援内容

(4) 国費率

- 都市再生推進法人 1 / 2 以内 (かつ、地方公共団体負担額以内)
 - 社会実験・実証事業等協議会 1 / 2 以内 (かつ、地方公共団体負担額以内)
 - 民間事業者等 (地方公共団体から間接補助)
1 / 3 以内かつ、地方公共団体が補助する額の 1 / 2 以内
- 各種条件があるので、詳細は「民間まちづくり活動促進事業制度要綱」「民間まちづくり活動促進事業交付要綱」を確認すること。

お問い合わせ先

国土交通省 都市局 まちづくり推進課

電話 03-5253-8111(内線 32-575) FAX 03-5253-1589

国土交通省 都市局 都市計画課

電話 03-5253-8111(内線 32-653) FAX 03-5253-1590

国土交通省 都市局 市街地整備課

電話 03-5253-8111(内線 32-745・32-733) FAX 03-5253-1591

国土交通省 都市局 公園緑地・景観課

電話 03-5253-8111(内線 32-984・32-963) FAX 03-5253-1593

■「稼げるまちづくり」を目指した

まちの賑わい創出を含む戦略的な取組などに対して支援を受けたい

— 地方公共団体の自主的・主体的な取組で、

先導的なものを支援するための交付金 —

支援事業名

5 (16) 地方創生推進交付金【内閣府】

支援事業概要

地域再生法に基づく地域再生計画に位置づけられた、地方公共団体の自主的・主体的な取組で、先導的なものを支援します。

支援対象

事業主体：地方公共団体

支援を受けるための要件

地域再生法に基づく地域再生計画の認定

支援内容

地方版総合戦略に基づく、地方公共団体の自主的・主体的で、官民協働、地域間連携、政策間連携等の要素を含む先導的な取組を支援します。

(1) 補助対象事業

交付対象となる「先導的な事業」とは、事業ごとの性質を踏まえつつ、具体的には以下のような要素を有する事業です。

i 自立性

事業を進めていく中で、事業推進主体が自立していくことにより、将来的に本交付金に頼らずに、事業として継続していくことが可能となる事業であること。

ii 官民協働

地方公共団体のみでの取組ではなく、民間と協働して行う事業であること。また、単に協働するにとどまらず、民間からの資金（融資や出資など）を得て行うことがあれば、より望ましい。

iii 地域間連携

単独の地方公共団体のみでの取組ではなく、関係する地方公共団体と連携し、広域的なメリットを発揮する事業であること。

iv 政策間連携

単一の政策目的を持つ単純な事業ではなく、複数の政策を相互に関連づけて、全体として、地方創生に対して効果を発揮する事業であること又は利用者から見て意味あるワンストップ型の窓口等の整備を行う事業であること。

支援内容

v 事業推進主体の形成

事業を実効的・継続的に推進する主体が形成されること。特に様々な利害関係者が含まれつつ、リーダーシップを持つ人材がその力を発揮できる体制を有した推進主体であることが望ましい。

vi 地域社会を担う人材の育成・確保

事業を推進していく過程において、地方創生に役立つ人材の育成や確保を目指すものであること。

vii 事業が先導的であると認められるその他の理由

備考

【関連先ページ】

https://www.kantei.go.jp/jp/singi/tiiki/tiikisaisei/pdf/180601_chiiki-kouhuyoukou.pdf
地方創生推進交付金制度要綱

お問い合わせ先

内閣府 地方創生推進事務局
電話 03-3581-4213

■参考 支援策ナビゲーションページ

	支援策 No.	中活法に基づく特例措置等	頁	支援策 No.	補助金・交付金	頁
1 市街地の整備改善	1 (1)	土地区画整理事業の換地計画において定める保留地の特例（法第16条）	15	1 (5)	社会資本整備総合交付金（道路事業（区画））	19
	1 (2)	路外駐車場についての都市公園の占用の特例（法第17条）	16	1 (6)	社会資本整備総合交付金（道路事業） 防災・安全交付金（道路事業）	20
	1 (3)	中心市街地公共空地等の設置及び管理（法第18条、第19条）	17	1 (7)	社会資本整備総合交付金（道路事業（街路）） 防災・安全交付金（道路事業（街路））	21
				1 (8)	社会資本整備総合交付金 （都市再生整備計画事業）	22
				1 (9)	社会資本整備総合交付金（市街地再開発事業等） 防災・安全交付金（市街地再開発事業等）	23
				1 (10)	社会資本整備総合交付金（都市再生区画整理事業） 防災・安全交付金（都市再生区画整理事業）	24
				1 (11)	社会資本整備総合交付金 （都市公園・緑地等事業）	26
				1 (12)	社会資本整備総合交付金（下水道事業、都市水環境整備下水道事業） 防災・安全交付金（下水道事業、都市水環境整備下水道事業）	27
				1 (13)	社会資本整備総合交付金（港湾事業） 防災・安全交付金（港湾事業）	28
				1 (14)	社会資本整備総合交付金（河川事業） 防災・安全交付金（河川事業）	29
				1 (15)	社会資本整備総合交付金（住宅宅地基盤特定治水施設等整備事業） 防災・安全交付金（住宅宅地基盤特定治水施設等整備事業）	30
				1 (16)	社会資本整備総合交付金（住宅市街地基盤整備事業） 防災・安全交付金（住宅市街地基盤整備事業）	31
				1 (17)	社会資本整備総合交付金（バリアフリー環境整備促進事業） 防災・安全交付金（バリアフリー環境整備促進事業）	32
				1 (18)	社会資本整備総合交付金（優良建築物等整備事業） 防災・安全交付金（優良建築物等整備事業）	34
				1 (19)	社会資本整備総合交付金（住宅市街地総合整備事業） 防災・安全交付金（住宅市街地総合整備事業）	36
				1 (20)	社会資本整備総合交付金（地域住宅計画に基づく事業） 防災・安全交付金（地域住宅計画に基づく事業）	38
				1 (21)	社会資本整備総合交付金（街なみ環境整備事業） 防災・安全交付金（街なみ環境整備事業）	39
				1 (24)	農村集落基盤再編・整備事業	42
				1 (25)	地域用水環境整備事業	44
				1 (26)	文化財建造物保存修理等事業	45
1 (27)	伝統的建造物群保存修理等事業	47				
1 (28)	地方創生推進交付金	49				
2 「都市福祉施設の整備 関連施策	2 (1)	土地区画整理事業の換地計画において定める保留地の特例（法第16条）	51	2 (2)	社会資本整備総合交付金（暮らし・にぎわい再生事業） 防災・安全交付金（暮らし・にぎわい再生事業）	52
				2 (3)	社会資本整備総合交付金 （都市再生整備計画事業）	54
				2 (4)	医療提供体制施設整備交付金	55
				2 (5)	社会福祉施設等施設整備費補助金	57
				2 (6)	保育所等整備交付金	58

	支援策 No.	中活法に基づく特例措置等	頁	支援策 No.	補助金・交付金	頁
2 「都市福利施設の 整備・関連施策」				2 (7)	保育対策総合支援事業費補助金	59
				2 (8)	公立文教施設の整備	60
				2 (9)	地方創生推進交付金	61
3 「街なか居住の推進」 関連施策	3 (1)	中心市街地共同住宅供給事業 (法第 22 条～第 34 条)	63	3 (4)	社会資本整備総合交付金 (都市再生整備計画事業)	66
	3 (2)	地方住宅供給公社の設立の要件に関する特例 (法第 35 条)	64	3 (5)	社会資本整備総合交付金 (優良建築物等整備事業) 防災・安全交付金 (優良建築物等整備事業)	67
	3 (3)	土地区画整理事業の換地計画において定める 保留地の特例 (法第 16 条)	65	3 (6)	社会資本整備総合交付金 (住宅市街地総合整備事業) 防災・安全交付金 (住宅市街地総合整備事業)	69
				3 (7)	社会資本整備総合交付金 (地域住宅計画に基づく事業) 防災・安全交付金 (地域住宅計画に基づく事業)	71
				3 (8)	社会資本整備総合交付金 (住宅市街地基盤整備事業) 防災・安全交付金 (住宅市街地基盤整備事業)	72
				3 (9)	社会資本整備総合交付金 (街なみ環境整備事業) 防災・安全交付金 (街なみ環境整備事業)	73
				3 (10)	地域支援事業交付金	74
				3 (11)	地域創生推進交付金	76
				3 (12)	地域少子化対策重点推進交付金 (結婚新生活支援事業)	78
	4 「経済活力の向上」 関連施策	4 (1)	大規模小売店舗立地法の特例 (第一種大規模小売 店舗立地法特別区域) (法第 37 条・第 38 条)	79	4 (11)	地域文化資源活用空間創出事業費補助金 (中心市街地活性化事業)
4 (2)		民間中心市街地商業活性化事業計画の経済 産業大臣認定 (法第 42 条)	80	4 (12)	地域・まちなか商業活性化支援事業費補助金 (中心市街地再興戦略事業) のうち先導的・実証的	94
4 (4)		中小企業投資育成株式会社法の特例 (法第 45 条)	82	4 (20)	地域・まちなか商業活性化支援事業費補助金 (中心市街 地再興戦略事業) のうち調査事業、専門人材活用支援事業	104
4 (5)		中小小売商業高度化事業に係る特定民間中心市街地活 性化事業計画の主務大臣認定 (法第 7 条第 7 項、第 48 条)	83	4 (21)	社会資本整備総合交付金 (都市再生整備計画事業)	106
4 (6)		特定商業施設等整備事業に係る特定民間中心市街地活 性化事業計画の主務大臣認定 (法第 7 条第 8 項、第 48 条関係)	85	4 (22)	地域・まちなか商業活性化支援事業 (地域商業自立促進事業)	107
4 (7)		特定民間中心市街地経済活力向上事業計画の経済産 業大臣認定 (法第 7 条第 12 項、第 50 条関係)	87	4 (23)	地域文化資源活用空間創出事業 (商店街支援事業)	108
4 (8)		市町村と独立行政法人中小企業基盤整備機構による 貸付制度 (法第 52 条第 2 項)	90	4 (24)	中小企業等支援人材育成事業のうち、中心 市街地活性化普及促進事業	109
4 (9)		中小企業信用保険法の特例 (法第 53 条)	91	4 (27)	食品流通拠点施設整備対策 (卸売市場施設整備対策)	112
4 (10)		認定特定民間中心市街地経済活力向上事業に対 する大規模小売店舗立地法の特例 (法第 58 条)	92	4 (28)	地方創成推進交付金	113
				4 (29)	地域少子化対策重点推進交付金	115
5 「公共交通機関 特定事業者」 関連施策	5 (1)	都市型新事業に係る特定民間中心市街地活性化事業計 画の主務大臣認定 (法第 7 条第 11 項第 1 号、第 48 条)	116	5 (7)	社会資本整備総合交付金 (道路事業 (街路)) 防災・安全交付金 (道路事業 (街路))	125
	5 (2)	共通乗車船券 (法第 40 条)	118	5 (8)	社会資本整備総合交付金 (都市再生整備計画事業)	126
	5 (3)	道路の占用の特例 (法第 41 条)	119	5 (9)	鉄道駅総合改善事業費補助	127
	5 (4)	中心市街地食品流通円滑化事業に係る特定民間事業計 画の主務大臣認定 (法第 7 条第 11 項第 2 号、第 54 条、第 55 条)	120	5 (10)	地域公共交通維持改善事業 (地域公共交通確保維持事業/ 地域公共交通/リ/ア解消促進等事業/地域公共交通調査等事業)	128
	5 (5)	乗合バスの利用者の利便の増進のための事業に係る特定民間 事業計画の主務大臣認定 (法第 7 条第 11 項第 3 号、第 56 条)	122	5 (11)	鉄道施設総合安全対策事業費補助 (踏切保安設備整備)	130

支援策 No.	税 制	頁	支援策 No.	金融等(融資、出資、保険等)	頁	支援策 No.	その他(情報提供、相談対応、セミナー、研修等)	頁
4 (14)	認定特定民間中心市街地活性化事業計画に基づく中小小売商業高度化事業の用に供する土地を譲渡した際の譲渡所得の特別控除	97	4 (13)	中心市街地における低利融資(企業活力強化貸付(企業活力強化資金))	96	4 (3)	独立行政法人中小企業基盤整備機構による協力業務(法第44条)	81
				中心市街地・商店街に出店・事業を行う中小小売業者等の設備投資資金等に対する低利融資(企業活力強化貸付(企業活力強化資金))	110	4 (15)	中心市街地活性化ソフト事業	99
4 (17)	特定民間中心市街地経済活力向上事業の用に供する不動産の取得又は建物の建築をした際の登録免許税の軽減	101	4 (25)			4 (16)	中心市街地再活性化特別対策事業	100
						4 (18)	中心市街地商業活性化診断・サポート事業	102
						4 (19)	中心市街地商業活性化アドバイザー派遣事業	103
						5 (14)	地域のまちづくりに寄与する官庁施設の整備	134

	支援策 No.	中活法に基づく特例措置等	頁	支援策 No.	補助金・交付金	頁
5 公共交通機関、特定事業等 関連施策	5 (6)	貨物運送効率化事業に係る特定民間事業計画の主務大臣認定（法第7条第11項第4号、第57条）	123	5 (12)	地下鉄など鉄道整備に対する補助（都市鉄道整備事業費補助（地下高速鉄道/空港アクセス鉄道等）、幹線鉄道等活性化事業費補助）	131
				5 (13)	都市鉄道利便増進事業費補助	133
				5 (15)	民間まちづくり活動促進・普及啓発事業	135
				5 (16)	地方創生推進交付金	137



支援策 No.	税 制	頁	支援策 No.	金融等（融資、出資、保険等）	頁	支援策 No.	その他（情報提供、相談助言、セミナー、研修等）	頁

お問い合わせ先一覧

府 省 名	電 話 番 号
内閣官房 地方創生推進室事務局	03-3581-4213
総務省	03-5253-5111 (代)
国土交通省	03-5253-8111 (代)
文部科学省	03-5253-4111 (代)
厚生労働省	03-5253-1111 (代)
農林水産省	03-3502-8111 (代)

経済産業省

局 名	部・課・室 名	電 話 番 号
地域経済産業グループ	中心市街地活性化室	03-3501-3754
中小企業庁	経営支援部 商業課	03-3501-1929
北海道経済産業局	流通産業課商業振興室	011-738-3236
東北経済産業局	商業・流通サービス産業課	022-221-4914
関東経済産業局	流通・サービス産業課商業振興室	048-600-0318
中部経済産業局	流通・サービス産業課商業振興室	052-951-0597
近畿経済産業局	流通・サービス産業課	06-6966-6025
中国経済産業局	流通・サービス産業課	082-224-5655
四国経済産業局	商業・流通・サービス産業課	087-811-8524
九州経済産業局	流通・サービス産業課商業振興室	092-482-5456
内閣府沖縄総合事務局	商務通商課	098-866-1731

独立行政法人中小企業基盤整備機構 (略称: 中小機構)

部 名	課・室 名	電 話 番 号
本部 高度化事業部	まちづくり推進室	03-5470-1632
本部 高度化事業部	高度化事業企画課	03-5470-1528
本部 高度化事業部	高度化事業推進課	03-5470-1530
北海道本部	地域振興課	011-210-7473
東北本部	地域振興課	022-399-9058
関東本部	地域振興課	03-5470-1639
中部本部	地域振興課	052-205-6853
北陸本部	地域振興課	076-223-5761
近畿本部	地域振興課	06-6264-8618
中国本部	地域振興課	082-502-6688

部 名	課・室 名	電 話 番 号
四国本部	地域振興課	087-811-3321
九州本部	地域振興課	092-263-0320
沖縄事務所		098-859-7566
中心市街地活性化協議会支援センター		03-5470-1623

その他

団 体 名	電 話 番 号
日本商工会議所	03-3283-7823 (代)
全国商工会連合会	03-6268-0088 (代)
全国中小企業団体中央会	03-3523-4901 (代)
全国商店街振興組合連合会	03-3553-9300 (代)
株式会社全国商店街支援センター	03-6228-3061 (代)
独立行政法人都市再生機構	045-650-0111 (代)
株式会社日本政策金融公庫	0120-154-505
沖縄振興開発金融公庫	098-941-1795

中心市街地活性化支援策ハンドブック

平成 30 年 10 月 発行

※禁無断転載